

令和6年2月28日 開 会

令和6年3月22日 閉 会

令和6年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

2月28日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開　　会（午前10時00分）	8
○日程第1　会議録署名議員の指名について	8
○日程第2　会期の決定について	8
○日程第3　諸般の報告について	8
○日程第4　議第1号から日程第7　議第4号まで	9
林市長提案説明	9
○日程第8　質　　疑	11
○日程第9　討　　論	11
○日程第10　採　　決	12
○日程第11　発議第1号　山県市議会基本条例の一部を改正する条例について	13
加藤裕章議会改革及びICT検討特別委員会委員長趣旨説明	13
○日程第12　質　　疑	13
○日程第13　討　　論	13
○日程第14　採　　決	14
○日程第15　発議第2号　山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	14
福井一徳議員活動適正化特別委員会委員長趣旨説明	14
○日程第16　質　　疑	15
○日程第17　討　　論	15
○日程第18　採　　決	16
○日程第19　議第5号から日程第47　議第33号まで	16
林市長提案説明	17
○散　　会（午前10時50分）	23

3月7日（木曜日）第2号

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	30
○欠席議員	31
○説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	31
○開　　議（午前10時00分）	32
○日程第1　議第34号　財産の取得について	32
林市長提案説明	32
○日程第2　質　　疑（議第5号から議第34号まで）	32
9番　操　知子議員質疑	32
森健康介護課長答弁	33
9番　操　知子議員質疑	33
森健康介護課長答弁	33
9番　操　知子議員質疑	33
谷村理事兼総務課長答弁	33
9番　操　知子議員発言	34
5番　加藤裕章議員質疑	34
丹羽企画財政課長答弁	34
5番　加藤裕章議員質疑	34
丹羽企画財政課長答弁	34
5番　加藤裕章議員質疑	35
丹羽企画財政課長答弁	35
5番　加藤裕章議員質疑	35
丹羽企画財政課長答弁	35
5番　加藤裕章議員発言	36
4番　寺町祥江議員質疑	36
山田子育て支援課長答弁	36
4番　寺町祥江議員質疑	37
山田子育て支援課長答弁	37

4番 寺町祥江議員質疑	38
山田子育て支援課長答弁	38
4番 寺町祥江議員発言	39
10番 福井一徳議員質疑	39
谷村理事兼総務課長答弁	39
10番 福井一徳議員質疑	40
谷村理事兼総務課長答弁	40
10番 福井一徳議員質疑	40
今井まちづくり・企業支援課長答弁	41
10番 福井一徳議員質疑	41
今井まちづくり・企業支援課長答弁	41
10番 福井一徳議員質疑	41
久保田副市長答弁	42
10番 福井一徳議員質疑	43
棚橋建設課長答弁	44
10番 福井一徳議員質疑	45
棚橋建設課長答弁	45
10番 福井一徳議員質疑	45
棚橋建設課長答弁	45
10番 福井一徳議員質疑	46
今井まちづくり・企業支援課長答弁	46
○休憩（午前10時49分）	47
○再開（午前11時00分）	47
10番 福井一徳議員質疑	47
谷村理事兼総務課長答弁	47
10番 福井一徳議員質疑	48
谷村理事兼総務課長答弁	48
10番 福井一徳議員質疑	48
谷村理事兼総務課長答弁	48
10番 福井一徳議員質疑	49
谷村理事兼総務課長答弁	49
10番 福井一徳議員質疑	50

谷村理事兼総務課長答弁	50
10番 福井一徳議員質疑	50
谷村理事兼総務課長答弁	51
10番 福井一徳議員質疑	51
谷村理事兼総務課長答弁	51
10番 福井一徳議員質疑	51
丹羽企画財政課長答弁	52
10番 福井一徳議員質疑	52
丹羽企画財政課長答弁	52
○休憩（午前11時18分）	53
○再開（午前11時18分）	53
10番 福井一徳議員質疑	53
今井まちづくり・企業支援課長答弁	53
10番 福井一徳議員質疑	53
今井まちづくり・企業支援課長答弁	53
10番 福井一徳議員質疑	54
今井まちづくり・企業支援課長答弁	54
10番 福井一徳議員質疑	54
今井まちづくり・企業支援課長答弁	55
10番 福井一徳議員質疑	55
今井まちづくり・企業支援課長答弁	55
10番 福井一徳議員質疑	55
今井まちづくり・企業支援課長答弁	56
10番 福井一徳議員質疑	56
今井まちづくり・企業支援課長答弁	56
10番 福井一徳議員質疑	56
今井まちづくり・企業支援課長答弁	56
10番 福井一徳議員発言	56
5番 加藤裕章議員質疑	56
○休憩（午前11時31分）	57
○再開（午前11時32分）	57
福井農林畜産課長答弁	57

5番 加藤裕章議員発言	57
○日程第3 委員会付託（議第5号から議第34号まで）	58
○散 会（午前11時35分）	58

3月15日（金曜日）第3号

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○説明のため出席した者の職氏名	59
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	60
○開 議（午前10時00分）	61
○日程第1 一般質問	61
1. 10番 福井一徳議員質問	61
(1) 能登半島地震をうけとめ山県市の災害対策の強化について	61
谷村理事兼総務課長答弁	62
福井一徳議員質問	64
谷村理事兼総務課長答弁	66
福井一徳議員質問	67
林市長答弁	67
(2) 山県市の次期「地域公共交通計画」の策定について	68
丹羽企画財政課長答弁	69
福井一徳議員質問	70
丹羽企画財政課長答弁	72
福井一徳議員発言	72
○休 憩（午前10時45分）	72
○再 開（午前10時55分）	72
2. 3番 奥田真也議員質問	72
(1) 山県市こどもサポートセンターについて	72
森川学校教育課長答弁	73
奥田真也議員質問	74
服部教育長答弁	75

奥田真也議員発言	76
(2) 熊出没の通報システムの構築について	76
久保田副市長答弁	77
奥田真也議員質問	77
久保田副市長答弁	77
奥田真也議員発言	78
(3) 小規模多機能自治について	78
谷村理事兼総務課長答弁	79
奥田真也議員質問	80
谷村理事兼総務課長答弁	81
奥田真也議員発言	82
3. 2番 田中辰典議員質問	82
(1) 森林整備と林道網整備について	82
福井農林畜産課長答弁	83
田中辰典議員質問	83
福井農林畜産課長答弁	84
田中辰典議員質問	84
福井農林畜産課長答弁	85
○休憩 (午前11時45分)	85
○再開 (午後1時00分)	85
4. 8番 郷 明夫議員質問	85
(1) 「有害鳥獣対策」について	85
福井農林畜産課長答弁	88
郷 明夫議員質問	89
福井農林畜産課長答弁	90
郷 明夫議員質問	90
福井農林畜産課長答弁	90
5. 9番 操 知子議員質問	91
(1) 認知症検診の推進について	91
森健康介護課長答弁	91
操 知子議員質問	92
森健康介護課長答弁	93

操 知子議員発言	94
○休 憩 (午後 1 時38分)	94
○再 開 (午後 1 時46分)	94
6. 5 番 加藤裕章議員質問	94
(1) 国史跡指定に向けた大桑城跡の取り組みについて	94
藤根生涯学習課長答弁	95
加藤裕章議員質問	96
服部教育長答弁	98
加藤裕章議員発言	99
○散 会 (午後 2 時05分)	99

3月18日(月曜日)第4号

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	101
○出席議員	101
○欠席議員	101
○説明のため出席した者の職氏名	101
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	102
○開 議 (午前10時00分)	103
○日程第1 一般質問	103
7. 1 番 松久 茂議員質問	103
(1) 豪雨に伴う土砂災害対策について	103
棚橋建設課長答弁	104
松久 茂議員質問	105
棚橋建設課長答弁	105
松久 茂議員発言	106
8. 12番 吉田茂広議員質問	107
(1) 国道256号高富バイパスについて	107
棚橋建設課長答弁	107
吉田茂広議員質問	108
棚橋建設課長答弁	109
(2) 森林整備について	109

福井農林畜産課長答弁	109
(3) カーボンマイナスに向けた取り組みについて	110
服部市民環境課長答弁	110
吉田茂広議員質問	111
服部市民環境課長答弁	111
○休憩（午前10時35分）	112
○再開（午前10時45分）	112
9. 4番 寺町祥江議員質問	112
(1) 多様なニーズに対応した実効性のある防災・減災対策にむけて	112
谷村理事兼総務課長答弁	114
岩田福祉課長答弁	115
寺町祥江議員質問	116
谷村理事兼総務課長答弁	117
寺町祥江議員質問	117
林市長答弁	118
○散会（午前11時10分）	118

3月22日（金曜日）第5号

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	124
○出席議員	130
○欠席議員	130
○説明のため出席した者の職氏名	130
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	131
○開議（午前10時00分）	132
○日程第1 常任委員会委員長報告	132
○日程第2 常任委員会委員長報告に対する質疑	134
○日程第3 討 論（議第5号から議第34号まで）	134
10番 福井一徳議員反対討論	134
4番 寺町祥江議員賛成討論	136
○日程第4 採 決（議第5号から議第34号まで）	137
○日程第5 特別委員会の最終報告について	144

○閉　　会（午前10時42分）	147
○会議録署名者	147

令和6年2月28日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 2月28日(水曜日)

-
- 議事日程 第1号 令和6年2月28日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第3号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議第4号 令和5年度山県市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 質 疑
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 議第4号 令和5年度山県市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第9 討 論
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 議第4号 令和5年度山県市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 採 決
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 議第4号 令和5年度山県市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 質 疑
 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 討 論
 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 採 決
 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 質 疑
 発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 討 論
 発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 採 決
 発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第12号 山県市「子育て」応援条例について

日程第27	議第13号	山口市こども家庭センター設置条例について
日程第28	議第14号	山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第15号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第30	議第16号	山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第17号	山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第32	議第18号	山口市水道事業給水条例及び山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第19号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第20号	令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
日程第35	議第21号	令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第36	議第22号	令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第37	議第23号	令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議第24号	令和6年度山口市一般会計予算
日程第39	議第25号	令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
日程第40	議第26号	令和6年度山口市介護保険特別会計予算
日程第41	議第27号	令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
日程第42	議第28号	令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
日程第43	議第29号	令和6年度山口市水道事業会計予算
日程第44	議第30号	令和6年度山口市下水道事業会計予算
日程第45	議第31号	工事請負契約の変更契約の締結について
日程第46	議第32号	第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
日程第47	議第33号	北山辺地総合整備計画の策定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

- 日程第4 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 質 疑
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第9 討 論
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 採 決
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について
- 議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 発議第1号 山口市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 質 疑
- 発議第1号 山口市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 討 論
- 発議第1号 山口市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 採 決
- 発議第1号 山口市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 発議第2号 山口市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 質 疑
発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 討 論
発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 採 決
発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第12号 山県市「子育て」応援条例について
- 日程第27 議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について
- 日程第28 議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第30 議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 日程第32 議第18号 山口市水道事業給水条例及び山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議第19号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第35 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 日程第39 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 日程第40 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 日程第41 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第42 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 日程第43 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 日程第44 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 日程第45 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第46 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 日程第47 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松久茂君 | 2番 | 田中辰典君 |
| 3番 | 奥田真也君 | 4番 | 寺町祥江君 |
| 5番 | 加藤裕章君 | 6番 | 古川雅一君 |
| 7番 | 加藤義信君 | 8番 | 郷明夫君 |
| 9番 | 操知子君 | 10番 | 福井一徳君 |
| 11番 | 山崎通君 | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企画財政課 長	丹 羽 竜 之 君	税務課長	安 達 俊 樹 君
市民環境課 長	服 部 裕 司 君	福祉課長	岩 田 豊 実 君
健康介護課 長	森 正 和 君	子育て支援 課長	山 田 佐 知 子 君
農林畜産課 長	福 井 淳 君	水道課長	大 西 義 彦 君
建設課長	棚 橋 和 夫 君	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉 君
会計管理者	浅 野 浩 昭 君	学校教育課 長	森 川 勝 介 君
生涯学習課 長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男 君	書記	棚 橋 純 次 君
書記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開会

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回山縣市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山崎 通君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番 福井一徳君、12番 吉田茂広君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（山崎 通君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月22日までの24日間とし、2月29日から3月6日まで、8日から14日まで、16日から17日まで、19日から21日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日2月28日から3月22日までの24日間とし、2月29日から3月6日まで、8日から14日まで、16日から17日まで、19日から21日までを休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年11月から令和6年1月までに実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

2月1日、第291回岐阜県市議会議長会議が岐阜市において開催され、加藤副議長と出席しました。会議では、会務報告及び令和6年度岐阜県市議会議長会会計予算などの4議案について、全会一致で原案どおり承認・可決されました。

次に、2月6日、令和6年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係

議員と出席しました。会議では、令和6年度当初予算について審議され、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 議第1号から日程第7 議第4号まで

○議長（山崎 通君） 日程第4、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第5、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第6、議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について、日程第7、議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）、以上4議案について一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和6年山口市議会第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

冒頭、1月1日に発生をいたしました令和6年能登半島地震において、石川県をはじめとした広い範囲で甚大な被害が生じております。亡くなられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々や御家族に対しまして改めてお見舞いを申し上げる次第でございます。本市といたしましても、避難所支援等の職員を派遣させていただいておりますが、今後におきましても継続して支援をしていく予定でございます。

こうした災害に備え、本市も地域防災計画を策定いたしておりますが、今回改めて災害対策の重要性を強く認識したところでございます。さらなる危機管理体制の強化、地域の皆様と共に防災意識の高揚や地域防災力の強化に力を注いでまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以後、人々の暮らしや価値観は変化し、新しい生活様式への対応やデジタル化の加速など、山口市を取り巻く環境は急激に変化を続けております。こうした大きな環境変化にしっかりと対応しつつ、持続可能な行政運営に努め、本市の魅力を最大限に活用できるよう、中長期的な視点を持って施策運営に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております案件は、人事案件2件、条例案件16件、補正予算案件5件、当初予算案件7件、その他案件3件の計33案件でございます。

それでは、ただいま上程されました4案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の2ページをお願いいたします。

議第1号及び議第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる2名の人権擁護委員の候補者といたしまして、梅田牧男氏と山本美鈴氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

梅田氏は山口市平井、また、山本氏は岩佐にお住まいで、ともに人権擁護の重要性を認識され、地域の信頼も厚く、人格、見識ともに適任でありますので、再任の推薦をしようとするものでございます。

なお、任期は7月1日から3年間でございます。

次に3ページをお願いします。

3ページ、議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例は、官製談合防止法違反等、今般の本市職員の不祥事を厳粛に受け止め、市長及び副市長の給料月額を減額する特例措置を講ずるための改正でございます。

次に、令和5年度補正予算を御説明申し上げます。

資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）は、1億7,024万3,000円を追加し、総額を156億7,108万9,000円とするほか、繰越明許費の補正をしようとするものでございます。

次に8ページをお願いします。

8ページ、総務費の28万8,000円の減額は、市長、副市長の3月分給与の減額分でございます。

民生費の1億6,917万5,000円は、給付金・定額減税一体処置として給付する4つの事業のうち、均等割のみ課税世帯へ1世帯10万円を給付する分と、住民税の非課税世帯及び均等割のみの課税世帯で18歳以下の子がいる世帯に対しまして、子供1人当たり5万円を給付する分でございます。財源といたしましては全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

9ページの衛生費をお願いします。135万6,000円は、予防接種健康被害救済制度として、今般予防接種法に基づき、国に認定されたものの給付金追加分でございます。

次に7ページでございます。7ページの歳入をお願いいたします。

お戻りいただきまして、7ページ、これらの歳入は、ただいまの歳出と連動するもの

であり、今般の補正で不足する財源といたしましては、財政調整基金を70万6,000円繰り入れることとしております。

次に4ページをお願いします。

4ページの繰越明許費の補正は、先ほど説明いたしました低所得世帯支援給付金の事業費支出が来年度にまたがる見込みのためのものでございます。

議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第8 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第8、質疑。

ただいまの市長提出議案、議第1号から議第4号までの4議案について質疑を行います。

質疑を許します。質疑をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第1号から議第4号までの4議案について質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第4号までの4議案について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議第1号から議第4号までの4議案について、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第9 討論

○議長（山崎 通君） 日程第9、討論。

議第1号から議第4号までの4議案について討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。
-

日程第10 採決

- 議長（山崎 通君） 日程第10、採決。
ただいまから議第1号から議第4号までの4議案の採決を行います。
議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議第3号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の全部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議第4号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第9号）、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（山崎 通君） 日程第11、発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とし、議会改革及びICT検討特別委員会委員長の提案説明を求めます。

議会改革及びICT検討特別委員会委員長 加藤裕章君。

○議長（山崎 通君） それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

議会としての役割を十分発揮するため、議員は互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることが重要であります。しかし、各種ハラスメントによる弊害が社会問題として取り上げられ、ハラスメントの防止が社会的な課題となっているため、この条例を定めようとするものであります。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第12 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第12、質疑。

これより発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はされません。

日程第13 討論

○議長（山崎 通君） 日程第13、討論。

これより発議第1号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第14 採決

○議長（山崎 通君） 日程第14、採決。

これより採決を行います。

発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山崎 通君） 日程第15、発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、議員活動適正化特別委員会委員長の提案説明を求めます。

議員活動適正化特別委員会委員長 福井一徳君。

○議員活動適正化特別委員会委員長（福井一徳君） それでは、議長に発言を許可いただきましたので、発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

資料5の2ページを御覧ください。

今回の条例改正は、岐阜県議会や近隣市町村の政務活動費なども参考にしながら、より適正な運用とすることを目指し、委員会での協議の結果、市議会として政務活動費の

運用を見直し、修正することとしたため、山口市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を定めようとするものです。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第16 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第16、質疑。

これより発議第2号 山口市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号について、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はされません。

日程第17 討論

○議長（山崎 通君） 日程第17、討論。

これより発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第18 採決

○議長（山崎 通君） 日程第18、採決。

これより採決を行います。

発議第2号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第5号から日程第47 議第33号まで

○議長（山崎 通君） 日程第19、議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第12号 山県市「子育て」応援条例について、日程第27、議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について、日程第28、議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第30、議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第20号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）、日程第35、議第21号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第36、議第22号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)、日程第37、議第23号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第38、議第24号 令和6年度山県市一般会計予算、日程第39、議第25号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第40、議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算、日程第41、議第27号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第42、議第28号 令和6年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第43、議第29号 令和6年度山県市水道事業会計予算、日程第44、議第30号 令和6年度山県市下水道事業会計予算、日程第45、議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について、日程第46、議第32号 第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について、日程第47、議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について、以上29議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) それでは、ただいま上程されました議案の提案説明をさせていただくに当たりまして、令和6年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、本市の財政状況でございますが、市債の残高は、平成21年度末の額、このときがピークでございましたけれども、368億円でございましたが、以降183億円減少いたしまして、全ての会計の合計額が令和6年度末時点で、過去最少額を更新する約185億円となります。

また、国におきましては基本方針2023のほか、こども・子育て施策が最も有効な未来への投資であるとし、こども未来戦略方針に沿って取組を強化し、少子化傾向を反転させることが必要であるとしております。

本市におきましても子育て応援の理念の下、地域社会がそれぞれの役割を持った取組を進めていくとともに、社会の変革に対応するため、脱炭素社会を目指すGX、またデジタル技術を活用するDXなどの施策について、官民連携の下に推進してまいります。

市制発足20年の区切りを通過した本市の令和6年度は、これまで積み重ねてきました経験を生かした成熟都市への変革が求められます。子供の個性を尊重した子育て・教育支援や市民の皆様の健康づくりを推進してまいります。また、地域経済の成長支援、市民生活の利便性の向上など、GX及びDX等の推進により、新たな生活様式に対応した都市への変革を目指してまいります。

無論、こうしたことは行政だけの力で成し遂げることはできません。議会をはじめ、市内のあらゆる関係団体や市民の皆様と共に、対話による共感の下、そうした思いに努めてまいります協働のまちづくりを目指しているところでございます。よろしくお願

したいと思います。今後とも議員各位の御指導の下、御協力を切にお願い申し上げます。

さて、令和6年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきたようなことを背景といたしまして、1つ目にこどもと未来を結ぶ多様性のある社会実現、2つ目といたしましては健康寿命の延伸と高齢者の活躍、3つ目に未来を見据えた力強く豊かなまちづくり、4つ目には社会の変革を好機に変えるGX、DXの推進、この4つを重点施策としながら子育て応援から始まる強い未来への挑戦、変革推進型予算といたしております。

まず、資料ナンバー7-2をお願いします。

資料ナンバー7-2、令和6年度当初予算の概要の1ページを御覧ください。

今回の当初予算の総額は、一般会計が151億円で、前年度2.93%の増額といたしております。特別会計と企業会計を合わせた総額においても、243億7,979万1,000円で、対前年度0.47%の増額といたしております。

一般会計では、右側の上段の表のように市税が大幅に減額しておりますが、国の定額減税によるものもあり、地方特例交付金として補填を除くと、実質約9,000万円ほどの減額を見込んでおります。地方交付税では、子ども・子育て費の追加と物価高騰分、給与費改定等を踏まえて増額を見込んでおります。

2段目の表の地方債関係では、有利な地方債である緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債のほか、本市として初めてとなります脱炭素化推進事業債の活用を新たに見込み、一般会計地方債発行予定総額は9億8,340万円と、前年度同程度といたしております。

下表の基金繰入においては、実質的な財源不足を補う財政調整基金を9億5,825万2,000円としているところでございます。

続いて、資料7-3をお願いします。資料7-3、令和6年度当初予算案のポイントの6ページをお願いいたします。

令和6年度当初予算における歳出の主な内容について、先ほど申し上げました4つの重点事項の観点に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、こどもと未来を結ぶ多様性のある社会実現についてでございます。

本市を未来へとつないでいくのは子供たちでございます。今般上程しております子育て基本条例の趣旨のように、子供を地域みんなで守る環境づくりを推進してまいります。子育て世帯が住み続けたいまちづくりを進めるとともに、多様性を尊重し、誰もが個性を生かして活躍することができる環境整備にも努めてまいります。

赤ちゃんほほえみ応援金などを継続するとともに、令和6年度から、分娩施設まで遠

距離となる地域においても安心して出産に臨めるように、対象となる妊婦の交通費、宿泊費を支援する事業を始めます。また、ゼロ歳児からの保育料無償に続き、ゼロ歳児からの児童発達支援といたしまして、保護者の自己負担分を全額助成いたします。

また、7ページのひとり親の自立支援を支える事業といたしまして、養育費の取決めに要する経費及び養育費保証契約締結に要する経費の助成も開始いたします。

なお、かねてから保育園、小中学校にて実践してきております自然体験事業におきましては、令和6年度からは新たに森林環境譲与税の事業として定着をさせてまいります。そして、新たに市内の近隣高校と経済及び教育等、この分野で連携を深め、高校生目線による魅力創造、生徒のキャリア形成を一体的に進めていく事業も開始いたします。

今年度から運用開始をしておりますこどもサポートセンターにおきましては、職員体制の増強によって相談、支援を強化し、設置予定のこども家庭センターと連携いたしまして、子供、保護者、子育て支援者等の総合的な施設の整備を進めてまいります。

次に、8ページの健康寿命の延伸と高齢者の活躍につきましては、引き続き健康増進の啓発や介護予防等を目指すとともに、医療機関へのアクセスが不便な北部地域においても巡回診療事業を新たに始めます。

また、認知症高齢者を見守る側を支援するために、認知症高齢者見守り事業も開始いたします。

さらに、検診率の向上を図るため、各種がん検診において節目の年齢の無償クーポンの配布、国民健康保険での特定健診無償化を継続するほか、後期高齢者健診の無償化、人間ドック補助金を新たに開始いたします。

次に、9ページの未来を見据えた力強く豊かなまちづくりでは、市民が健康に生活するため、地域に活気があふれ、元気な都市であることが必要でございます。

令和6年度は、東海環状自動車道の西回りルートが開通予定の重要な時期となります。その礎となる市内企業の持続的な経営と事業の発展並びに市内の経済産業の活性化のため、引き続き中小企業等への活性化補助金を予算計上するとともに、市内で就職する市民の奨学金返還支援制度を開始いたします。

また、本市の魅力向上のため、令和8年度に大桑城跡の国指定が受けられるよう、調査事業の集大成となります報告書を作成するとともに、魅力ある資源活用として、観光推進・開発事業も展開してまいります。

そのほか、自然災害等に対しましても強いまちとしていくため、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債等の有効活用による事業費を増加いたしております。

次に、10ページの社会の変革を好機に変えるGX、DXの推進でございます。

デジタル技術を活用するDXでは、書かない窓口等の市役所窓口支援システムに続き、図書館、社会体育施設等の公共施設における予約管理システム等について検討し、導入してまいります。

脱炭素社会を目指すGXといたしましては、国の再エネ交付金を活用いたしまして、個人の太陽光発電設備のほか省エネ設備も対象として、事業者メニューも用意いたしております。公共施設におきましても、空調の改修やLED化など脱炭素を加速化してまいります。

最後に、その他でございますが、11ページには、デジタル田園都市国家構想交付金について、補助タイプごとにまとめて表示をいたしております。広域連携による地方創生のほか、観光拠点整備、図書館システム・公共施設等予約管理システム等のデジタル実装化の予算を計上いたしております。

12ページには、女性等の視点を踏まえた避難所の運営推進事業等のほか、北部地域拠点整備事業といたしまして、国による様々な支援制度を活用し、旧美山支所周辺に観光拠点等を整備する予算を計上いたしております。

当初予算は以上でございます。

次に、資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の条例案件について御説明申し上げます。

資料ナンバー1の5ページをお願いします。議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関係する法律の一部改正に伴い、改正しようとするものでございます。

7ページをお願いします。

7ページ、議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部改正によりまして、育児休業している会計年度任用職員で、基準日以前6か月以内に勤務した期間がある場合には勤勉手当を支給できるよう、改正するものでございます。

次に8ページ、お願いします。

議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部改正によりまして、会計年度任用職員への勤勉手当支給が可能となったことに伴いまして、勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。

次に10ページでございます。

議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、所得割額等を県が示

します標準保険料率に近づけるため、改正しようとするものでございます。

次に12ページ、議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、遊休資産の有効活用や処分の場合に子育て支援や産業振興を目的とする場合には、減額譲渡や減額貸付できるよう改正しようとするものでございます。

次に13ページ、議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、山口市北山交流センターの施設の老朽化に伴いまして廃止するため、改正しようとするものでございます。

次に15ページ、議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、市民のニーズに合った幅広い活動が可能となる施設を目指し、高富中央公民館及び美山中央公民館の公民館的機能を有するコミュニティセンターを設置するため、改正しようとするものでございます。

次に18ページでございます。

議第12号 山口市「子育て」応援条例は、子育て応援についての基本理念を明らかにし、子育てを応援するための施策を総合的に推進するため、定めようとするものでございます。

次に22ページ、議第13号 山口市こども家庭センター設置条例は、妊産婦、子供、子育て世帯の一体的な相談支援を行う山口市こども家庭センターを設置するため、定めようとするものでございます。

次に24ページ、議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例は、第9期の山口市高齢者福祉計画の実施に伴いまして、介護保険料及び保険料段階を改めるため、改正しようとするものでございます。

次に27ページ、議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、関連省令等の施行に当たりまして、関係する4条例を改正するため、定めようとするものでございます。

次に50ページでございます。

議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、グリーンプラザみやま屋外多目的施設を令和6年度から供用開始するに当たりまして、使用期間、使用時間及び施設使用料を定めるため、改正しようとするものでございます。

次に52ページ、議第17号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例は、市営住宅の連帯保証人の見直し等を行うため、改正しようとするものでございます。

次に54ページ、議第18号 山口市水道事業給水条例及び山口市水道法施行条例の一部を改正する条例は、関連法令の改正に伴いまして、改正しようとするものでございます。

次に56ページ、議第19号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、関連する政令の改正に伴い、改正しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー6の補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー6、議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）は、3億6,736万2,000円を減額し、総額を153億372万7,000円とするほか、繰越明許費と地方債の補正でございます。

その主な内容いたしましては、実績見込み等による減額であり、増額は、ふるさと応援寄附金3,750万円、普通交付税増額に伴う減債基金4,077万8,000円のほか、前年度精算返還金などとなっております。

なお、今般の補正により、財政調整基金繰入金を2億3,743万4,000円減額いたします。

特別会計におきましても、主な内容は実績見込み等による補正であり、介護保険特別会計は1億2,020万円の減額、後期高齢者医療特別会計は313万9,000円の追加、簡易水道事業特別会計は1,821万2,000円の減額と繰越明許費の設定でございます。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、その他案件3件について御説明をいたします。

資料ナンバー1の58ページから御説明申し上げます。

議第31号 工事請負契約の変更契約の締結については、令和4年第2回定例会におきまして、議第69号議案にて議決をいただきました三田又川改修工事について、施工内容の変更や資材の価格高騰等により請負金額を変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー8をお願いします。

資料ナンバー8、議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定は、現行計画等の計画期間満了に伴いまして策定するもので、山口市議会基本条例第15条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー9をお願いします。

議第33号 北山辺地総合整備計画の策定は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議決を求めるものでござ

います。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月7日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時50分散会

令和6年3月7日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 3月7日（木曜日）

○議事日程 第2号 令和6年3月7日

日程第1 議第34号 財産の取得について

日程第2 質 疑

議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市「子育て」応援条例について

議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について

議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について

- 議第19号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について

日程第3 委員会付託

- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一

	部を改正する条例について
議第12号	山県市「子育て」応援条例について
議第13号	山県市こども家庭センター設置条例について
議第14号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第15号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第16号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第19号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第20号	令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）
議第21号	令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第22号	令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第23号	令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和6年度山県市一般会計予算
議第25号	令和6年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第26号	令和6年度山県市介護保険特別会計予算
議第27号	令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第28号	令和6年度山県市高富財産区特別会計予算
議第29号	令和6年度山県市水道事業会計予算
議第30号	令和6年度山県市下水道事業会計予算
議第31号	工事請負契約の変更契約の締結について
議第32号	第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
議第33号	北山辺地総合整備計画の策定について
議第34号	財産の取得について

○本日の会議に付した事件

日程第 1	議第34号	財産の取得について
日程第 2	質 疑	
	議第 5 号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 6 号	山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 7 号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 8 号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第 9 号	山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第11号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第12号	山県市「子育て」応援条例について
	議第13号	山県市こども家庭センター設置条例について
	議第14号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議第15号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第16号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第17号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	議第18号	山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
	議第19号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	議第20号	令和 5 年度山県市一般会計補正予算（第10号）
	議第21号	令和 5 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議第22号	令和 5 年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について

日程第3 委員会付託

- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山口市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

- 議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山県市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山県市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山県市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松久茂君 | 2番 | 田中辰典君 |
| 3番 | 奥田真也君 | 4番 | 寺町祥江君 |
| 5番 | 加藤裕章君 | 6番 | 古川雅一君 |
| 7番 | 加藤義信君 | 8番 | 郷明夫君 |
| 9番 | 操知子君 | 10番 | 福井一徳君 |

11番 山崎 通 君 12番 吉田 茂 広 君
13番 武藤 孝 成 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	久保田 裕 司 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企 画 財 政 課 長	丹 羽 竜 之 君	税 務 課 長	安 達 俊 樹 君
市 民 環 境 課 長	服 部 裕 司 君	福 祉 課 長	岩 田 豊 実 君
健 康 介 護 課 長	森 正 和 君	子 育 て 支 援 課 長	山 田 佐 知 子 君
農 林 畜 産 課 長	福 井 淳 君	水 道 課 長	大 西 義 彦 君
建 設 課 長	棚 橋 和 夫 君	ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	今 井 孝 哉 君
会 計 管 理 者	浅 野 浩 昭 君	学 校 教 育 課 長	森 川 勝 介 君
生 涯 学 習 課 長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男 君	書 記	棚 橋 純 次 君
書 記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第34号 財産の取得について

○議長（山崎 通君） 日程第1、議第34号 財産の取得についてを議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま追加上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー10を御覧ください。

資料ナンバー10の1ページ、議第34号 財産の取得につきましては、令和6年度から使用する小学校教科書が改訂されることに伴い、教師用教科書及び指導書を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第2 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、質疑。

市長提出議案、議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第34号 財産の取得についてまでの30議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 操 知子君。

○9番（操 知子君） 議第24号、資料7の250ページ、一般介護予防事業についてお尋ねします。こちら一般介護予防事業のうち、保険料、サポーター養成講座講師料などの介護予防サポーター事業の予算内訳についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の介護予防サポーター事業の内容についてですが、一般介護予防事業のサポート、例えば、どんぐり会の筋トレ教室や、社会福祉協議会のみめかなクラブでのサポート活動をお願いする予定でおります。サポーター養成講座については、新規の方も含めた介護予防サポーター資質向上研修として年3回予定しております。また、講師料につきましては、先ほどの資質向上研修の講師料1万円のほか、地域で実施されますフレイル予防講座の講師として、市内の介護事業所などの理学療法士や管理栄養士の方に依頼する講師料5,000円、30回分を計上させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） では、再質問を行います。

介護予防サポーター養成講座は、受講料が無料であり、現時点において、6名のサポーターが登録され、2月には新たな講座が実施されたところでありますが、サポーターの高齢化が懸念されております。ほかの自治体などでは、介護予防サポーターズクラブを設置し、養成したサポーターの皆様の活動を促進している場合などもありますが、本年度の方針についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、確かに高齢化は悩むところであります。今後については、サポーター養成講座の内容を市民の方に周知しまして、もっとより多くの方が参加していただけるようにしてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） では、次の質疑に移ります。

議第24号 令和6年度山口市一般会計予算、資料7-2、ページ29。避難所運営推進事業について、総務課長にお尋ねします。現時点で購入を予定している内容について、また、女性などの視点とのことではありますが、検討会のメンバーはどのように想定しておりますでしょうか。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、予算要求時の購入予定用品ですけれども、避難所用のオストメイトトイレ、そ

れから、子供用のおむつやミルク、生理用品などの消耗品を想定しておりますが、実施する事業の中で、検討会を行い、決めていこうというふうに思っております。

あと、検討会のメンバーについてですが、これは県の要領を鑑みまして、高齢者や障がいのある方など、要配慮者に携わる方、例えば、福祉施設関係の職員の方などや、あと女性の視点から、市の職員や保健師、あとボランティアサポートセンターに登録のある女性の方など、複数人を想定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

○9番（操 知子君） 終わります。

○議長（山崎 通君） では、通告順位2番 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） それでは、通告に従いまして、2点質問をいたします。

1点目は、議第24号 令和6年度山口市一般会計予算について、資料7-2、16ページ、協働のまちづくり活動補助金についてお尋ねをします。

150万から来年度90万に減額となった理由について、企画財政課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

協働のまちづくり活動補助金が150万から90万円に減額した理由でございますが、令和5年度は市制20周年を迎える年度ということで、それを契機としまして、二十歳の山口市を共に盛り上げていただける地域活動事業を新たに行おうとする団体を対象とした補助メニューを令和5年度限定で追加し、60万円増額したものでございます。

令和5年度と比較いたしますと減額となりますが、引き続き市民協働の担い手を支援する重要な施策として、これまでどおりの額を確保しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 再質問いたします。減額の理由については、理解をいたしました。

それでは、予算額に対して、今年度の地域活動を行う団体の申請状況についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

令和5年度の申請団体数につきましては、6団体の交付申請を受け付けておりまして、前年度より1団体多く申請いただいている状況ではございますが、当初の想定よりも少なく、予算に対しましては、90万円ほど不用額となる見込みでございます。

以上で答弁させていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） では、再々質問をいたします。

今年度は、申請状況も予算には達しなかったという説明でありました。これまでは、コロナ禍で様々な活動が制限されていたかと思います。今年度については、山口市では二十歳の山口市と銘打って様々な企画が催されましたが、地域活動も戻ってきているように思われます。

地域活動も今後、この予算額では足りないというぐらい活発に、多くの団体から申請があることを願うところでございますが、そういうことから、この事業をどのように広く市民向けに発信していかれる予定かお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） それでは、再々質問にお答えいたします。

協働のまちづくり活動補助金につきましては、地域課題の解決や活性化に自主的に取り組む団体を応援する助成制度でありまして、元気なまちづくり、市民主体の地域づくりに必要な事業と考えております。事業の周知としましては、毎年度、広報紙への掲載や、連合自治会長会議の中で配布する資料に掲載などを行っておりますが、今後はこれらに加えて、多くの地域活動を促す契機ともなるように、公民館や児童館などに募集チラシ等の配布と、山口市LINE公式アカウントを活用した配信、そのほかに、保育園や小中学校の情報配信アプリを使ってのお知らせなども検討いたしまして、広く周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 次の質問に移ります。

議第24号 令和6年度山口市一般会計予算について、同じく資料7-2、17ページ、地方創生人材活用事業についてお尋ねをします。

地域活性化起業人について、どのような業務に携わる方を想定しておられるのか、また、その人材に期待されていることについて、企画財政課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

地域活性化起業人の携わる事業と期待するところについてでございますが、現段階におきましては、活用する業務を特定しているわけではございませんが、官民におけるDX等の利用支援、地方創生による市内経済の活性化、ICT教育支援などを想定してお

りまして、民間企業において培った専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用し、外部の視点、民間の経営感覚、スピード感覚を得ながら、取組を展開できたらと考えておりますし、また、期待しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 再質問はしませんが、私も以前、一般質問で、地域活性化起業人の採用について質問をしたところでございまして、近年、企業では副業を認めるところも増えてきておりまして、また、都市と地域との2拠点生活をしている方もいるよということを聞いております。外からの視点で山県市を見ると違った発見や気づきがあると思いますので、ぜひ山県市に新しい風を吹かせてもらえるような人材の方に来ていただけることを期待して、質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で、加藤裕章君の質疑を終わります。

通告順位3番 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を2件行わせていただきます。

1件目です。議第12号 山県市「子育て」応援条例について、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

資料ナンバー1の19ページ、1点目につきましては、全体に関わるんですけども、条文の中で「こども」の「こ」については、ひらがなの表記、逐条解説にその表記についての解説がございしますが、子育て、子育てについては漢字で表記をされています。その理由についてお尋ねをいたします。

2点目は、19ページの第2条、1、子育て応援の定義についてお尋ねをいたします。

条例の中で、その2条以降に、市の責務やそれぞれのお立場での役割が定められておりますが、定義には限定的な表現を含まないほうがよいのではないかと考えます。また、家族、地域の定義も人によって異なるのではないかと、その点を懸念するんですけども、家族みんなで、地域ぐるみでという言葉が含まれた、定義された理由をお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

子供の表記については、令和4年9月15日にこども家庭庁が、こども基本法の基本理念を踏まえた判断基準を定め、ひらがなのこども表記が推奨されたところです。子育ての表記につきましては、子供のように推奨されておりませんし、子や育てをひらがなに

した表記は1つの言葉として捉えにくくなると考えます。また、子育ては一般的には広く知られていない、知られている言葉ではないため、子育ての見解と同様とさせていただきます。

2点目の質問にお答えさせていただきます。

定義は、用語の意味を明確化し、その内容を共通化するためのものであり、ある程度の表現が必要と考えております。また、用語の意味と、山鼎市の考え方は逐条解説にて示させていただいております。

それから、家族、地域の定義ということなんですけれども、家族と地域については、明確な定義をしておりませんので、今回の条例では、子供、保護者、地域住民、家族等、事業者の定義と役割の記載があり、これらと関係するものと考えております。それぞれ捉え方が違って、それぞれに捉えられる家族みんなや、地域ぐるみという概念の中で、子供を大切に、子供が自ら成長していく姿を見守っていくことであるということに定義をしようとしているものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問1点、お尋ねをいたします。今お答えいただいたことで市の考えは理解をいたしました。

子育て応援というフレーズ自体が専門的に子育てに関わって、子供の支援に関わっていらっしゃる方というのには、なじみがある言葉ではあるんですけれども、私のところにも、このパブリックコメントを出された方から御意見もいただきました。中で、やっぱり子育てというフレーズが、一般的にはそんなに浸透、先ほど課長も御答弁いただいたんですけれども、という中で、子育て応援という言葉に対しての定義や、その他についても御意見をいただいたところでもあります。

皆さん、この条例については、制定されることにとっても賛同していただいておりますので、ぜひ賛成討論になっちゃいけないんですけれども、進めていただきたいと思うんですが、そういったパブリックコメントでいただいた用語に関する御意見などは、逐条解説などのほうに反映をされたのでしょうか。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えいたします。

パブリックコメントのほうでも、5件のパブリックコメントをいただきました。その中で、やはり子育てといった言葉に対して、今までなじみがないところなんですけれども、その辺りには、子供を主体性に、これから地域で子供たちの育ちを見守るというこ

とで、温かいお言葉をいただきまして、こちらのほうは御理解いただいております。そして、パブリックコメントでいただきました御意見などは、この条例のほうに踏まえさせていただきますまして、逐条解説のほうには入れさせていただきますまして。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 理解しました。次の質問に移ります。

議第13号 山口市子ども家庭センター設置条例について、議第24号 令和6年度山口市一般会計予算について、関連ですので、続けて行わせていただきます。

資料1の22ページと、資料7-2の22ページになります。

続けて、子育て支援課長にお尋ねをいたします。大きく3点になります。

1点目は、センターの具体的な仕様についてお尋ねをいたします。

2点目、過去の議会でお尋ねをしてきました、個室の母子相談室や授乳室、その当時は難しいというお答えであったんですけども、その設置についてこのセンター内にされるお考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

3点目、令和5年第4回の一般質問において市長にお尋ねをいたしました。子どもサポートセンターと子ども家庭センターの機能を併せながら、同センターが同一施設にあることを最大のメリットと捉えて子供の個に応じた支援体制を構築していくと御答弁をいただいております。

今回の予算にはげんきハウスの移転費用も計上されており、個の支援とは逆に、多数の人が集う児童館機能を持たせることということで御説明をいただいておりますが、その意図についてお尋ねをいたします。

4点目、個の支援として必要な療育を行うピッコロ療育センターは、別施設となると思いますが、その連携はどのようにお考えになられているかをお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えいたします。

センターの仕様についてでございますが、母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健と児童福祉の両機能の連携、協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応することを目指してまいります。

2点目、個室の親子相談室や授乳室についての設置の考えということですが、こちらのほうは、個々の相談に速やかに対応できるよう、ふれあいセンター1階に、相談室は3部屋、そして、授乳室の設置を予定しております。

そして、げんきはうすの移転費用の関係なんですけれども、個の支援ということで、子供や子育て中の家族支援には、個別と集団支援の両方から行っていく必要があると考えております。母子手帳の交付や乳幼児健診を行うふれあいセンター内に児童館機能があることで、気軽に相談できる場所、親と子の居場所として機能を生かすことができます。

誰もが出入りして、気軽に相談できる場所があるからこそ、行きやすい場所となり、個の相談へつなげることができる体制につなげてまいりたいと考えております。

そして、ピッコロ療育センターの別施設ということですが、乳幼児健診と乳幼児相談について、発達について心配なお子さんは、療育支援がスムーズに開始できるように、保健師とピッコロ療育センター指導員が連携を組み、支援を行っております。

また、集団の場である保育施設においては、保育園訪問支援として、ピッコロ療育指導員と保育士、保健師が連携し、療育支援を行っております。

このように、全てのお子さんが健やかに成長することができるように、施設間で連携をして、情報共有を密に行うとともに、必要に応じて、お互いの施設を訪問する等、常時連携を図っております。このような活動は今後も継続してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（山崎 通君） いいですか。

以上で、寺町祥江君の質疑を終わります。

通告順位4番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、質疑を行いたいと思います。

事前に届けたのは15問あるんですが、15点目は、先ほど同僚議員への答弁がありましたので、省きたいというふうに思います。

通告順でいきたいと思います。まず1点目、議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、資料は1の12ページです。

公共施設等総合管理計画に基づく遊休資産の処分等に関し、子育て支援と産業の振興に資することを要件に追加する提案であります。

要件を2点に絞って追加しなければいけない意味は何か。交渉等処分先等が想定されているかどうかについて、理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

子育て支援と産業の振興、この2点について追加する理由でございますが、山口市が子育て、子育ての施策及び企業支援、企業誘致、その他、農業観光など、産業振興に重点施策を置いているということによるものでございます。交渉等処分先については、今のところ特に想定がございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 子育て支援と産業振興に資するということでしたが、これ、従来の規定の関係でいうと、そういう分野については、対象外という扱いだっただけでしょうか。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 従来は、減額及び減額譲渡できる規定の中には、そういった個別の施策はなくて、他の地方公共団体、その他地方公共団体においてお使いになれる場合とか、公用または公共用に要する公有地のうち、寄附によるものをその寄附された方にお返りするような場合とか、そのほか2点ほどございますが、そういった特定の施策について限定的に減額譲渡できるという規定はございませんので、改めて今回この条例に追加することで、子育て支援や、産業振興に係る事業について、低廉な価格で譲渡できるような制度にしていきたいということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。市の総合施策を推進するという立場で、積極的に展開したいということというふうに理解しました。

2点目行きます。議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてということで、資料は1の50ページです。

屋外の多目的施設を午前8時から午後10時まで通年で使用できるように定める条例です。多目的施設の設置に関し、具体的な活用方法については、どのように活用計画を想定されているか。また、グリーンプラザみやまのキャンプ場などは、以前から県外のリピーターの予約で埋まっていて取れないなどの声が寄せられています。そこで、山岐市民向けの一定の枠を設けて数日前から市民の優先予約制度を設けてはどうか、との提起をしてきましたが、現在、実現はしておりません。

今回の多目的施設の場合、特定の利用団体等によるリピーター利用で事前に埋まることがないように、公平な予約方法について、どのように運営方針に盛り込まれているか、指定管理の契約条項の中に含まれていないのか、お尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

1点目の多目的屋外施設の活用方法についてでございますが、山県市の観光PRポイントである自然体験機能をさらに魅力的に発信し、施設利用者、関係人口の増加を目的としております。名山めぐり事業の大黒山登山口も隣接しており、登山の準備やベースキャンプ的な利用、市内のお勧め登山コースの紹介や、点在する観光施設の案内など、観光の拠点として利用していく予定でございます。また、婚活イベントや結婚式などの利用も想定しております。

2点目の市民の優先予約制度についてでございますが、御指摘のとおり、指定管理者との協定の中には盛り込んでおりません。市としましても、指定管理者と協議し、優先予約制度を試験的に運用し、また、効果検証し、市民の方に満足していただけるような予約システムを構築し、より一層、グリーンプラザみやまの利用促進に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 観光の拠点としてということですけど、この前の見学に行ったときは、大きな建物があつたんですが、具体的な要するに、そういう案内所みたいなものをそこに設置するというようなことも考えられているのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 今現在、多目的屋外施設のところに案内所を設けるということは予定しておりません。ですので、いろいろ広報であつたりとか、ホームページであつたりとかでアナウンスしていくような、そういう形になるかと思えます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

それでは、続いて3点目です。議第32号 第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定についてということで、副市長にお尋ねをします。資料は8です。

令和9年度の4年間で転出超過を40%減にとどめ、バスターミナルの乗降者数を297人に34%増加、交流人口を7万人、11.7%増加させる成果目標を掲げてあります。

6、本市の課題では、図表5、出生数・死亡数の推移（山県市）の表のコメント欄に、

1995年以降、死亡数が出生数を上回る自然減少が続くとあります。

そこで1点目、最初に、人口減少、少子化の根本原因は何か。この総合戦略の認識について、副市長にお尋ねをいたします。

2点目、この計画自体が今後4年間の政策の基本方向を示したものと考えますが、幾つかの項目の中身について、以下の3点に絞ってお尋ねをします。

1点目、82ページの持続可能な財政運営の項目で、②自主財源の充実の中で、保有資産の整理及び不要資産の財源化とあります。先ほど総務課長の答弁にもありましたけど、これはどの程度の額を計画としては見込んでいるのか。

2点目、88ページの(4)です。これまでの主な交付金事業・地方創生推進タイプ3の水栓バルブ発祥の地・山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業だが、将来を見据えた新分野について、どこまで進展をしたのか。事業開始当初の医療機器分野、まずはヘルスケア分野からの展開というお話でしたが、どの程度のところまで行っているのかということについてお尋ねをします。

3つ目は、90ページ、(5)令和5年度からの交付金事業に関し、地方創生拠点整備タイプ1、山県市の観光拠点アウトドアツーリズムセンター整備事業について、事業概要に書かれている事業は、誰が担っていくのかについてお尋ねをします。

○議長(山崎 通君) 久保田副市長。

○副市長(久保田裕司君) 幅広い御質問をたくさんいただきました。

まず、1つ目の人口減少・少子化の根本原因につきましてでございますが、令和2年に策定した人口ビジョンでの分析のとおり、15から49歳の女性の人口や、出生数の減少、未婚率の上昇、転出超過など、多様な複合的な要因が考えられるところでもございます。

中でも、私が特にポイントと考えておりますのは、山県市の人口が増加していたのは1995年までです。それまでと、近年との大きな違いが、30歳代の人口移動にあるというふうに私は考えております。といいますのは、1995年までも20歳代は転出超過でありましたが、30歳代と40歳代では転入超過となっておったのでございます。

ところが近年は、この世代でも転出超過となっているから、この世代がポイントじゃないかというふうに思っております。その要因も多様でございますが、その中でもゼロ歳から保育料の無料化ですとか、給食の無償化等の施策を展開してきているところがございます。

ちなみに、国立社会保障・人口問題研究所が、この計画策定後の昨年の12月に新たに公表した、山県市の2040年の新たな推計人口は、1万7,576人ということで、その前、平成30年3月に公表された推計人口からは450人増加しております。ということから、こう

した施策が功を奏しているものとも考えられますし、これまでの施策が間違いなかったものではないかと考えているところでもございます。

次に、2つ目の1点目、保有資産の整理及び不要資産の財源化の規模についてでございますが、特に不要資産の処分等については、相手があつてのことですので、具体的な数値ありきの施策とは考えておりません。一定の数値につきましては、御案内のように山口市公共施設等総合管理計画を勘案していただけると御理解いただけるものというふうに考えております。

2点目の山県の水洗バルブ製造業市場開拓支援事業についてでございますが、海外販売等の新規開拓の支援も行いましたが、海外での規制基準が厳しく、コロナ禍の影響等もあつて、海外での新規開拓というのは難しい状況にございました。また、医療分野やヘルスケア部門におきましても、岐阜県と連携してニーズ調査等を行いましたが、新たに事業化できるまでには至っておらず、当初に設定したKPIにつきましては、半分ほどの達成率とはなっておりますが、こうした現状の知見を習得したことにはつながったものと認識しているところでございます。

3点目の観光拠点アウトドアツーリズムセンター整備事業の具体的な場所につきましては、今一時的に移動していますが、以前の美山支所のところでもございまして、自然豊かな北部地域の観光拠点としての機能を目指してまいりたいと考えております。

施設整備の主体は山口市となりますが、整備後の管理運営につきましては、観光関連団体ですとか地域の団体、多様な関連団体と連携しつつ、時には民間事業者の参入等も視野に入れながら、効果的な管理運営を詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 基本計画ですので、具体的に数値のところではっきりさせられないというようなお話でしたけれども、いずれにしても、そこに向けて、いろいろ施策、準備されていくというふうに思いますので、推進をしていかれるだろうというふうに理解をしました。

それで、あと観光拠点のところについては、美山市所の新しい施設のところをベースにして、あと関連して質問したいと思いますので、この件については了解しました。

次、4点目、議第31 工事請負契約の変更契約の締結についてということで建設課長にお伺いします。三田又川の改修工事で、矢板鋼板の高騰、工法の変更による変更契約の締結との説明でした。工法の変更などの内容を含めて、もう少し詳細についてお尋ね

をしたいと思います。

また、入札契約が、現場工事を進めるたびに、以前、令和5年第3回市議会の議第69号の（仮称）美山地域コミュニティセンターの契約変更が提案されたように、契約変更に至る手続で増額されることにもなります。

今回、その額が1,678万3,800円と高額になっています。そもそも基本契約をした後での契約変更に関する規定というのはどのようになっているかお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

変更内容の詳細についてですが、内訳は、設計図書の変更に伴う分と、主要な工事材料の価格高騰に伴うことがあります。設計図書の変更に伴う分の主な内容は、河川内土砂掘削・残土処分の追加による増額。矢板護岸施工方法の一部変更による減額、樋門・樋管工の追加による増額等であり、これらを合計した結果、約670万円増額するものであります。

また、主要な工事材料の価格高騰に伴う分は、護岸矢板の鋼材の著しい価格上昇分について、落札率及び受注者負担分を考慮した上で約1,008万円増額するものであります。

変更契約の規定についてですが、建設工事は個別に設計された極めて多岐の目的物、多種多様な条件下で施工する特殊性があり、当初設計時に予見できない事態が生じやすいという特徴があり、適切な設計変更が必要とされております。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条の基本理念で、請負契約の当事者が対等な立場で、公正な契約を適正な金額の請負代金で締結することを規定し、さらに、同法7条、発注者の責務、及び工事契約書の工事請負契約約款第18条、条件変更等、第19条、設計図書の変更においては、発注者は必要があるときは設計図書を変更し、それに伴い、必要があると認められるときは、請負代金等を変更しなければならない旨が規定されております。

また、同約款26条、賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更の第5項において、主要な工事材料の価格が著しく変動を生じた場合は、請負代金の変更を請求できる、いわゆる単品スライド条項というものが規定されております。これらが変更契約の根拠となる規程でございます。

なお、これらの運用に関しては、岐阜県が策定しております、岐阜県建設工事共通仕様書並びに、工事請負契約における設計変更ガイドライン案、また、工事請負契約約款第26条第5項、単品スライド運用マニュアル案に基づいて運用しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 詳細については分かりました。法契約条例等々の趣旨なんかも踏まえて、対等、公正、適正に、発注者の責任を明らかにしてということは分かるんですが、こうした場合に、最初に予算で基本契約して予算計上しますよね。入札で差金が出た後で出たりということはあるんですけども、その上限ですよ。この変更になった場合の上限というのは、議決をするという関係もありますので、何らかの要するに、その縛りというか、そういうのはないんでしょうか。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

一般的には、変更契約の上限は30%とされております。今回におきましては、約9.7%ですけれども、変更を行う上では、常に当初の予算、今回は2億1,200万の予算を議決いただいて、4年度の発注工事ですので、繰越しを結果的に1億8,914万円、繰越しの議決をいただいております。

この中で、当然、30%が上限としておりますので、その辺の予算の中をコントロールしながら、次年度やる部分も含めながら、先行してやれる部分は先行してやるとか、そういったもののコントロールはしております。

ただ、むやみやたらに予算があるからやるというわけではございませんので、先ほど言った、設計図書の現場が違っておって、設計図書の変更が必要となるという場合は、業者から、契約約款18条に基づいて、手続にのっとって、協議というのですけれども、協議が上がってきたものに対して、市のほうは、その内容を精査して、指示して、やっってくださいというような、そういった手続をきちっと取ったものを変更で見いております。当然30%というコントロールしてやるということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 再々質問になるんですが、そうした場合に、上限が3割ということは、2億の事業だと6,000万ということになりますよね。具体的な手続に基づいて業者から出されて、現場の施工に基づいていろんな環境条件が違ったりとか、いろいろなことがあって、例えば、協議をしながら、具体的に決めて進めていくということですので、手続上の関係は、そこで30%以内であれば認められて、議会の議決というのはあくまで承認という形になるんでしょうか。その点を再度。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

先ほどお答えした変更の契約についてなんですけれども、当然変更の内容については、先ほど御説明したような手続にのっとなって行っております。それが、最後、議決の承認ということかどうかということなのなんですけれども、当初の契約に、議決いただいた契約金額の目的物を変えておるというわけではないという見解のものを、今回においては、約9%ぐらいの増額になるんですけれども、先ほど言った理由の内容になるんですけれども、10%以下であれば、軽微な変更であるというようなことも考えております。

その辺においては、工事を進めていく上で、常に変更後を見据えながら工事を進めていかなければなりませんので、ただし、議決ということ考えた場合に、どうしても一番最後に清算させていただくというような手続になっておるのが現状であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 再々しましたので、次行きます。

5点目、議第33号 北山辺地総合整備計画の策定についてということで、資料は9の1ページから3ページのところです。

北山辺地総合整備計画書では、観光・レクリエーション施設や、風光明媚な観光スポット等と連携して相乗効果をなし、同地域への滞在目的、滞在時間のバリエーションを広げるために、食の提供及びコワーキングスペース等の付加価値の提供が必要不可欠であると、新たに施設を確保し、改修を行う必要があるとしている。

事業費の100%を辺地債で賄う提案になっています。北山交流センターの廃止に伴い、おんせえよお〜農家レストランが営業できなくなると思います。継続する場合は、開設の場所等のめどは立っているのか、いつ頃なのか。厨房等の設備が関係してくると思うんですけど、そういう点はどのようになるのか。

農家レストランはメディアにも多く登場して、利用者も多く、非常に話題になっております。この無形の資産はどのように継続できるかということは大事だというふうに思っています。山県市内外の広報の計画等は、そういう点について、どのように考えられているか。

これらを含めて、2,050万円の施設改修工事の内訳について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

現在、委託型地域おこし協力隊員業務として、ヒトイキ村構想というものを実施しております。このヒトイキ村構想というのは、人口減少が進む山県市北山地区において、

神崎に整備された交流コワーキングスペース、神崎よってちよを拠点に、当該施設周辺の空き家等を活用し、地域活性化や移住者の増加を図る、移住定住促進を図るために出している業務なのですが、今回、北山交流センターの老朽化による廃止に伴い、現在、北山交流センターで活動している舟伏の里へおんせえよおへの活動の場がなくなることとなり、現在は北山公民館のほうで仮営業ができるように準備しているというふう聞いておりますが、この発注しているヒトイキ村構想の中で、舟伏の里へおんせえよおへは食の提供、北山地域のコミュニティーとして、必要不可欠なものであると考えており、ヒトイキ村構想としても重要な位置づけにあるものというふうと考えております。

そこで、北山地区の入口で拠点でもある、神崎よってちよに舟伏の里へおんせえよおを統合し、営業を継続できるように、土地購入費50万円、施設改修費2,000万円の2,050万円を予算計上しているところでございます。

それで、施設改修費の2,000万円につきましては、厨房、建物改修を行う予定としております。あと、今後の広報の予定についてですが、市の施設となりますので、香り会館、グリーンプラザ同様、市のほうで広報してまいる予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 再質問ですか。

○10番（福井一徳君） 違います。

○議長（山崎 通君） 質問を替えますか。

○10番（福井一徳君） はい。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） それでは、続いて、6問目です。

議第24号の令和6年度山口市一般会計予算、資料の7-2、16ページです。

48番目、広報やまがた印刷製本業務予算が前年429万8,000円から704万3,000円に64%増額をされています。この増額の内容についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

広報印刷業務につきましては、令和4年、令和5年の2年間の長期継続契約で行って

まいりました。新たに6年度からまた2年間の印刷について、同様の仕様で見積りを徴収したとことによりまして、現単価契約額と来年度見積り予算額の差によるものでございます。

参考までに、令和4年、令和5年の1ページ当たりの単価は、契約単価が1万1,990円でございます。令和6年度の見積額としましては、1万9,800円の見積りがございました。これは単純に燃料費や原材料費の価格高騰によるもので、年間印刷予定数量に関しましては、令和5年度と同様、基本が28ページ版でございます。で、12か月分、8,500部を予定いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 印刷の費用が上がっているということの説明でした。これはあくまで予算なので、実行はどのようなふうになるか分かりませんが、それにしても、実際にこの金額ほど上がっていないんですが、私がいろいろ印刷をしても、これの具体的な見積りって何者ぐらいから取ってこういう金額になっているんでしょうか。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 今、手元にございませませんが、見積りは複数社取りまして、一番金額の安いところを予算額といたしました。参考までに、令和6年、令和7年分の印刷について、この間公募いたしまして、1者の業者の応募がございました。1ページ当たりその見積額が1万6,500円の見積り提示を受けたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 公募して1万6,500円ということなんですけど、これ、実際に公募したときに、どういう形で知らせるかということがあるんですけども、1万6,500円も私は高いんじゃないかと思うんですけど、感覚として。競争入札のような形で、実際にこういう中身になっているんでしょうか。安ければいいというふうにも思いません。安いのは幾らでもあるんですけどね。ただ、ちょっと金額がすごいので。そこら辺り、ちょっとお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 公募はホームページで行ってございます。応募は実は1者しかございませんでしたので、その金額が来年度の契約予定としようと思っておるところでございます。高い、安いに関しては感覚の問題ですので、申し訳ありませんが、それに関して、御答弁することはできませんのでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 応募が1者しかないということですので、そういう中身になっているということですが、もう少し広く公募して、価格が下がるようなことを努力してほしいというふうに思います。

ちょっとこの問題については次に行きます。

7番目ですが、議第24号で、一般会計予算の資料7-2の16です。

北部地域拠点整備事業に2億6,397万円が予算化されていますが、資料8ページの、この総合計画の80ページのところに、この間いろいろ議論があって修正をしてきたパースのイメージというのが掲載されていました。

このパースを前のものと、ちょっと比較をしてみたんですが、市民が使いやすい施設にするためにふるさと美山新庁舎を考える会の皆さんと、市との間で協議が進められてきて、この予算化に当たって協議の中身がどういうふうに反映されているかということと、それから旧美山支所の、この新しいパースでいうと、入り口部分の左側に、民間の土地を購入して活用する計画案みたいなものをうわさで聞いたことがあるんですが、このパースを見ると、何かその施設を造るような感じで描かれています。この内容についても、具体的にどういう中身かについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えいたします。

北部拠点整備事業を進めていく中で、ふるさと美山新庁舎を考える会の皆様とは、昨年度から複数回の本事業に係る協議を行ってまいりました。協議の間では、行政と市民が目標達成に向けて、お互いの思いと必要な機能の選択を中心に議論を重ねてまいりました。

市といたしましても、（仮称）北部地域コミュニティセンターについては、従来の支所機能のみならず、過疎地域の課題解決に向けた多様な機能を持つ拠点として、整備を進めようとするものでございます。

協議内容の反映につきましては、以前、皆様にお示ししたパース、今手元にお持ちでないと思いますけれども、大きな遊具があったと思います。その大型遊具については、地元との協議の中で、あんな大きなものは要らないんじゃないかとかいう御意見をいただきました。遊具については規模を縮小し、その御意見を反映させていただきました。

そのほかに、会議室や談話スペースについては、閉庁時にも利用できるようにしていただきたいという御意見がございましたので、そういった規定を整備するようにしよう

と思っております。

ほかにも、コミュニティセンターは避難所として使いたいということもございましたので、避難所として位置づけることができるよう、必要な機能やスペースを確保するということといたしました。

これ以外にも御意見がございまして、反映したものもございしますが、会員の皆様を含めて会議に参加いただけた地域の皆様との活発な意見交換を行うことができ、満足度の向上につながっていくものと信じております。事業が完成したときには、大いに活用いただきたいと思っております。

御質問の2点目、このパースの左上の部分の施設についての検討内容についてでございますが、これ、市の観光を有機的につなげることを目的とした観光案内所的なものとして整備いたしまして、また、併せて北部地域の魅力であります自然を生かした体験型の観光の拠点として整備していこうということでございます。

先ほど、副市長からもお答え申し上げたところですが、観光を軸に交流人口の増加、地域活性化につながる施設整備を目指してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 観光案内所のような形で整備をしたいということでしたが、この施設の時期なんですけれども、この仮称のコミュニティセンターが、完成すると同時に、全部そういう機能もスタートさせると。だから今の時点から具体的な検討をして、予算措置も具体的にどうするかという辺りについてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

現段階では、来年度中に整備したいと思っております、施設整備を。ただ、これ、国の補助事業も活用しながら整備してまいりたいと思っておりますので、これの採択状況にもよるといふふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 大いに頑張ってください、きちんと整備をしてスタートできるようにしていただきたいと。

8番目に行きます。議第24号で、一般会計予算です。7-2の17ページのところです。

54番目のところで、ネットワーク機器保守委託料に5,602万円計上されていますが、その中で、総合行政情報システム運用保守というのに4,422万円が計上されています。この

保守の内容明細、それから契約の支払い先はどこになるのかということについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

住民情報系の基幹業務、財務会計などの内部情報業務で使用しております総合行政情報システムを正常に稼働させ、利用できるようにするためのシステム、ソフトの保守運用に係る経費でございます。支払い先につきましては、一般社団法人岐阜県市町村行政情報センターでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） これ、従来、今行っているシステムの保守ということで考えているんですね。そのときに、55番目、国庫支出金全額ということなんですが、4,650万ということで、情報システムの標準化の対応業務委託料ということは書いてあるんですが、今新聞によると、なかなか大都市のところであまくいかないというようなことが中日新聞でしたか、書かれていましたけど、それとの関連というのは、本市の場合はどうなのでしょう。先ほど言いました、このシステムのネットワークの構築の関係ですね。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

標準化は、この総合行政情報システムも標準化に向けて変更していかなければなりません。システム改修をしなければいけません。ただ、現状の、先ほど、議員御発言のとおり、現状運用中の総合行政情報システムの運用費に係る経費が今の4,422万円の内容でございます。

改めて、標準化に関しては、別枠で標準化に向けて、今運用しながら標準化は標準化で、またシステムを新たに変更、移行していかなければいけませんので、それはまた別の事業として捉えていただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 新聞の報道でも、岐阜県下でなかなか進んでいないというような話がありましたが、山県市は載っていませんでしたので、一応、順調に進んでいるというふうに理解をしたいと思います。

それでは、9番目の問題は今のに関連しましたので省きます。

10番目の議第24号、一般会計予算で、17ページのところです。先ほど地方創生人材活

用事業ということで、同僚議員の方がお尋ねをされました。現在特定していないということで、詳細は分からないということでしたが、ちょっといろんな企業人、企業の方々のいろんなノウハウをという話がありましたので、2点だけお尋ねをします。

1つは、この事業ということの中に、人件費というのは想定されてこの計上がされているかどうか。それから、もし想定されているとしたら、その配置の人数計画、どんな規模で考えているかという、その2点について、企画財政課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊、それから、地域活性化起業人、集落支援員のそれぞれの人数と、事業別の配置人数及び費用についてということですが、事業費としましては、美山支所の所管によりまして、一括予算計上しているところですが、内訳としましては、地域おこし協力隊及び地域活性化起業人として、通年で6名分の2,959万円。それから、委託型の地域おこし協力隊員の経費として、1名分の519万2,000円。集落支援員1名分として、221万4,000円の合計で3,699万6,000円となっております。

現在、地域おこし協力隊は、委託型を含めまして2名、専任の集落支援員は1名に御活躍いただいているところではございますが、こちらの方々につきましては、引き続き従事していただくこととしているほか、現時点で先ほども申し上げましたが、確定している業務としてはございませんが、地域おこし協力隊としては、農業振興や北山を中心とした北部振興など、活動内容として募集することを想定しております。

地域活性化起業人は企業経営、起業人としてのセンスと視点を生かして、地域経済の活性化、市民生活の質の向上につながるDX化支援など、様々な分野における施策の開発、展開を期待して募集できるよう予算化したものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 一応具体的な中身については分かりました。それで、DXの推進の関係なので、そういう専門的な分野の知識のある人を短期的にというような意味合いでいいんでしょうか。その確認だけ。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 地域活性化起業人につきましては、当然ながら、今、企業に所属してみえる専門知識を持った方を想定しておりますので、それに見合う業務のほうを選定いたしまして、募集したいというふうに考えておりますし、地域おこし協力隊につきましても、今までは、多くは、地域おこし協力隊に募集される方が、こういう

ことをしたいということで来てみえた方を採用してという事例が多かったんですけども、最近では、1年前にも募集しました、ユーチューバーというか、情報発信に特化した方とかいうふうで各所管課が、こういう人材が欲しいという方を募集、活動内容にした人材を求めるよう、募集する予定でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 11点目です。議第24号の一般会計予算、18ページのところです。

59の項目のところですが、地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金に限度額100万円が計上されていますが、総務省の3年たったら、起業の場合100万というのがあると思うんですけど、その補助金とは別の補助金なのか、対象としている事業内容についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 誰に聞いておるんやね。

○10番（福井一徳君） ごめんなさい。まちづくり・企業支援課長。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

この補助金は、地域おこし協力隊員の任期2年目から、任期終了後1年以内に地域おこし協力隊の活動地で、起業または事業承継する者に補助金を交付するものであります。対象者としましては、現在、委託型地域おこし協力隊員として活動している1名を予定しております。それで、補助金につきましては、特別交付税により措置されるものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 特別交付税によりということは、総務省の枠で、それを実施するという意味なんでしょうか。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） そのとおりでございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 二重にもらえるわけではないということで。

12番目の項目に行きます。議第24号で一般質問、これも27ページと資料7-4の4ページというところです。

中小企業等活性化事業補助金が2,000万円予算化されています。この事業は、令和2年度から開始して、令和5年度まで延長されてきました。令和6年度も、世界経済の不確実性を踏まえ、事業を継続するというふうにあります。この間で考えると、総額で1億円の事業になるわけです。事業者の持続的な経営、事業の発展及び市内の経済・産業の活性化のための補助事業であるというふうに書かれています。

そこで、この予算計上がふさわしいか判断するために、市として補助金を給付して終わりではないので、今までの補助金による事業者ごとの事業経営の発展がどのように図られたかについて、以前もお尋ねしたことがあると思うんですが、具体的な事例に即して評価をお尋ねしたいと思います。

また、それに関わって、報告書のような給付を受けた企業ごとの事後報告のような資料があるかどうか、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

事後報告の資料についてでございますが、山県市中小企業活性化補助金事務実施要領で、補助事業者から、事業完了の翌年度に事業成果を含め、経過報告書の提出を求めているところです。その際に、商工会で内容の確認、経営指導を実施している状況であります。

主な成果についてでございますが、事業者の売上高に関して言いますと、実施期間がコロナ禍ではありましたが、約57%の事業所で、対前年比で売上げが増加したという報告をいただいているところです。

その中で、また具体例を挙げますと、生産性の向上に関わる取組について、プラスチック製品製造業になりますが、生産工程の見直しのための設備を導入したことにより、生産性が30%ほど向上したという報告がございます。また、販路開拓に係る取組についてですが、同じくプラスチック製品製造業、さきに話した会社の企業とは違いますが、そこではホームページの充実により、売上げが15%ほど増加したと、そういった報告をいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 市内のいろいろ企業を支援するという事はいいことだという

ふうに、私は基本的に思うんですが、それで具体的に今事後報告で幾つかそういう中身があるということですので、これ、ぜひ何か検討していただいて、実施が終わったら、いろんな情報があるので、社名は伏せてもらって結構ですけど、概略みたいなものについて議会に何らかの形で報告していただくようなことはできないでしょうか。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

今後、内容を確認しつつ、検討してまいりたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） ぜひ、実施をお願いします。

13項目めです。資料7の27のところです。

奨学金返済補助金が240万、10名分計上をされています。これ、県も今予算上程されているというふうに思うんですが、10名という根拠と、この枠を超えて応募があった場合の対応について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

算出根拠についてでございますが、対象となる奨学金の大半を占めると予測される日本学生支援機構から公表されている貸与型奨学金の受給割合、国税調査による最終学歴割合等の統計資料、あと、市の保有する情報を基に、対象となる年代の市内在住者についての市内勤務割合から対象者を推計し、また、近隣で類似のスキームを実施している自治体の実績を参考として、10名で予算計上をしてあります。また、応募がこの枠を超えた場合については、補正予算での対応を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

それでは、最後の質問です。議第24号の一般会計予算、27ページです。

133のところ、グリーンプラザみやま管理費（経常）として、指定管理施設に対して548万4,000円が計上されている。以前、市議会でこの施設について、収益性があるとして、指定管理料は支払わずに、一部収益分を収入計上した経過がありますので、今回も、経常費の補助という予算が昨年に続き、計上されていますが、その内訳についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

グリーンプラザみやまの施設管理業務については、指定管理者制度検討委員会において審議し、決定しているところでございます。あと、予算も548万4,000円の内訳でございますが、浄化槽保守点検委託料が340万2,000円、浄化槽検査料が4万1,000円、土地の借地料が205万1,000円、修繕料が35万円でございます。なお、10万円以下の修繕料、水道光熱費に関しましては、指定管理者が負担しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、具体的な明細について報告をしていただきました。それで、検討委員会で検討されて具体的に進めているというふうに思うんですが、このグリーンプラザみやまの収支報告書というのは、毎年、市に報告することになっているというふうに思うんですが、この中身について出されていますでしょうか。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 提出されており、内容を確認しております。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 以前にも、あそこの総合体育館の関係、資料を収支の委員会で出していただくということで、全議員に配布をしていただきました。ここの施設についても、ぜひそういう配慮をしていただきたいと。これは議長から要請されるんですかね。お願いすることになるかと思いますが、よろしく願います。まちづくり支援課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 検討してまいります。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 検討していただけるということなので、ぜひ議長からも資料の提出についてよろしく願いして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 以上で、福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 通告しておりませんでした。先ほど、福井議員の質問の中に、地域おこし協力隊の質問がありましたので、ちょっと確認させていただきたいと思っております。質問をさせていただきます。

先ほど、ホームページのほうを見せていただいたんですけど。

○議長（山崎 通君） 加藤君、どこの部分でって資料のほうの質疑やもんで。どこの部分やってちょっと言ってくれるといいね。

○5番（加藤裕章君） 資料7-2の17ページの地方創生人材活用事業の中の地域おこし協力隊に関してですけど、先ほどの質問の中で、地域おこし協力隊の方の募集について、農業生産に関わる方について募集してみえるということで、ホームページ、昨日見せていただいたんですけど、対象地が東深瀬の地区で、農業生産に低農薬の形で、そういう方に募集しているということを見せていただいたんですけど、今までの私の認識では、協力隊というのは、過疎地域での活動に限定されているということと認識しております、旧高富地区は対象地区に含まれていないのではないかとということを確認しておいたんですが、どのような考え方で募集されてみえるかということを確認させていただきたい。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えいたします。

今回の募集に関しては、確かに議員御発言のとおり、東深瀬を就業場所として募集をかけております。私どもの認識としましては、居住地においては、美山等の土地ということで、就業場所に関しては、美山及びその伊自良北部ではなくてもよいという認識で、今回募集をかけさせていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○5番（加藤裕章君） 分かりました。

○議長（山崎 通君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第34号 財産の取得についてまでの30議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 委員会付託

○議長（山崎 通君） 日程第3、委員会付託。

議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第34号 財産の取得についてまでの30議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日月曜日は総務産業建設委員会、12日火曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催します。15日金曜日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時35分散会

令和6年3月15日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和6年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月15日(金曜日)

○議事日程 第3号 令和6年3月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 棚 橋 純 次 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） それでは、議長に御指名をいただきましたので、一般質問を2問行いたいというふうに思います。

まず、第1問、能登半島地震を受け止め、山州市の災害対策の強化についてお尋ねをします。

まず冒頭に、能登半島地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表したいと思えます。また、被災された皆様に対して心よりお悔やみ申し上げます。来週から仲間が現地にボランティア支援に出かけますが、一日も早い救済が進むことを願って質問をさせていただきます。

能登半島地震で自宅に被害を受けた人たちが過ごす避難所のうち、自主避難所への物資の配送を石川県輪島市が2月末で打ち切るとの報道がなされていました。3月からは拠点まで物資を取りに行く必要があるため、自主避難所を運営する人たちからは、指定避難所まで取りに行くとなると、軽トラック1台で10人分を運ばなければならぬと、納得ができないというような声が上がっておりました。

山州市はこの間、幸いにして大きな台風も豪雨も発生せず、災害被害はごく限られた地域の崖崩れ被害等になっていました。しかし、今回の能登半島地震とその後の避難状況や対策を見ていると、山州市における災害対策の備えなどについて改めて見詰め直すことが求められていると思えます。

山州市では令和5年3月24日に山州市防災会議において、山州市地域防災計画が改訂をされています。この計画は災害対策基本法の規定に基づいて、山州市域に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とされ、計画全体で820ページに及ぶ膨大なものです。山州市域における気象や地勢、地域的特性等による暴風、豪雨、洪水等の自然現象によるものと、大規模な火災や地震などの災害を想定し、その災害に対する各種の対策を策定さ

れています。

かつてこの地域は133年前の明治24年10月28日午前6時37分に濃尾大震災を経験しています。31日までに烈震4回、強振40回を含む720回の揺れに見舞われ、震源地本巣郡根尾谷マグニチュード8.0の内陸直下型地震で、1923年関東大震災、マグニチュード7.9、1995年1月阪神・淡路大震災、マグニチュード7.3クラスのもので、当時の山県郡高富村は99%の家屋が倒壊し、全壊、焼失家屋は14万2,000戸に及んだとの記録があります。山県市には当時の地震による断層が記録され、案内表示もされています。また、水害では昭和51年9月8日から12日にかけて長良川流域を襲った集中豪雨により岐阜県史上最大の被害をもたらしました。後に言う9・12豪雨災害です。鳥羽川改修はこのときの大水害を起点に、河川改修対策として進められています。

こうした経験を踏まえた山県市地域防災計画の中には、第3章災害応急対策の第7節り災者対策の中に、災害時に指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民に周知徹底を図るとされ、みやまジョイフル倶楽部を含めて40か所の指定避難所を設定しています。また、炊き出し可能施設としてみやまジョイフル倶楽部を除いて31か所指定をし、この中には山県市の小中学校給食の自校方式による厨房活用が11か所含まれていることは特筆されます。

そこで、第3章災害応急対策の第7節り災者対策に関わって、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

1点目、山県市の過去の地震や水害経験から、地域防災計画では地域別に最大限どの程度の災害の規模や避難者数を想定して策定をしているのか。

2点目、災害に当たり、能登では道路の寸断などで食料支援もままならない状況が発生しています。美山地域などは十分想定されますが、現在の備蓄品、段ボールベッドなどや非常食、水などの備蓄倉庫は先ほど触れた指定避難所施設等にどのように分散備蓄されているのか。

3点目、平成31年第1回定例会で、私は地域からの要望を受けて、地域の公民館を自主避難所にできないかとの一般質問をし、その後連合自治会を通じて各自治会に案内がされましたが、その後の運営計画等の検討状況についてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、地域防災計画における災害の規模や避難者数の想定についてお答えいたします。

地域防災計画において、一般対策編で、大雨や台風などの気象情報対策として、大雨

警報、洪水警報の危険度分布に関する情報や警戒レベルごとの避難行動を促す情報、例えば、警戒レベル3では高齢者等の避難、警戒レベル4では避難指示など、その発令判断基準を掲載しておりまして、実際に大雨や台風が襲来したときには、それらの基準に基づき市民の皆様に防災行政無線やホームページなど気象や避難行動に向けての情報提供や周知に努めております。

また、風水害対策としては、具体的な避難者数の想定はございませんが、指定避難所ごとの収容可能人数を算定しております。

次に、地震対策編では、想定地震として海溝型地震、いわゆる南海トラフ巨大地震と内陸直下型地震の2種類を、さらに、その内陸直下型地震には県内5つの断層帯地震についての被害想定を算出しております。

主な被害想定は、南海トラフ巨大地震で最大震度6弱、山縣市全体で、建物被害は全壊が726棟、半壊が1,961棟、人的被害は発生時刻にもよりますが、多くの方が自宅で就寝中の冬の早朝に起きた場合、冬の早朝午前5時に発生した場合、最大で死者数が7名、重軽傷者数が243名、避難者数は2,358名と想定しております。

内陸直下型地震のうち、本市に断層の影響があり、被害想定が最大の揖斐川－武儀川断層帯地震では、最大震度は7、建物被害は、全壊が6,123棟、半壊が4,899棟、人的被害は、同様に冬の早朝午前5時に発生した場合、最大で死者数が314名、重軽傷者数が2,291名、避難者数が1万760名を想定いたしております。

次に、御質問の2点目、防災備蓄品の避難所への分散備蓄の状況でございますが、市内には指定避難所、今の段階で40か所ございます。そのうち、その施設内に食料を備蓄している、または敷地内に防災備蓄倉庫を備えている避難所が16か所でございます。そのほかに総合体育館の駐車場として利用しております防災多目的広場のような指定避難所敷地外の独立した防災備蓄倉庫が6か所、水防倉庫が2か所ございます。全ての指定避難所に最寄りの防災備蓄倉庫から物資を提供できるよう配置をいたしております。

また、分散備蓄の状況についてでございますが、例えば食料を備蓄している公民館12か所では、それぞれアルファ化米が500食以上、クラッカー350食以上、水が240リットル以上となるように配置し、資機材につきましても、防災備蓄倉庫、水防倉庫、それぞれ地域特性に合った資機材を地域の人口に配慮しつつ分散備蓄をいたしております。

なお、食料備蓄量の根拠としましては、南海トラフ巨大地震の想定避難者数2,358人の1日3食とし、3日目には支援物資などが到着する見込みとして8食分となる約1万9,000食となるように、また、保存水についても1日1リットルとして2日分の4,500リットルとなるよう毎年購入し、ローリングいたしております。

御質問の3点目、平成31年第1回定例会の一般質問を受けまして、地域の集会所、いわゆる自治会公民館を自主避難所にした場合の運営計画の検討についてお答えします。

福井議員の一般質問を受けた後、地域の自治会公民館を自主避難所として開設することについては、条件を付して柔軟に対応することといたしました。

その条件としましては、使用する自治会公民館が土砂災害警戒区域、浸水想定区域などの危険区域内にないこと、使用する自治会公民館の開閉、施錠の管理ができること、自治会公民館の自主避難所には職員の派遣が困難であることから、市役所との連絡調整員が置けることの3点でございます。

通常、こういった自主避難所には、職員配置や飲料水、食料などの防災備蓄品の提供を行わないことといたしておるため、自治会公民館を自主避難所として開設する場合には、各自必要な物品を御準備の上、避難していただくようお願いする旨の周知文書を、平成元年の自治会連合会会議で御案内いたしましたところでございます。また、市ホームページの防災のページ中にも同様の御案内をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、3点についてお答えをいただきました。

具体的に災害が起こったときに、ハザードマップ等を含めて日頃からそういう対策をそれぞれ市民がするという意味では、引き続き啓蒙していくということが非常に大事だというふうに思います。

先ほど南海トラフの巨大地震とか直下型の地震に備えてということで、それぞれの避難者数が出ました。避難所への分散備蓄というのも、現在のところというと、例えばこの間、1月から起こった能登半島の大地震の新聞の切り抜きで、何が問題かというのをずっとこの間見てきたんですけれども、最初にやっぱり被害が起こって具体的な支援が入るまで、これは災害基本法でも炊き出しとか、そういう自主的なやつは1週間というふうに限定されているんですけれども、現実の問題でいうとなかなか1週間たっても、もう硬い床で寝て、パンが1個とかというのもあったりするんですね。阪神大震災のときに私も現場で2週間ぐらい行ってきたんですけれども、そういう非常事態のときにきちんと対応できるかどうかというの、非常に大事な問題なので、先ほど想定された中身で備蓄については、詳しくは言いませんけれども、きちんと満数足りるような対策がされているかどうかということについては日々の点検が必要ではないかと。

先ほど備蓄倉庫等々もあるというふうにおっしゃったんですけれども、そこにきちんと道路、寸断されたら取りに行けないというようなこともあったりするので、特にそこ

ら辺りはチェックが必要かなど。私、文章、見ていても分からないので、自分で山口市で実際に地理的にいうと避難所がどういうところにあるかとずっと見ると、人口が少ないということもあるんですけども、比較的こういうふうに北部のほうが避難所、少ないんですよね。そうすると、何か起こったときにきちっとそこに届けるようなやっばり体制等も必要ではないかと。ですから、今言われたような中身が本当にこれに対応しているかどうかということのチェックもぜひしていただきたいというふうに思います。

再質問したいのは、1つは、1週間の当たりで炊き出しの可能施設ということがリストに指定をされています。これを改めて見て私は、山口市は給食を自校方式でやっています。ですから、やっばりこういうときに小中学校の施設が生かされるんだというのは改めてこういう観点からもすごいことをやっているんだなというふうに思いました。

この間の関係でいうとそういう状況があるんですが、美山地域、それから伊自良地域と高富地域で合併をしました。合併以降にいろんなところで、これは全国で言われているんですけども、職員の体制がすごく減ったということで、美山も前は七、八十人、ばくっと概算で言いますけど、いた職員が、今は5名以下ぐらいになっていたり、伊自良もそうですよね。もっと人数少ないんですが、どうしてもなっている。それは山口市だけではなくて、1月の中日新聞を読んでという、弁護士さんが書かれているんですけども、一般的に災害の直後は情報が混乱し、自治体が十分機能しないことは致し方ない面もあると。しかし、その要因に平成の大合併による地方自治体の広域化と自治体職員の削減があることを見落としてはならないと。身を削る改革と称して自治体職員を削減し、自治体から業務を切り離して民営化する政策が、そういう大きな流れは住民の基本的な人権の擁護と福祉の向上を図るといふ自治体の役割を奪ってきたのではないかというような指摘もあります。先ほど私、触れたように、やっばり給食問題なんかでいえば山口市はそういう対応ができるようになっていっているという面がある一方で、実際にそれぞれの北部地域、美山とか伊自良関係のところの職員の体制がどうしても薄くなっているということに対してどのような対策を取っていくかということが必要だと思うんですね。

このマニュアルを読むと、計画を読むと、実は820ページ、打ち出したんですけど、もうとてもあれだから、これだけ、64ページで場所を絞っているんですけども、この中を読んでいくと、駐在員を補佐するための避難者の中から世話人若干名を置くとかと規定されているんですね。また、それでも不足した場合には奉仕団員の奉仕によってカバーをします。この奉仕団員というのはまさにボランティアの、災害されている地域です。10項目めのところはボランティアというのが書いてあって、日本赤十字社の奉仕団が応

援に入るとかというふうには書かれているんですけども、基本、まず起こってからの対応はどうしてもやっぱり山県市として我々が担わなければいけないというふうになると思うんです。そういう関係でいうと、ここに書いてあるような世話人若干人を置くとか、奉仕団員の奉仕というのは確かに文書上はそうなんですけど、今の現状のそれぞれの山県市の自治体の状況、この間いろんなところで自治会をやめるとか、自治会そのものがなくなったりという状況の中で、本当に地域の災害を守っていくという意味では、もう少し総合的にいろんな対策を考える必要があるのではないかと。

今日の新聞では本巢が小中学生に防災士含めて、18歳までの。いろんな講習会をやっているというのはありました。それぞれ地域でやっぱり独自のそういういろんな対策が必要だというふうに思うんですが、その点で、具体的にもう本当に職員がそれぞれ支所で配置が少なくなっているという状況の中で、この問題についてどのように対応をされていくのかということについて、再質問を理事兼総務課長に行います。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

いつも申し上げておるんですけども、やはり自助、共助、公助の考え方がございます。いざというときに地域の方々がまず自ら命を守っていただいて、避難行動を取り、共助、公助の体制が整うまで何とか皆さん独自で地域の防災対策を進めていただきたいというふうにも啓発はいたしております。確かに私ども避難所運営マニュアルというのも一応つくってございまして、初期対応としまして避難所には担当職員を配置するような旨とか、避難所の運営方針について記載したのもございます。なかなか全てを文書どおりに行うことはできないかもしれませんが、少ない職員の中でも対応できるよう、各職員には避難所マニュアル等も毎年周知しているところでございます。

さらに、例えば美山地域の防災倉庫などは避難所、なかなか職員がたどり着けなかったりすることもございますので、実は備蓄倉庫の鍵がダイヤル式の鍵になっております。南京錠ですと私どもで管理して鍵を開け閉めしなければいけません、ダイヤル式の番号、合わせるタイプの施錠になっておりますので、地域の自治会長とか消防団の方々にその番号を実はお知らせしてありまして、いざというときには自分たちで防災備蓄品などを搬出できるような体制を取っております。

今後もそういった啓発には努めてまいりますし、より一層強化してまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） いろんなマニュアルをきちっと周知徹底しているとか、備蓄についても非常事態に備えてということで、ダイヤル式の施錠も含めたいろんな対応をしているというふうにありました。

こういうやっぱり災害というのは突然やってくるわけですよ。そういう意味でいうと、平生の訓練が非常に大事だということはもちろん大前提なんですけれども、やっぱりそこでどういう指揮を発揮していくのかということが非常に大事だというふうに思います。そういう意味では、再々質問、やっぱりそこは市長のトップとしての腕の見せどころというか、そこが一番大事じゃないかなというふうに思いますので、市長のその点についての心構えなり方針についてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 災害は本当にいつどんな形で、そしてまた規模によっても大きく違ってくると思います。

私も2人しか住んでいませんけれども、災害対策としまして、家庭の、電気での調理ですので、電気が来なくなったときにどうするかということで、ガスのカセットのコンロを買いまして、ふだんは全く使いませんが、そういった対策をまず自助という形で、そうした煮たり、御飯を炊いたりできるような、そんな対策も我が家では行っておりまして、そういったことからしまして、比較、山州市の人口ですとか、こういった地形からしますと、まず水の確保というのが一番大切だと思うんですが、そういった水は私も裏が山でございまして、ああいった湧き水で従来から飲めるような水もございまして、また、そして、先ほどのお話にあったそれぞれの自治会の公民館なども私のところの自治会は小さなお釜といいますか、はそりですね、従来から使っていたというようなこともございまして、そういったときにはそういったことも可能かなと思っております。

そういったことを含めながらも、やはり市として、先ほど課長が申しましたように、しっかりとした備蓄品を蓄えていくこと。そして、自助、共助、公助ですね。自助と共助の部分を1人でも多くの皆さんに、6年度は11月だったと思いますが、そうした防災訓練等も計画しておりまして、そういった場を通じて多くの市民の皆さんに周知をさせていただいて、一朝有事の災害に対する備えを各家庭で、まずは自助からという形から防災に対する備えをしていただけるような、そんな啓発を1つずつ積み上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君）では、2点目について御質問をします。

企画財政課長にお尋ねをいたします。

山県市の次期地域公共交通計画の策定について。

2012年、私が名古屋から郷里の高富に戻った頃に、高齢者にとってはバス停までの距離を歩くのが大変だと。買物の荷物を持ってバス停から歩くのがつらい。こうした高齢者の声を受けて、バス停がない、玄関まで送迎してくれるデマンドバスという公共交通があるという話を聞きつけ、1泊で長野県の東御市や美濃加茂市などに有志で調査に出かけました。そうした中で、山県市の高齢者の皆さんの願いである高齢者の足を守ろうと、美山地域を中心に2013年に山県市にデマンドバスを実現する会が結成され、460名を超える会員が声を上げました。

あれから8年を経て、山県市の美山地域に美山の谷筋のバス運行の特性を生かした、玄関先が文字どおりバス停のデマンド型交通であるデマンドワゴンが実現をしました。バスターミナル完成による公共交通の再編計画の検討の中で、市内全域のデマンド型交通の代わりに、あくまで定時定路線のバス停方式の東西巡回線が運行を始めることになりました。これはいろんな議論の中で、取りあえずやってみるということで、いろんな試行もされました。私は全路線に実際に乗っているいろんな市民の人の声も聞いてきました。これら今後の地域バス調整会議などを開催する中で、さらに改善を加え、市民の皆さんが参画し、皆さんが利用し支える公共交通をつくり上げることが非常に大事だと、求められているというふうに思います。

そこでこの間、地域の皆さんの対話の中から幾つかの要望が出されましたので、市民の生の声についてどのように考えていくのか、企画財政課長にお尋ねをいたします。

まず1点目、山県市の子育て支援は充実しているが、高校受験になると関高校や関商工を受験しようとする通学が不便で、親が毎日送っていくしかないのが大変。それで地元から転出してしまう人もいますと。何とか関方面までハーバスが行くようにならないのか。これは直接保護者の方から生の声で強く言われました。

2点目、美山の神崎地域は、辻石と三日月地区は一般質問で私は取り上げて、地域の声を生かしてデマンドワゴンに乗れるように改善がされましたが、市民の、近くのお年寄りが松葉杖をつけてバス停まで歩いて行くのはかわいそうだという声もあると。そもそも神崎線も他の地域のように玄関前がバス停のデマンド型にできないのかという声でした。

3点目、巡回線の西回りは利用が少ないと交通計画の概要版に書かれていますけれども、地域の高齢者の方にお会いしてお話をすると、あのバスは乗るところが高いので乗

らないことにしているとの返事でした。手をついてはって乗らなきゃいけない。これは私は実際に乗ってみたときにそういうことがあったので、今のデマンドワゴンについては標準装備のような形で改善をしていただきました。今回のパブリックコメントは、自分が車を運転できなくなると実感が湧かないと。本当にバスを必要とする高齢者はパブコメが分からないというふうにおっしゃっていました。そこで、真剣に高齢者と向き合ってその声を聞く昼間の地域交通懇談会のようなものを設定できないか。本当に乗れない人の声を聞くということですね。また、高富タクシーに委託しているワゴン車にステップをつけることは直ちに実現しそうですけれども、市が補助をしてでも改善すべきだと思いますが、どうでしょうか。実際に高富タクシーさんが使ってみえるワゴンを確認したんですけど、やっぱり私が高かったなと思ったワゴンが走っていました。

4つ目は、東西の巡回線について、地域からは高齢者の声として、バス停の箇所を増設できないかと。これは地域ごとに違うと思います。一律に増やせという意味ではないと思うんですが、そういう声。それから、週2日だと病院によっては困るので、せめて3日間にできないかというような声が寄せられています。実際に利用してのこういう要望があります。これを具体的に改善できないか、企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、関方面へのハーバス運行についてでございますが、令和4年度に実施しました地域公共交通計画策定に向けた調査事業におきまして、平成30年度から令和3年度の4年間の市内中学校卒業生の高校進学先について調査しましたところ、関市、美濃市の高校に進学した生徒数は合計11名で、卒業生全体の人数941人の1.2%が進学している状況でございます。また、中学生保護者アンケートにおきまして、関方面や本巣方面の高校へのバスの便が悪く、東西方向のバスの運行を希望する声が上がっていることも把握しているところでございます。

しかしながら、令和6年4月の道路運送法改正の影響によりまして、朝夕の便を運行する運転手を多く確保する必要が生じております。全国的にも運転手不足が深刻化する中、より一層朝夕の路線を維持することが難しくなっている状況でございます。

本市におきましても補助路線が減便の対象になるなど、さらなる効率的な運行が必要となる現状におきましては、通学人数の少ない高校へ向けての新規路線の運行については、実施が極めて困難な状況であることを御理解いただきたいと存じます。

御質問の2点目、神崎山県B T線のデマンド化についてでございますが、美山地域全域の平日昼間帯のデマンド化を検討した際に、地域の御意見を伺い、谷合地区、神崎地

区はデマンド化を望まれなかったことから、令和3年6月より定時定路線型で運行開始しております。谷合地区の辻石や三日月地区につきましては、神崎山県B T線や美山地域デマンド型交通のどちらも運行しない交通空白地になってしまっていたことから、地域の要望により美山地域デマンド型交通の対象エリアに追加したところでございます。次期の計画におきましても、引き続き美山地域全域の平日昼間帯デマンド化を検討することとしておりますので、今後地域の総意により定時定路線型の廃止及び全域デマンド化を要望された場合は、その運行について検討してまいります。

御質問の3点目、昼間の地域交通懇談会の開催につきましては、令和5年第2回の定例会の一般質問答弁でも申し上げましたとおり、市内の公共交通をよりよくしていくためには、日頃より公共交通を利用いただいている地域の方々の御意見を反映することが重要と考えておまして、そのため、次期計画においては地域バス調整会議等を年3回以上開催することを目標としているところでございます。なお、市街地巡回線につきましては路線再編が最重要、一番最初に必要となると考えておりますので、今後、昼間の地域交通懇談会に限らず、市民懇談会をはじめとした地域の方々の意見を伺いながら、地域公共交通をつくってまいりたいと考えております。

また、市街地巡回線を運行している車両のステップ、こちらのステップが高くて乗りにくいことにつきましては、私どものほうにもそういった御意見は届いておまして、昨年10月に車両の更新やステップの設置といった設備更新について運行事業者に意向を伺いましたところ、車両更新や改良の予定はないとのことでした。この車両につきましては運行事業者が所有する車両であり、路線運行時間外は営業タクシーとして使用されているものではございますが、本市の公共交通の一端を担っている車両でもありますし、乗降時の安全面からステップ設置は必要と考えますので、設置費用の一部補助については運行事業者と協議の上、実施に向け整えてまいりたいと考えております。

御質問の4点目、市街地巡回線のバス停の増設や運行日数を増やすことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、路線再編を検討する際には、こうした利用者の方々の意見を踏まえながら、運行事業者、運輸支局、警察署等の関係機関と調整しながら検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 関方面については、実際に進学をしている人の数が少ないのでなかなか難しいというお話でした。

大学病院路線ができたときに、岐商とか岐高とか北高とか、あの方面が鶴飼屋から乗

換えだったのがストレートに行けるようになって非常によかったという声がたくさん寄せられたと思うんですね。今は11名というふうにおっしゃったんですけど、親御さんだけではなくて受験しようかなという人のときにも、いろんなそういうことを考えるわけですね。ぜひ、この声というのは結局バスの問題だけではなくて、その地域に住んで、関とか関商工に行こうと思うと親がずっと行かなきゃいけないから、若い人は出て行ってしまいます。まさにまちづくりという観点から見てもそういうような問題があるということです。ぜひ、いろいろ検討したいというふうにおっしゃっていましたが、具体的にそういう声を実現させてほしいというふうに思います。

神崎線についても、先ほどの答弁の中で、地域の総意があれば、総意で要望されれば実施をするというふうなお話でした。私がずっと地域へ行っているいろいろお聞きをすると、誰がそんな定時定路線でいいと言ったのかという声が多いんですね。そういう意味でいうと、地域の総意をきちっとくみ上げるということが必要だというふうに思うんですね。この検討をするときにそれぞれの自治会長さんなりなんなりが会議のときに夜7時半ぐらいから軽トラに乗ってお見えになってそこでいろいろ聞くということになっておると思うんですけど、そういう人たちが本当に地域の声を事前に聞いていただくような努力もやっぱり必要じゃないかと思えますし、これは1点ちょっとお伺いしたいんですが、昼間の市民座談会とか、そういうのもやりたいという話でした。私も巡回線西回り、少ないので、やっぱりみんな本当に乗らないと廃線になってしまうというのは地域の人たちにも言っているんですけども、そういう話の中でステップの話なんかが出てきたんですね。それぞれの自治会が例えば昼間の時間帯にこういう問題について、ぜひ話をしたいので対応してほしいというふうにしたら、市としてはそういう声を聞いてもらうように、そういう場に来てもらえるかどうかというのが1点。

それから、ステップについては改善できるように進めていきたいというお話でしたので、ぜひその点をやってほしいと思うんですけども、もう一つあるのは、これはお寺の名前はちょっと差し控えますが、住職さんからの要望で、地元の人が岐阜市に変わっていったけど、お墓はうちにあると。高齢者の人が地元のお寺に来るというふうに思ったときに、自分は住んでいないのでデマンドに乗れないから足がなくて困っているという話があるんですね。そうすると、何らかの方法で目的を持って来た人が美山地域のデマンドに乗れるような何か工夫、改善。事前に登録をすとか、行き先のお寺を登録しておいたらそこに行けるとか、何らかのそういうような検討をすることができないかという、その2点について再質問を課長にいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、地域の調整会議というか、懇談会のほうに呼ばれたら来てくれるかという御質問だったと思いますが、そういった声もしうちのほうに届きましたら、調整してでもお伺いして、いろんな御意見等を聞くようにしたいと考えております。うちがそういうものを定期的に、恒常的にというのは今のところないんですけども、まず来年度、特に岐北線の代替手段であるとか、市街地巡回線の再編について重点的にということによって沿線の方を対象にしたのを今のところ考えておるんですが、それ以外にもしお話があって来てくれということであれば、排除することなくお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の御質問ですが、デマンド線で美山方面に行く場合、市外からお見えになった方ということなんですけれども、こちらについては制度等の絡みもあるとは思いますが、その中で今運行している中でできるようなことはまた再度研究させていただいて調整して、できるようであればそのようにさせていただきますが、現行でありますと、デマンドですとどうしても事前の登録をしていただいてという形にはなりませんので、その辺、制度上問題ないかという部分も含めまして今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 時間が来ましたので、ぜひそういう地域からの声をしっかり集めて、市民の足を守るようなデマンドについては今後とも努力をしたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 以上で福井一徳君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。議場の時計で10時55分より再開いたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位2番 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは3点質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、まず1点目、山県市こどもサポートセンターについて、学校教育課長にお伺いをいたします。

今年度より山県市こどもサポートセンターがプレオープンしています。このこどもサポートセンターは、不登校や不登校傾向にある児童や生徒が、それぞれの小学校、中学校に在籍している中で、ここに通り、適応支援や学習支援を受け、意欲や自信に結びつけるものであり、山県学園構想を支える重要な部分であると考えます。

12月16日に山県市オープンスクールが実施されました。私も小学校に伺い、1年生から6年生まで合同授業を見学させていただき、その後こどもサポートセンターに足を運び、見学をさせていただき、皆さんからお話を伺いました。何より印象的だったのは、小学1年生の男の子が非常にリラックスし、そして楽しんでおり、また来たいと言っていたことです。この環境こそが意欲や自信に結びつくものであり、早く本格始動していただきたいと思うところです。

また、このオープンスクールの最後に、教育長による山県学園構想についての説明がありました。その中でこどもサポートセンターは第3の学校として紹介され、適応支援、学習支援、運動実践、子育てに悩んでいる保護者や子供の行動への対応を学ぶペアレントトレーニングを既に実施しているとのことで、悩んでいる児童も生徒も保護者も安心できるものであると感じたところです。

そこで、学校教育課長に3点お伺いをいたします。

1点目は、現在の支援者の人数。

2点目は、ここに通うことで児童や生徒、保護者の心の変化はどうだったか。

3点目は、オープンスクールにおいて参加された皆さんの感想や意見はどうだったか。
学校教育課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、こどもサポートセンターへ通う児童・生徒の人数についてでございますが、2月現在、小学生4名、中学生6名で、延べ通所回数は345回です。昨年度は適応指導教室コスモスに通所する児童・生徒は4名、延べ通所回数が43回であったことから、こどもサポートセンタープレオープンには一定の成果があったと捉えています。

御質問の2点目、こどもサポートセンターに通う児童・生徒、保護者の心の変化についてでございますが、こどもサポートセンターに通う児童・生徒に必要なのは、自分で生きていく、自分で行動するといった、かつて蓄えていたエネルギーをよみがえらせることです。こどもサポートセンターに来たから全ての悩みや苦しみが解決するわけでは

決してありません。そのために職員は児童・生徒に寄り添い、一緒に遊び、おしゃべりをして、心のエネルギーを時間をかけて蓄えていきます。そんな中で見せるやってみようかなの積み重ねで、自分自身をコントロールできるようになっていく子供を何人も見えています。

他方、こどもサポートセンターに通う子供の保護者の思いは様々です。昨年10月からそうした保護者を対象にした親の会を企画し、不登校の子供を持つ先輩保護者の経験談を聞く機会を持ったり、意見交流をしたりすることで、つらさが減った、不安や焦りが薄れたといった保護者の言葉を聞くことができました。

こどもサポートセンターは、児童・生徒や保護者が自分は何をすべきかをゆっくり見つけていく場だと考えています。

御質問の3点目、オープンスクールに参加された方の感想や意見についてでございますが、当日は多くの保護者、家族、地域の方々に御参観いただき、少人数ではできないバスケットボールの授業ができて保護者としてもうれしかったという声や、合同授業は山県市ならではのすばらしい取組だと感じましたといった評価をいただきました。

また、教育長による山県学園構想の説明を聞いた中学生からは、2つの中学校で合同授業の英語の授業を行えばコース別学習ができるといった声や、大きな学校も合同授業を行い、いろんな仲間と交流したいといった新たな提案が出されました。

来年度からは、生徒が考える山県学園構想という新たな段階に動き出すことを期待しています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 学校教育課長の答弁により、生徒が考える山県学園構想だという新たな段階に動き出すことを期待しているとのこと。児童や生徒がつくり上げていく山県学園構想。全国にも例がない魅力的な教育になっていくのではないかと感じました。

さて、質問でもお話をしましたが、この山県市こどもサポートセンターは、山県学園構想を支え、誰一人も取りこぼさない重要な施設になると感じているところです。

文部科学省は、不登校児童・生徒等の実態に配慮した特別な教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別な教育課程を編成することができる特例について、平成17年7月から文部科学大臣の指定により行うことが可能となっています。いわゆる不登校特例校となりますが、岐阜県においてはセルフデザインを教科として新設し、音楽、美術、技術、家庭科において各自テーマを設定して発展的な学習を行い、生徒の個性を伸ばしつつ、自己肯定感の育成を目指す

岐阜市立草潤中学校、コラボレートを新しく教育課程に位置づけ、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う揖斐郡の西濃学園中学校があります。山県学園構想によるこどもサポートセンターが本格始動すると、県内にあるこの2つの不登校特例校とは違い、小学校から中学校まで誰一人も取り残すことなくサポートすることが可能となります。つまり、この山県市の教育が日本全国の中でも特別ですばらしく、ものすごいことになると期待できるわけで、私自身わくわくは止まりません。

そこで、教育長に再質問をいたします。

こどもサポートセンターが本格始動するとどのような形となっていくのか。そして、山県学園構想を含めた将来展望についてのお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問にお答えします。

様々な理由により学校に居場所を失い、学校での思い出を残せない児童・生徒のつらくしんどい思いを一刻も早く消したい。そんな子供たちの新たな居場所となる学びの空間、こどもサポートセンター、こサポが子供たちにとっての新たな学校としての存在意義があることを確信したところです。時を一にして、市内12校を包括した山県学園構想も、先生方の使命感と御努力により合同授業という新たな義務教育の仕組みとしてその可能性を見せてくれたと思っています。

令和6年度は市内全小中学生1,594人がこサポを含む山県学園の中に自分の居場所を持ち、それぞれが成長の実感をつかみ取っていく。これこそが教育委員会が描く1年後の目標であり、責任だと考えます。また、来年度改築されるこどもサポートセンター、現ふれあいセンターの全容としては、1階に元気な子供たちが集まる児童館が配置されます。2階にはしんどくなった子供たちがいつでも相談でき、必ず寄り添ってくれる大人がいる部屋があります。3階には約100畳の広間で、読書したり、先生と学習したり、児童・生徒の状況やニーズに応じた多様な学びができる多機能なスペースとなります。このように、1階から3階までをトータルで見て、子供にとってのインクルーシブな居場所となる計画です。

さらに、こどもサポートセンターの特徴は、他者の価値観や評価を軸に自分と周りを比較するのではなく、どんなときも自分と向き合い、自分の小さな成長が実感できるまでサポートしてもらえる場所としていきます。そして、この考え方が山県の教育の本流となるよう、こどもサポートセンターを拠点にした山県学園が形成されていくよう取り組んでいきます。まさに議員のお言葉を借りるのであれば、誰一人取りこぼされない教

育への新たな挑戦が始まったと覚悟しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 山県学園構想、そして、これを支える山県市こどもサポートセンター。双方が軌道に乗ることで最高の教育システムが完成すると思っています。山県市オープンスクールの最後、教育長の山県学園構想の説明が終わった後、中学生たちが積極的に手を挙げ、教育長に感想や意見、要望を言う姿。これこそが山県市が誇れる教育の1つの形なのではないかと感じています。既に学校を卒業している私がこのように将来に希望を持てる、そしてわくわくが止まらないわけです。児童・生徒、そして保護者も楽しみにしているものと思いますので、今後の展開、展望を大いに期待をさせていただき、次の質問に移りたいと思います。

次は、熊出没の通報システムの構築について、副市長にお伺いをいたします。

今年度は全国各地で熊の出没が相次ぎ、ニュースでも取り上げられています。

山形県尾花沢市の玉野小学校においては、11月にグラウンドで熊が目撃されています。また、大阪府茨木市の清溪小学校のグラウンドで熊の足跡が確認されたり、柿の木の上に登っている姿も目撃されているとのこと。このように、昨今では小学校や保育園のグラウンドや道路を平然と歩く姿など、都会や田舎関係なく人里との境界がなくなってきたのではないかと危惧しています。

さて、山県市においては、岐阜県警察防犯アプリや防災無線などにおいて対応いただいているところですが、岐阜県警察防犯アプリにて確認をすると、昨年10月7日に梅原、10月10日に中洞、10月30日に伊佐美、11月6日に高木にて出没の情報が掲載されています。しかし、小中学校が運用しているすぐーるアプリにおいては、美山小学校保護者に向け、10月10日に出没した情報が13日に配信されています。つまり、学校からの連絡が3日後だったということです。また、出没した地域にお住まいの市民の皆さんにお話を聞いてみると、全く知らなかったと言われた市民もいるという現状です。

熊の走る速度は時速約50キロであり、これは100メートルを約7秒で走るスピードになります。もし目の前に現れてしまった場合、逃げることも不可能であり、大惨事となりかねません。

そこで、副市長にお伺いをいたします。

現在、市民からの情報提供が入った際に、どのような形で猟友会や小中学校、保育園、山県警察署、そして市民への周知、連絡を図っているのかお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

市民の方から熊出没の情報提供が入った際の関係機関や市民への周知、連絡の現状でございますが、多くの場合はまずは山県警察署に連絡が入りますので、山県警察署から市役所農林畜産課へ情報提供をいただいております。

一般的には、その後農林畜産課のほうから猟友会や小中学校及び保育園の所管課へ情報を提供しまして、当該地域の保護者の方へ一斉連絡発信アプリにて周知をしているところです。なお、通報内容等を総合的に考慮しまして、適宜農林畜産課が同報無線にて当該地域へ周知している場合もございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 副市長の答弁により周知、連絡の方法が理解できました。

さて、岩手県の岩手日報の新聞記事には、毎週日曜日に熊の目撃、出没情報を地図にしておおよその出没地点が分かるようにしています。福島県福島市では、パソコンやスマートフォンから危険動物の目撃情報を地図で確認できるサービス、獣マップを令和5年4月から運用を始めています。岐阜県においても、県域統合型GISぎふ、ホームページの中にクママップがあり、山県市内においても地図にて出没した場所をチェックすることが可能となっています。私自身もですが、いざ熊を見かけた場合、どこに連絡をすればいいか本当に迷うところでもあります。山県警察署なのか、それとも市役所なのか。市役所でも農林畜産課でいいのか、総務課のほうがいいのかなど、迷っているうちに時間もたってしまうのではないのでしょうか。

そこで、再質問を副市長にお伺いをいたします。

市民などから熊の出没に対して見かけたらすぐ通報するよう、窓口を一元化し、周知や、そして山県市公式LINEを活用し、早期の通報をしていただくことにより市民の安心・安全にもつながり、小中学校や保育園、市民も含め、早期の避難や対策を講じることができると思いますが、副市長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、熊の出没情報の周知は迅速性がとても大切になります。そこで、熊出没に関する通報の窓口一元化ということでございますが、岐阜県警察防犯アプリや山県警察署からは、熊を目撃したら不用意に近づくことなく110番をお願いしますと発信されていますので、まず一義的には110番ですとか警察署が通報窓口と認識されておられる方が多いのではないかと考えられます。

しかし、議員御発言のように迷ってはいけませんので、私はむしろ通報窓口を一元化するよりも、むしろ多元化したほうがよいのではないかと考えているところでございます。つまり、一義的には110番や警察署としつつも、市役所でもよいですし、極端なことを言えば119番、電話しちゃったって、そこの消防のほうで連携を取ってうまくしていくという対応が大切なのではないかというふうに考えているわけでございます。そのためにも、今後一義的に連絡がありそうな機関等との連携と情報交換の強化に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、私がかつて子供の頃は学校で習ったわけじゃないと思いますが、熊を見たら死んだふりなんていったことが流布しておりました。そうした中で、私事で恐縮ですけど、10年以上前のことになりますが、私が家族旅行で北海道へ行ったときにたまたま野生のヒグマを見ることができました。そんなこともあって、そのときにTシャツの背中にプリントしてあった文章がちょっと気に入ったTシャツがありましたので、親子おそろいで買いました。ちょっとその文章を紹介させてください。その背中に書いてあるのは、もしも熊に出会ったら慌てず騒がず近づかない、背中を見せて逃げてはならぬ、死んだふりも熊には効かぬ、荷物などをそっと置き、気をそらしながら後ずさりして立ち去るべし、最後に1つ、背中にチャックはなかったですかというのがあります。結構受けましたので喜んで買ったんですが、最後の言葉はもう冗談としても、死んだふりは駄目やということです。

議員御発言のようにどこに現れるか分からない。北海道だけじゃないので、全国的にもこうした熊の被害は過去最悪になっておりまして、伊藤環境大臣は4月中にも指定管理鳥獣にする方針というのが表明されており、かつて山口市で熊に出会うということはまれでしたが、熊に出会った場合の対処方法、マニュアルもありますので、そういったものにつきまして児童・生徒も含め広く市民に周知していくことも必要ではないかと感じているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 副市長の答弁により、本当に熊に出会った場合の対処方法について、広く市民に周知することは被害を最小限に食い止める方法にもつながると思います。また、今後熊の出没についてはさらに増えていくのではないかと思います。市民の安心・安全のため、御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、次の質問に入ります。

小規模多機能自治について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

地方における人口減少、高齢化が進んでいる中、山口市においても同様であり、平成

の大合併による町村の合併で行政範囲が広域化しており、一部地域においては地域全体で一律公平な行政運営を行うことが困難になってきているのではないかと感じています。

そこで、地域内の課題を自ら考え、決定し、実行する組織を形成していくことが必要になってきているのではないかと考えます。この考え方が小規模多機能自治であり、これは、自治会、町内会、区などの基礎的コミュニティよりも広範囲の、例えば小学校区の範囲において、その地域に住まう方々により地域の実情や課題に応じて福祉を増進していくための取組を行うものとなります。

この小規模多機能自治については、三重県名張市が地域住民の合意に基づくまちづくり事業を実施しており、地域の元気づくり、健康福祉や環境美化、防災防犯、教育などの課題解決型事業、コミュニティバス運行などの事業を実施しています。また、愛知県高浜市においては、子供の居場所づくりや防犯パトロール、公園管理などを実施しています。

お隣、関市においては、小規模多機能自治を地域委員会とした形で運用を始めています。例えば武芸川地域においては、武芸川地域内巡回バスを運行しており、買物や医者、銀行などをつなぐ路線となっています。上之保地域や武儀地域においては福祉有償運送事業を行っており、障がい者や高齢者を病院や買物を有償で送迎しています。こちらについては、利用目的は、買物、レジャー、通院など何でも可能となっており、利用者はかなり多いとのこと。また、洞戸地域においては、夏に川遊びやバーベキューであふれる観光客による路上駐車やごみの対策のため、駐車場とごみステーションを設置し、環境整備と事故防止の取組をしています。

このように、それぞれの地域の問題をその実情に合わせて取組が実施されており、地域の活性化につながっていくものとなると感じたところです。

そこで、理事兼総務課長に質問をいたします。

地域の課題や実情を踏まえ、地域で考え、地域で解決をしていく小規模多機能自治について、調査、研究や導入に向けた検討をしていただくことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の小規模多機能自治についての考えについてお答えします。

まず、小規模多機能自治とは、議員御説明があったとおり、小規模ながらも様々な機能を持った住民自治の仕組みとされております。具体的には、おおむね小学校区を単位にして、様々な団体や事業者が参加する地域運営組織を形成し、地域課題の解決を住民

自らが実施しようとするものでございます。

議員御紹介の関市では、各小学校区で地域の課題を検討し、それぞれの地域の特性を生かし、将来にわたり持続可能にしていくため、課題解決に向けた住民主体の地域づくりを行う地域委員会を組織されております。また、地域委員会の活動に対しましては、市から活動のための拠点や交付金、職員の派遣などの支援が行われております。

一方、山口市では、現在149の単位自治会があり、各小学校区の自治会で組織された地区自治会連合会が9組織存在し、その代表9名で構成する山口市自治会連合会がごございます。市自治会連合会では毎月対面型の会議を行い、市からの情報提供や地域における課題や解決に向けた取組などについて、情報の共有を図っております。会議の中でも、市内の多くの自治会が過疎化や少子高齢化の進行により単位自治会のみではコミュニティ機能の維持が難しくなっているという声も上がっておりますが、決定的な対策は見いだすことができていないのが現状でございます。

これからも生活しやすい地域環境を持続させるためには、地域住民が地域課題の解決に向けたまちづくりの当事者となる小規模多機能自治の考え方を排除することなく、非常に参考となる制度と思いますので、実情に応じた課題解決に対応できる仕組みが構築できるよう、自治会連合会と共に模索してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 理事兼総務課長の答弁により、実情に応じた課題に対応できる仕組みが構築できるよう模索いただけるとのこと、地域により課題や問題が違う部分を捉えていただき、検討いただけたらと思います。

また、コミュニティ機能の維持が難しくなっているという声も上がってきているとのこと。総務省の地域コミュニティに関する研究会報告書によると、自治会等の加入率を世帯単位で把握している全国600市区町村での加入率平均は、平成22年が78.0%でしたが、令和2年は71.7%まで減少したとのこと。また、平成29年に内閣府男女共同参画局が持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進についての中で、自治会の現在の課題として、役員、運営の担い手不足が86.1%、役員の高齢化が82.8%、近所付き合いの希薄化が59.2%、加入率の低下が53.3%との結果も出ており、今後さらに加入率の減少や人口減少により自治会運営が厳しくなる地区が出てくるかもしれません。自治会の加入率の減少は地域全体の防災力を低下していくのではないかと思います。特に災害時の共助においては単位自治会の力が何より必要であり、被害を最小限に抑えるためにも、今後ますます重要となります。

そこにおいて、小規模多機能自治という考え方は、人口減少や高齢化に対応するための1つの方法であり、地域の絆を再構築し、持続可能な地域づくりを目指していけないのではないかと考えます。地域の課題を住民自身が事業化して解決することで、公共の福祉を担い、地域主体でのまちづくりが可能になるのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長に再質問をいたします。

地域の問題や課題を地域で考えていく小規模多機能自治は、今後公共交通の減便や廃止の可能性がある地域においては、関市の旧郡部のように一番適した方法を考えていく手法が可能となります。また、小学校区単位での運用をすることにより、山県学園構想における地域との連携や子育て支援日本一、子育て応援を掲げる山県市において、行政だけでなく、今まで以上に地域とも密接に連携ができるのではないかと考えます。しかし、何より能登半島地震のように災害はいつ何どき発生するか分かりません。先ほどは実情に応じた課題に対応できる仕組みが構築できるよう、自治会連合会と共に模索していただけるとのことで答弁をいただいておりますが、コミュニティ機能の維持が難しくなっている地域においてはこの小規模多機能自治という方法も1つあるのではないかと考えますが、防災、減災、そして共助という観点において、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

防災、減災に関する共助の観点から、小規模多機能自治の制度の導入についての御質問でございますが、山県市の地域課題について、本年度、地区自治会連合会に組織や活動の状況、今後の自治会運営の在り方などについて調査を行った結果、環境に関すること、高齢者の見守りなどの地域福祉に関すること、防災活動に関することなどについて、活発な自治会もあればそうでない自治会もありましたが、それぞれの活動が今後も必要な活動であるかという設問に対しては、8割の連合会が必要であると回答しております。

議員御発言の防災に関する共助について、自治会、自治会連合会でも自主防災の充実、訓練の必要性などを感じておられます。しかしながら、以前から話題になっております地域内の人口や自治会加入率の減少によって、単位自治会の存続や高齢化や負担感による役員の成り手不足など、多くの連合会が同様の課題を抱えていることが改めて浮き彫りとなりました。

そんな中で、地域委員会など小規模多機能自治に関する新たな組織を構築することは、新たに地域の役員を担っていただくなどの御負担を強いることにもなりかねません。地域課題を地域で考えることは現在の自治会及び自治会連合会の活動においても同様に努

力しているところでございます。

今後も小規模多機能自治の理念は意識しながら、自主防災組織の強化や持続可能な自治会活動について連合会を中心として考えてまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 地域の実情を見ながら、問題解決を図ることができる小規模多機能自治。地域との連携が進むことにより、防災や減災、そして、今後問題になるであろう公共交通の減便や廃止、また、全国トップクラスの子育ち応援、子育て支援日本一、山県学園構想などが、より温かく、そして大きな力になると信じていますので、ぜひ御検討いただき、山県市がさらに発展していくことを心から念願し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

通告順位3番 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり1点、森林整備と林道網整備について、農林畜産課長にお尋ねいたします。

まず冒頭、能登半島地震被害に遭われた方へ哀悼の意をささげます。

令和6年元旦発生の能登半島地震では、中山間地域、過疎地域での被害が発生し、脆弱なインフラによる救助活動、被害状況把握の遅延、孤立集落の発生、ライフラインの途絶が長期化し、過疎、高齢化地域で高齢者や要介護者の避難、避難所、避難後の介護等の問題、耐震化率の低さなどがさらに被害が拡大した一因とされています。

山県市も他人事ではなく、令和6年1月15日に地震調査研究推進本部が公表した主要活断層帯の長期評価では、山県市内を通る濃尾断層帯のうち、武儀川断層帯の30年以内の発生確率が不明、すぐに地震が起こることが否定できない。それはXランクと評価されており、岐阜県が公表している岐阜県内陸直下地震等被害想定調査結果によれば、揖斐川－武儀川断層帯が活動した場合、山県市の居住区地域の大半が震度7から6強で、市内の死者数は314人、発生時刻が午前5時の想定とした場合、全半壊戸数は1万1,022棟、避難者数1万760人に上ると想定されています。

特に美山地区は武儀川断層沿いであり、能登半島と同じような山間部に集落が点在し、谷沿いに狭い幹線道路があるのみと状況はよく似ています。令和6年能登半島地震を省みて、従来の幹線道路の地震等災害対策はもちろんのこと、緊急時に避難路、救助路となり得る高規格の林道網整備により、安全な避難、迅速な救援活動、孤立集落発生の回避のための防災・減災対策の抜本的な見直しが必要であると考えられます。

岐阜県の『令和6年度当初予算案の概要「清流の国ぎふ」づくり～確かな未来の創造～』の基本方針の中でも能登半島地震に触れており、救援物資輸送ロジスティックスの見直しが急務であると述べています。

そこで2点お尋ねします。

まず1点目、能登半島を踏まえた防災の観点の林道網整備について。

2点目、森林整備の観点から、カーボン・マイナス・シティ実現に向けてどう思われますか。お尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、能登半島を踏まえた防災の観点の林道網整備についてでございますが、林道は、一義的には森林を適切に管理するため、また、森林整備を効率的に行う施設でございます。ただし、甚大な自然災害が発生した場合、林道が避難路及び救助路として利用されることもあり得るかと思われます。

今後、防災、減災の観点から、林道もその一翼を担う位置づけの道路として整備していくかどうかの検討も必要になると考えております。

御質問の2点目、森林整備の観点からカーボン・マイナス・シティの実現に向けてについてでございますが、森林は光合成によって樹木が成長することにより、温室効果ガスであるCO₂を樹木内に吸収し固定します。この吸収量は間伐など適切に森林整備をすることにより増大されると言われます。

山県市では、平成31年度に創設された森林環境譲与税を活用し、既存の国や県の補助事業では整備されずに放置されていた、いわゆる未整備林を対象とした間伐補助事業を創設し、森林の整備を進めております。

今後とも、引き続き森林整備が進むよう支援を継続し、山県市カーボン・マイナス・シティ宣言の実現に貢献していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 1点目と2点目に対する再質問を行います。

まず1点目、東日本大震災後の平成25年に施行された国土強靱化基本法に基づき、林道を災害時の代替路と位置づけた山村強靱化林道整備事業が国及び岐阜県において以前から展開されています。山県市における山村強靱化林道整備事業等の実績、計画についてお尋ねします。

2点目に対する再質問、未整備林を対象とした間伐ですが、方法はどうか考えておられ

ますか。未整備林ということは、林道の整備の行き届いていない奥地の森林が主な対象と思われますが、林道を整備して間伐材を搬出し、木材として活用することを想定しているのか、従来からのいわゆる切捨て間伐を行うのか、お尋ねします。

また、山州市の約84%を森林が占めるうち、美山地区の森林が大半で、山州市森林整備計画で定める標準伐期齢を超えている林部が多いと思われます。したがって、間伐を主体とした森林整備ではなく、山州市カーボン・マイナス・シティ宣言の実現をより推進するためにも、主伐による木材生産と主伐後の更新、生産木材の利用促進の取組が必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、山州市における山村強靱化林道整備事業の実績及び計画についてでございますが、現段階におきましては、これまでの実績及び具体的な計画はございません。しかし、必要に応じて山村強靱化林道整備事業等の補助事業も視野に入れ、進めていきたいと考えております。

再質問の2点目、未整備林の間伐方法及びカーボン・マイナス・シティ宣言の実現をより推進するための取組についてでございますが、現在森林環境譲与税を活用した間伐につきましては切捨て間伐を想定しております。また、標準伐採齢を超えた林部につきましても、議員御発言のとおり、森林は高齢になりますと成長率が失速し、CO₂の吸収量も鈍化するため、高齢の森林は伐採を行い、造林をすることが山州市カーボン・マイナス・シティ宣言の実現に大いに寄与するものと存じます。そのため、施設の木造化及び内装木質化などの木材の需要拡大につきましても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 1点目について、山村強靱化林道整備事業等、視野に入れて進めていきたいと考えておりますという前向きなお答えいただきましたので、ぜひ期待しております。

2点目について、再々質問のほうをさせていただきます。

今の御答弁の中で切捨て間伐を行うとのことですが、事業コスト面からの選択肢としては一般的なことなのでしょうが、カーボンマイナスの観点から切捨て材が腐る過程でCO₂を大気中に放出し、さらにはCO₂により温室効果が高いメタンガスも発生するとされ、カーボンニュートラルにすら逆行する面があると考えます。そのことから、利

用間伐による炭素固定が必要ではないのでしょうか。

私自身勉強不足で炭素固定の例えが稚拙で申し訳ありませんが、世界最古の木造建築として知られる法隆寺の五重塔の心柱は樹齢約1000年のヒノキを使い、建立されてから1300年以上を経ており、弥生時代から飛鳥時代のCO₂を1300年間炭素として固定、貯蔵していると言われていています。カーボンニュートラルよりハードルの高いカーボンマイナスを掲げる山縣市としては炭素固定が重要であり、切捨て間伐を極力解消し、利用間伐、主伐とともに促進し、公共施設の木材使用にとどまらず、山縣市の林業、木材産業全体での木材利用、流通拡大の仕組みづくりを模索する必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再々質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、間伐を実施するに当たっては、できる限り利用間伐をすることがCO₂吸収の観点からも、また、資源の有効活用の観点からも重要であると認識しております。しかしながら、地形等により路網整備ができず、搬出が困難な場所についてはやむを得ず切捨て間伐を実施しているところでございます。

また、木材の主要な用途である建築物に木材を利用することは、その間、建築物に炭素を貯蔵することになりますので、脱炭素社会の実現に大いに寄与するものと存じます。本市は山縣市建築物等における木材利用推進方針を定め、公共建築物のみならず、その他の建築物等につきましても木材の利用を拡充していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○2番（田中辰典君） 以上で質問のほうを終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で13時から再開いたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○副議長（加藤義信君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位4番 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、有害鳥獣対

策について質問をいたします。

ニホンジカ、イノシシ、カラス、ニホンザルなどの野生鳥獣については、市内の各地において依然として農作物、林業に大きな被害を与えている状況であります。

例えば、美山北部では台地の農園に一面に植えられている大根が全て頭の部分を猿、ニホンジカに食い荒らされている状況であり、大根の商品価値がなくなっている状況であります。また、各家庭の近くの菜園で大切に育てられている野菜が、柵を壊し、侵入したニホンジカに食べられたり、ほとんどの家庭では菜園が耕作放棄されている状況となっております。伊自良の北部地区では、軒先につるされた名産の伊自良大実干し連柿がニホンザルにごっそり取られたりする被害が続出しております。

高富地域の西深瀬や桜尾地区、東深瀬地区では、今まで見ることが少なかったニホンザルの群れにより、カボチャ等の農作物が大きな被害を受けたという事例が頻発している状況であります。大桑地区でも畑に植えられたタマネギ、ジャガイモが全て根っこから引き抜かれた被害が発生しています。そのほか、林業では、木材の伐採の跡地に植えられたヒノキの苗木などが上部を食い荒らされた被害が続出している状況であります。

ちなみに、令和4年度の岐阜県における農作物被害額が総額で2億862万円で、個別には、イノシシが6,978万円、ニホンジカが4,350万円、ニホンザルが3,383万円、カラスが2,327万円、その他が3,824万円となっております。地域別では、中濃地域が35%、岐阜地域23%、飛騨地域22%、西濃地域11%、東濃地域9%となっており、中山間地に被害が集中している状況となっております。

このような有害鳥獣の被害防止のため、県下では瑞穂市を除く20市及び揖斐川町、八百津町、白川村などの15町村は、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止計画を策定し、箱わなの導入、緩衝帯、防止柵の設置などの事業に対して国から支援を受けています。

本市でも、令和2年度に令和3年度から5年度までの3年間にわたる山県市鳥獣被害防止計画を策定し、被害防止事業を推進しているところであります。この計画では、対象鳥獣をイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、アライグマ、ヌートリアとしています。なお、長良川等で鮎等を大量に捕食する被害を及ぼしているカワウは、鳥羽川、武儀川で生態系に悪影響を及ぼしていると思われませんが、本市では対象とはなっておりません。また、県内の他市で対象となっているツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンカモシカ、カルガモ、ヒヨドリも本市では対象とはしておりません。

また、この計画では本市では山間部におけるイノシシによる農地や水路及び道路のり

面の破壊被害が発生しており、それらは年々増加する傾向があるとしています。平野部でもイノシシ、ニホンザルによる農作物の被害が増加しているとしております。さらに、この計画では、鳥獣捕獲については有害鳥獣団体捕獲により市猟友会捕獲隊が捕獲に従事していただいている状況にあります。個人捕獲も捕獲後の処理の問題に課題はあるものの、これを推進するとしております。

イノシシ、ニホンジカの捕獲は市などが所有する大型の箱わなを効率的に活用して捕獲することや、狩猟免許取得に助成を行い、狩猟者の確保に努めるとし、ニホンザル、カラスについてはニホンザル用の囲いわな、カラス用の箱わなの効率的な捕獲を実施するとしています。

防護柵の設置については、市単独の助成制度及び国交付金を活用して住民自らの施工による柵の設置を推進していくこととしています。

捕獲計画の頭数の設定の考え方では、イノシシは豚熱で頭数が激減しておりますが、被害があることから引き続き捕獲する必要があるとし、令和3年度から5年度で毎年100頭を捕獲するとし、ニホンジカは市内全体で被害が増加傾向にあることから、有害捕獲だけでなく個体数調整など積極的な捕獲を行う必要があるとし、毎年600頭を捕獲するとし、ニホンザルは被害が市内全域に広がっていることから、囲いわなでの捕獲とともに捕獲隊による銃器による緊急捕獲の体制も整備するとし、毎年50頭を捕獲するとしています。カラスについては毎年200羽を捕獲する計画となっております。

さて、実際の本市の有害鳥獣の捕獲実績数を農林畜産課でお聞きをいたしました。令和3年度は計画捕獲数600頭に対し、ニホンジカは実績は522頭、イノシシは100頭に対して57頭、ニホンザルは50頭に対して38頭、カラスは200羽に対して144羽となっております。令和4年度の実績は、ニホンジカ529頭、イノシシ85頭、ニホンザル46頭、カラス110羽、令和5年度の実績は、2月27日現在ではありますが、ニホンジカ201頭、イノシシ63頭、ニホンザル7頭、カラス138羽という捕獲状況でした。

ちなみに捕獲実績を近隣市等で見ると、本巢市、令和元年度、ニホンジカ1,319頭、ニホンザル123頭、カワウ24羽、関市、令和2年度、ニホンジカ463頭、イノシシ85頭、ニホンザル106頭、カラス154羽、カワウ255羽、郡上市、令和3年度のニホンジカは3,281頭、イノシシ202頭、ニホンザル155頭、このような状況でありました。そのほか、下呂市で令和2年度、ニホンジカ1,140頭、高山市で令和4年度、ニホンジカ768頭、平成31年度、イノシシ955頭、恵那市で令和4年度、イノシシ511頭が捕獲された実績があります。イノシシが平成30年の豚熱発生以降、野生イノシシの個体数が減少傾向であったものの、令和3年度から個体数が増加しているというデータがあることに注目をしなくてははいけ

ないと感じた次第でございます。

ところで、さきに述べたように、本市の有害鳥獣の捕獲実績数が、本年度は特にニホンジカの捕獲頭数、ニホンザルの捕獲頭数が令和3年度、令和4年度の実績と比べ、大きく減少していることが判明しました。このことから、本議会で上程されている一般会計補正予算の林業振興費の野生鳥獣被害対策費が予算に比べ1,200万円も大きく減少するという状況になっております。

有害鳥獣の捕獲数が減少したことは一概には喜べない事柄でございます。御承知のようにニホンジカの繁殖力は強く、毎年毎年着実にニホンジカは生息数を増加させてきています。さらなる積極的な個体数調整が不可欠な状況となっております。そのためにも、市や県行政、農林業関係者、市猟友会、警察などとの緊密な連携により一層の連携強化は不可欠と考えます。

そこで、担当課である農林畜産課長に、以下のことについてお伺いをいたします。

1点目、ニホンジカの捕獲頭数が大きく減少した理由はどのようなものであるのか。

2点目、ニホンザルの捕獲頭数が減少した理由は。

3点目、イノシシ、ニホンジカなどの大型有害鳥獣の捕獲個体の埋設、焼却、仮置場などを含めた処理における連携はどのようになっているのか。

4点目、カワウ等の追加、狩猟者確保等の観点を含めた令和6年度から新たに計画される新規鳥獣被害防止計画の策定において、どのような取組方針で臨まれようとしているのか。

5点目、県、市の行政、農林業関係者、市猟友会、警察などとの銃器の使用、情報収集、情報提供、避難誘導、避難指示、捕獲、止め刺し、処分等の役割分担、緊急時の対応、捕獲鳥獣の有効利用、本市独自の自治会における役割の見直しも含めた連携強化の取組について、以上をお聞きいたします。

○副議長（加藤義信君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、ニホンジカの捕獲頭数が大きく減少した理由及び2点目のニホンザルの捕獲頭数が減少した理由についてでございますが、同じ答弁になりますので一緒にお答えいたします。

有害鳥獣の捕獲は、捕獲団体である猟友会の御協力が必須であることは言うまでもありませんが、本年度当初において捕獲体制が整わなかったため、上半期においては捕獲頭数を減少させてしまいました。しかし、体制が整った下半期からは例年どおりの捕獲頭数を確保しており、来年度以降も目標捕獲頭数を確保できるよう、猟友会と連携を図

っていきたいと考えております。

御質問の3点目、大型有害鳥獣捕獲個体の処理等における連携についてでございますが、大型有害鳥獣であるイノシシ、ニホンジカにつきましては基本的に埋設処理をしております。しかし、捕獲頭数が多いニホンジカにつきましては、令和4年度事業で設置した冷凍庫を仮置場として使用した後、県外の民間化製処理施設にて処理をしております。

御質問の4点目、令和6年度からの新規鳥獣被害防止計画における取組についてでございますが、令和6年度からの本市鳥獣被害防止計画におきまして、新規捕獲対象鳥獣にカワウ等を追加する予定でございます。また、狩猟者の確保につきましても引き続き狩猟免許取得に助成を行うなど狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

御質問の5点目、県、市の行政、農林業関係者、市猟友会、警察などとの連携強化の取組についてでございますが、現在柵などによる自己防衛や追い払い等、農林業関係者や自治会などの地域の方に対応していただいているほか、猟友会や山県警察署などの関係機関との情報交換も行い、連携を強化しているところでございます。しかし、有害鳥獣個体数も年々多くなり、人家や公道にまで出没する事案が頻繁に起こっていることも認識しております。山県市では農業者や農業法人に対して侵入防止柵設置等に係る補助制度を引き続き実施していくとともに、有害鳥獣捕獲わなでの餌づけや猟友会員による見回り、また、大学教授や有識者からは動物の習性や有効な対策事例講義など民学官協働により山県市全体で連携強化を図り、対策を推進していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） それぞれ的確なるお答えをいただきましたが、数点について再質問をさせていただきます。

1点目は、令和5年度のニホンジカ、猿の捕獲数が大きく減少した理由が市猟友会の体制が整わなかったためとお答えでしたが、具体的にはどのような内容であったのか再質問をさせていただきます。

2点目は、大型有害鳥獣の捕獲個体の処理ですが、捕獲頭数の多いニホンジカは冷凍庫に仮置きした後県外の民間化製処理施設で処理しているとの答弁でしたが、その対象は銃以外のわな等で捕獲したものであると聞いています。すなわち鉛のないものとのことです。銃で捕獲したニホンジカは埋設処理しているとのことです。埋設処理における猟友会との連携はどのような形で行われているのかお聞きをいたします。

3点目は、特に猿の被害に対する市民の被害対策を求める声をいろんなところで多く

聞いています。高齢の方々や子供にとって猿の集団の群れは脅威であり、被害を及ぼすおそれが強いものであります。追い払いのため使用するロケット花火も効果が薄いと聞いています。効果があるとされるプラスチック製の弾を発射する銃の使用等も、そういうものでの緊急捕獲といたしますか、追い払いも必要であると考えます。これらを含めた猿対策の取組について再度お尋ねをいたします。

○副議長（加藤義信君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、捕獲団体である市猟友会の体制が整わなかった具体的な内容についてでございますが、猟友会役員の交代及び有害鳥獣捕獲を実施するメンバー構成による人選などに時間を要し、体制が整わなかったと承知しております。

再質問の2点目、銃で捕獲したニホンジカの埋設処理における猟友会等との連携についてでございますが、現在猟友会での研修会に市担当職員が赴き、埋設する際に生活環境保全上、適正に処理をしなければならない注意事項をお伝えしているところでございます。今後も引き続き埋設する際には害虫がたからないように、また、腐敗臭がしないように、さらに安易に掘り起こされないようにし、適正に処理していただくよう周知を徹底してまいりたいと考えております。

再質問の3点目、猿の追い払いに効果があるとされるプラスチック弾の使用等も含めた猿対策の取組についてでございますが、現在猿が出没した情報が入った場合には市猟友会に出動を依頼し、追い払い活動を実施しております。また、議員御発言のとおり、玩具ではありますが、電動銃の使用も有効であると考えております。今後も自治会等から御意見を伺いながら、サポート体制を構築していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 的確に回答されたかと思いますが、特にやはり一番課題になっているのは猿の被害です。先ほども述べましたようにロケット花火で追い払っても平然と取った畑のすぐそばで野菜を食べているという、このようなお話も聞いております。したがって、計画にも書いてあるように、猟友会の捕獲隊による銃使用による緊急捕獲についても猟友会の協力をいただく必要があると思います。銃使用ということで抵抗は強いとは思いますが、その見解についてお尋ねをいたします。

その質問で最後とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（加藤義信君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再々質問にお答えします。

猟友会捕獲隊による銃使用についてでございますが、銃使用につきましては鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により大声を出したりロケット花火で追い払っている場所で使用することは困難でございます。また、山中で使用すれば逆に里山に追い出すことになりかねませんので、銃使用につきましては慎重な判断が必要になると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 操 知子君。

○9 番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、通告のとおり、認知症検診の推進について、一般質問を行います。

第 9 期高齢者福祉計画が策定され、高齢者人口が2040年へ向けて増加する一方、人口減少の進展に伴い、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれております。

さて、そのような中で、第 9 期高齢者福祉計画によりますと、山口市の高齢者人口は2025年には9,136人、2030年には8,906人、2035年には8,476人、2040年には8,117人となり、高齢化率は2025年には39.3%、2030年には42%、2035年には44.2%、2040年には47.4%と増加の一途をたどることが推定されております。山口市における高齢化率は2025年を見ても、全国の29.9%及び岐阜県の32.2%を大幅に上回っている状況であることは、厚生労働省の地域包括ケアに関する資料からも分かります。

また、第 9 期高齢者福祉計画において、要介護、要支援になった原因を260人の方に個別ヒアリング調査した結果がありますが、その要因として最も多かったものは、30.8%の認知症でありました。こちらの調査は令和 5 年 3 月から 5 月に実施したものであります。認知症の次には、18.8%の骨折、転倒、16.2%の脳血管疾患と続いております。

山口市における認知症に関する調査結果は、このほかにも、令和 4 年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査のアンケートがありますが、物忘れが多いと感じる市民の方は44.2%、認知症の症状がある、または家族に認知症の症状があると答えた方は8.7%でありました。

そこで、認知症検診の無料化の必要性について、健康介護課長の見解を求めます。

○副議長（加藤義信君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の認知症検診の推進についてですが、厚生労働省の調査において、2025年には65歳以上の 5 人に 1 人、約700万人が認知症になると推計されており、糖尿病の有病率が

上昇すると仮定した場合には約730万人とも言われています。

また、厚生労働省の研究において、年齢別の割合は75歳以上79歳以下で10.9%、80歳以上84歳以下で24.4%、85歳以上においては55.5%の方が認知症になると言われており、後期高齢者になればなるほどリスクが高くなっています。

議員御質問の認知症検診の無料化の必要性についてですが、認知症検診への補助などは名古屋市や神戸市などは実施されているようですが、山口市としては認知症に特化するものではなく、基本健診として現在実施しております75歳以上の健診である後期高齢者健診、すこやか健診を受診していただきたいと考えています。このすこやか健診では、問診や身体計測、血圧、尿、血液検査などがあり、問診項目の中には、周りの人からいつも同じことを聞くなどの物忘れがあると言われていきますかと、今日が何月何日か分からないときがありますかという認知機能状態を確認する問いもあります。その結果をスクリーニングし、BMIの低い人や重症化予防として糖尿病や高血圧の方への保健指導と併せて認知機能低下の心配がある人への介入も考えております。

来年度からは自己負担なしで実施したいと考えておりますので、ぜひこのすこやか健診を受診していただきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） 再質問を行います。

厚生労働省、MCIハンドブックによりますと、認知症と診断される一歩手前の状態であるMCI、軽度認知障がいには放っておくと認知症に進行しますが、適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性があると言われています。山口市における高齢化率は全国及び県と比較しても大幅に上回っており、それに伴い、認知症の方々の割合が増加していくことも推定されます。すこやか健診の中で物忘れに該当する方を見つけ出し、保健指導を行っていく方針だとのことでしたが、そこで1点目をお尋ねします。

すこやか健診において保健指導を行う場合の流れはどのようでしょうか。

さて、先日、岐阜県に8か所ある認知症疾患センターのうちの1か所の医療機関に問合せを行い、大まかな検査や治療の流れについてお話を伺いました。MCI、軽度認知障がいは診断基準が統一されたものではないため、そちらの医療機関では日常生活に支障が出ているか、病識はどうかを本人から詳しく聞き、神経心理学検査や脳のMRI検査、脳血流検査、血液検査へと保険診療にて進めていきます。その結果、検査によりMCI、軽度認知障がいと診断された方は、薬物治療や生活習慣改善のほか、認知訓練やデイサービス、一般介護予防事業などの閉じ籠もり予防へとつなげています。また、公

益財団法人長寿科学振興財団によりますと、高齢者鬱病と認知症は区別が難しいとされ、厚生労働省においても鬱病に気づくまでに時間がかかる場合もあるとされており、2011年における鬱病患者の初診診療は、内科64.7%、婦人科9.5%、脳外科8.4%、精神科5.6%を受診しております。こちらの点も先ほどの認知症疾患センターに問合せを行ったところ、高齢者鬱病と認知症を区別するための診断基準にも統一されたものはなく、しばしば両方を有する人も珍しくはなく、鬱病についてのこれまでの経過や生活上の問題点、服薬による影響はないかなどの状況を聞き、鬱病かどうかを判断しているといえます。厚生労働省による令和4年度確定値における高齢者の鬱病による自殺は4,598人、認知機能低下の悩みによる自殺は295人となっており、鬱病や認知症の早期発見が御本人だけでなく御家族や周囲の方々、介護者にとっても重要であることが分かるかと思えます。

また、認知症検診の先進自治体である名古屋市へも問合せを行い、担当課からお話を伺いました。名古屋市ではもの忘れ検診、問診による認知機能検査として、令和元年度から無料検診を実施しています。事業開始から令和5年度12月受診分までには合計3万3,214人が受診しており、そのうちの3割となる8,943人が要精密検査となりました。しかし、精密検査を受けた人はそのうちの3割の2,564人と少ないため、令和5年度からは精密検査の費用約7,000円分も無料化し、これまでに要精密検査となった全員の方へ受診券を発送し、本年度には414人が受診しています。名古屋市の担当課によりますと、自分の判断で受診しない人や、受診したくないという理由により、受診率があまり高くないことが現状の課題であるといえます。

そこで2点目、認知機能検査だけでなく、精密検査の無料化や助成によりMC I、軽度認知障がい等の早期発見、早期対策へつなぎ、一般介護予防事業や認知症高齢者見守り事業へつなげていくことが重要であるかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点につきまして、健康介護課長へお尋ねします。

○副議長（加藤義信君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

1点目のすこやか健診において保健指導を行う場合の流れについてですが、すこやか健診において、最初の答弁で申しましたように、問診項目の中に認知機能に関する質問項目が2項ございます。そのほか、運動機能、社会参加、心の状態等を把握する項目もございますので、それらを総合的に判断して、認知機能低下のおそれがある高齢者を把握して、地域包括支援センターや健康介護課、保健師等により個別に相談対応を行うとともに、一般介護予防教室や医療機関の紹介等を行うことと考えています。

2点目の一般介護予防事業や認知症高齢者見守り事業へとつなげていくことが重要であると考えますが、どのようにお考えかについてですが、MC I、軽度認知障がい等の早期発見、早期対策は大切なことだと感じています。認知症にならないために一般介護予防事業は重要なことであるため、高齢者の方には参加していただきたいと思っております。また、徘徊などが心配な高齢者は、高齢者見守り事業を活用していただきたいと考えております。

なお、現時点において議員御発言されています認知機能検査の無料化や助成は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） スクリーニングの結果、どれほどの人が精密検査を受診されるのか、先ほどの先進自治体の事例から見ても受診率の低さは課題であります。今後も認知症検診の推進、受診率の向上へ向けて、私の公約へと掲げていきます。

以上、私からの質問を終わります。

○副議長（加藤義信君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。議場の時計で1時45分から再開いたします。

午後1時38分休憩

午後1時46分再開

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 議長より発言の許可をいただきましたので、国史跡指定に向けた大桑城跡の取組について、1点御質問をいたします。

私が大桑城跡に関して初めて一般質問をしたのが平成29年第1回定例会でした。大桑城跡の環境整備や岐阜城をはじめとした広域連携についての質問をいたしました。当時岐阜市では信長公岐阜命名450プロジェクトを開催されており、岐阜市等との連携について当時の久保田企画財政課長に質問をいたしました。その後、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放送決定が発表され、大変驚いたことをよく覚えております。

平成30年第2回定例会では、大桑城跡は国指定史跡の価値は十分にあるため、それに向けて取り組んでいただきたい旨の質問をいたしました。その後、市長や教育長の御尽力により、岐阜市から専門的な職員を派遣いただき、市の組織体制の強化も図られ、こ

れまで献身的に発掘等の調査を進めてこられました。大変感慨深く思っております。大河ドラマ終了後も学術的な調査をしっかりとされてきたことによって続々と新たな発見があり、想像力をかき立て、多くの方の関心を引き寄せたことでしょう。

ところで、山州市の近年の人口動態を見ると、人口減少は著しく、最近10年で約4,000人減少しており、人口減少に歯止めがかからない状況であります。これは山州市に限らず、全国的な傾向であり、各地域が選ばれるための熾烈な競争を行っているように感じます。例えば最先端のファッションのお店や有名シェフのお店を誘致すると一時的には集客があるでしょうが、隣町にもっと新しく有名なお店ができると客足が遠のいてしまうということがあるでしょう。より予算を投入したまちに模倣されてしまうこともあるでしょう。他の地域が模倣できない方法でなければ長期的な差別化が図れません。では、どうすればいいのか。解決策の1つとして、歴史の活用が重要だと考えます。地域に伝わる歴史には類似性はあるかもしれませんが、全く同じ歴史を持つ地域はなく、模倣することができません。歴史を核とした地域ブランドは、地域固有の価値を持っていることで独自性があります。歴史には大桑城跡のような史跡のみならず、北山雨乞い太鼓踊りや伊自良十六拍子などの民俗芸能や、利平栗や伊自良大実柿などの特産品も地域固有のものとして大切にしていける必要があると思います。これらは話が広がり過ぎるので取り上げませんが、大桑城跡は山州市のみならず国の宝として、その価値を後世につなぎ、まちづくりにつなげていくことは大きな意味のあることと考えます。

そこで、生涯学習課長にお尋ねをします。

1点目に、大桑城跡の登山者数をカウンターで調査されていますが、1年ごとの推移はどのようでしょうか。

2点目は、大桑城跡の価値を今後どのように市内外に普及していく方針か。

3点目は、国指定史跡に向けて取り組まれています、今後のスケジュールについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、大桑城跡の登山者数の推移でございますが、令和2年度より大桑城跡の所在する古城山の登山口2か所に数量カウンターを設置し、登山者数を確認しております。

令和2年度以降の年度ごとの登山者数について、令和2年度が約1万6,800人、令和3年度が約9,700人、令和4年度が約8,000人となっております。今年度につきましては、1月末現在ではありますが、約4,100人となっております。

御質問の2点目、大桑城跡の価値の普及についてでございますが、令和2年度から実施している大桑城跡の発掘調査等の成果につきましては、現地説明会や調査報告会を開催するとともに、有識者による講演会や発掘で出土した遺物を直接見ていただく展示なども行ってまいりました。

また、多くの市民の皆さんに関心を持っていただくために、著名な落語家師匠が大桑城跡を実際に歩き、遺構を解説するユーチューブ動画を配信したり、今年度は大桑城の地理的位置や歴史的価値が視覚的に捉えられるデジタルジオラマコンテンツを制作し、先日公開したところでございます。来年度は、大桑城の魅力を発信するために、大桑城を題材にした講談の創作も予定しているところでございます。

他方、学校教育課が進める小学6年生を対象にした山と歴史の学校において、直接山県の子供たちに大桑城跡の魅力を伝える講師としての活動は今後も継続してまいります。

御質問の3点目、国史跡指定に向けた今後のスケジュールでございますが、来年度は大桑城跡に係る調査成果をまとめた報告書を作成するための原稿の執筆などの作業に従事することになります。併せて、国史跡指定を目指す範囲の地権者様に、指定に関する同意に向けた相談や意見交換を順次お願いしているところでございます。令和7年度には国史跡指定に必要な書類を整え、国への意見具申を行いたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 大桑城跡の登山者数は、令和2年度から令和4年度はおおよそ半減したとのことですが、それでも年間約8,000人の方が訪れているということは以前には考えられなかったことで、継続的に大桑城跡への関心を引き寄せていると考えられます。

また、地権者の方に指定に関する同意に向けた相談や意見交換を順次お願いしているところとのことでありますが、地権者の方には今後も丁寧な説明や意見交換をしながら進めていただくようお願いをいたします。

国史跡指定に向けた、教育長に再質問をいたします。

これまでの大桑城跡に関わる取組について振り返りますと、初めに触れたように、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」放送により、山県市の取組も大きく動き出しました。大河ドラマ放送前から令和元年に山県市大河ドラマ「麒麟がくる」活用推進協議会が設立され、商工会や観光協会、自治会連合会、大学などを含む産官学民が協働でワーキンググループをつくり、ガイドの育成や体験プログラムの造成、土産物の開発、学校教育においては学校教育課が進められた山と歴史の学校のほか、大桑小学校と一條小学校との交流活動などに取り組まれてきました。その後、令和2年度に文化財調査室が発足し、

本格的に発掘等の調査が始まりました。これまでの調査によって山頂近くに庭園と見られる跡が確認され、数多くの石垣も確認されました。その都度現地説明会や展示会などを開催することにより広く市内外の方に調査成果を報告され、多くの方の関心を引き寄せました。調査に当たっては合意形成など様々な困難があったことと思いますが、それを乗り越えて今日まで続けてこられたことに感謝いたします。

また、大桑城跡山頂からの写真が日本の朝日百選に認定され、大桑城跡のみならず、山県市内の風光明媚な写真を通したPRも多くの方から反響があり、一定の成果があったのではないかと考えています。

市民活動に関しては、地域で活動する団体も生まれ、講演会の開催や登山道整備などに取り組みられてきました。このように、行政と民間や地域住民がそれぞれの立場で大桑城跡に心を寄せて取り組まれてきたように思います。

さて、今後につきましては、地権者の方に国史跡指定に向けた相談や意見交換を進めながら、令和7年度に国への意見具申を行いたいとの御答弁をいただきました。これまでの調査によって庭園や多くの石垣など新たな発見がありましたが、大桑城跡は戦国時代の城造りの痕跡が残され、土のお城から石垣という新しい技術が導入されており、大変貴重な遺跡であると考えられます。これまでの調査は大桑城跡全体から見るとまだほんの一部で、今後の調査が進む中でこれまでの歴史を覆すような発見があるかもしれません。これは戦国時代以降にほとんど地形が改変されずに戦国当時のまま残されていることから、ほかにない魅力があるわけであります。土岐氏の城造りの特徴や麓との関わりなど、まだまだ分からないことが多く、それを明らかにしようと探求することは、大げさかもしれませんが、未解明な宇宙の謎を解き明かそうと科学者が探求するのと同じように意味のあることと考えます。宇宙の果てはどんなのだろうと想像を膨らませ、空想するのと同じように、大桑城跡は戦国当時どんな空間で、どんな建物があったのだろう。土岐氏は何を考えて城造りをしていたのだろうと想像することは歴史ロマンを駆り立てられます。その謎を解き明かそうとすることは、人々の関心を寄せ、大桑城跡の姿を後世に伝えていくためにも、今後も専門的な知見を生かして発掘等の調査を継続して行っていただきたいと思います。また、多くの方に訪れていただいて、巨石や石垣などの遺構、また、山頂からの展望を望みながら、想像力をフル稼働して謎解きの仮説を立てていただくなど、歴史ロマンに思いをはせて楽しんでいただきたいと思います。それには最高の場所だと思っております。

また、これまでの調査によって多くの遺物が出土され、様々な新しい発見がありましたが、将来的にはそれを展示する施設を設けていただきたいと考えています。これまで

もその都度調査成果を古田紹欽記念館で展示されてきましたが、訪れた方が大桑城跡のことを体験しながら学べるような常設の展示施設があると大桑城跡のことをより深く知って、地域のアイデンティティーの創出にも影響を与えるものと考えます。展示施設の存在は市民のシビックプライドの醸成や郷土愛を育む上で、歴史学習の場としても有効であると考えます。

そして、冒頭話をしたように、大河ドラマ「麒麟がくる」放送前から産官学民が協働してそれぞれの立場で取組を行ってまいりましたが、行政だけでも研究者だけでもなく、いかに市民の方が大桑城跡に関心を寄せ、大桑城跡を今後どうしていくのかということ当事者意識で考え、行動していく人を増やしていくこと、地域住民を巻き込んでいくことが重要と考えます。国史跡指定がされていないのにその先のことを話すのはまだ早いかもしれませんが、指定後は保存活用計画を策定する必要があります。大桑城跡を保存するだけでなく、どのように活用していくのか。保存と活用を両立して考えていく必要があります。大桑城跡の学術的な調査を進めるとともに、山県市のまちづくりや観光振興にどのようにつなげていくのかという視点が大切だと思います。

そこで、教育長にお尋ねをします。

国史跡指定に向けて御尽力をいただいていると思いますが、大桑城跡を生かして官民が連携してまちづくりに取り組んでいくことや、市民が当事者意識を持って取り組んでいくことに対する支援を含めて、国史跡指定に向けての教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 再質問にお答えします。

国の歴史や文化の成り立ちを理解する上で、大桑城跡が貴重な歴史遺産であるあかしとしての国史跡指定を目指し、現在、令和7年の文化庁への意見具申に向けて鋭意努力しているところでございます。

ただいま議員からもこれまでの経緯をお話いただきましたが、令和2年から始めた大桑城跡の発掘調査を行った意味は、遺跡を可能な限り将来に残し、保存することを前提に、大桑城跡の歴史上、学術上の価値を明らかにすることで、大桑城と山県市民のつながりや接点、すなわち大桑城跡がお国自慢のような誇りや愛着をもたらす精神的なよりどころになると考えたからです。今年度で4年が経過しますが、教育委員会の目下の課題は、国史跡指定の範囲、報告書の完成と捉えています。特に指定範囲の決定につきましては、地権者の方々の意向や地域の皆さんの願いをしっかりと受け止め、段階的に指定範囲を拡大していく考えで進めています。

他方、国史跡指定後の保存、活用に関わる議員の御提案は、国史跡指定を千載一遇の

チャンスと捉え、これまで以上に山県市民が主体的かつ当事者意識を持って活動できるよう支援したり、官民が連携した文化的なまちづくりへの期待という意味合いで理解できます。これまでの議員の大桑城に対する御理解や献身的な活動を思えば、検討すべき内容であると受け止めております。

35年ほど前に地元の青少年育成委員会の発案で建設されたミニ大桑城は子供たちにふるさとへの愛着を願う貴重な取組であり、山県には子供のためにを最良とする文化、伝統が根づいていると自負しております。

以上、答弁といたします。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 最後に触れられましたミニ大桑城建設のように、その時々先人の方が大桑城に心を寄せて取り組んできたように思います。そういった先人の思いを受け継いで、私たちもできることをしながら、また後世に受け継いでいく必要が、そういった責務があると思っております。

今後も行政と市民が手を取り合って取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

一般質問の2日目につきましては、18日午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時05分散会

令和6年3月18日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和6年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 3月18日(月曜日)

○議事日程 第4号 令和6年3月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 棚 橋 純 次 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

最初に、3月15日に行われました福井一徳君の一般質問に対し、谷村理事兼総務課長から答弁内容の一部を訂正したい旨、申出がありましたので、発言を許可いたします。

谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） ありがとうございます。

福井議員の一般質問答弁の際に、自治会公民館の自主避難所利用の検討状況について3つの条件を付して柔軟に対応するという旨を「平成元年」の連合会長会議で御案内しましたと御答弁申し上げましたが、「令和元年」の間違いでしたので訂正させていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、15日に引き続き、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位7番 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、豪雨に伴う土砂災害対策を質問いたします。

近年動向として、前回の定例会でも述べましたように、地球温暖化に伴う豪雨がさらに極端になり、洪水等の水害に加えて土砂災害発生の複合災害の危険性も高まっていることが懸念されています。

さて、桜尾の伊佐美、上の洞から黒田地区を鳥瞰した場合、登都ヶ洞、東川など地区の名前に表れているように、谷や沢を中心に扇状に地域が形成されており、このような地形の地域は土砂災害により被害が生じるおそれがある地区でもあります。このような地域は山田市には非常に多く点在しており、近年全国で豪雨に伴う土砂災害が発生していることを踏まえると、土砂災害は決して他人ごとでないと考えます。

土砂災害とは、地盤工学会の用語辞典によれば、斜面の地盤を構成する土砂、礫、玉石などによる土塊移動により発生する災害であり、形態として、崖崩れ、土石流、地滑りの3種類に分類されます。

土砂災害は、誘因が素因に作用することによって生じるもので、誘因とは土砂災害を

引き起こす引き金となる自然力であり、主なものは、降雨、地震、風化、強風等があります。また、素因には、地形、地質、土質、植生、水文環境等の斜面の性質があります。

降雨による土砂災害のメカニズムについて簡単に説明しますと、斜面上の土砂はその土層が自重により滑り落ちようとする力に対して、土粒子の粘着力及び下の層との摩擦力の両方が抵抗することによって通常は安定を保っています。しかし、降雨により上の層に雨水が浸透し、土粒子の隙間が水で埋まると自重が増えて滑り落ちようとする力が増加したり、さらに降雨が続き、浸透量が増えて地下水が発生すると、土粒子に浮力が働いて、粘着力や摩擦力が減少することで抵抗する力が小さくなるなどして、滑り落ちる力と抵抗する力のバランスが崩れた時点で斜面崩壊が起こるといえるものであります。

しかし、実際の現地斜面は非常に複雑であり、降雨を誘因した場合であっても、素因による地形、地質、土質等の斜面の性質は多種多岐にわたるため、斜面崩壊のメカニズムを詳細に把握し、予測につなげることは長年の課題であると考えられています。

そうした中で、土砂災害の予測では、場所、どこで、時間、いつ、規模、どれくらいを把握することが重要と言われております。災害がどこでどれくらい起きるかということは、崩壊発生に影響する斜面の高さ、角度、土質、植生などの条件から危険度の高い斜面を判定し、さらにそこで災害が起こった場合のその規模の予測が行われております。また、いつ頃災害が起こるかについては、主な誘因となる雨量から予測するものであり、一定時間の降雨量や土壌雨量指数に基づき行われております。

先ほど山県市内には土砂災害の危険性が高い箇所が多く存在することを述べましたが、土砂災害による被害を軽減するためには、土砂災害がなぜ発生するのか、どこで、いつ、どの程度発生するのかを正しく理解した上で対応していく必要があると考えております。

そうした点も踏まえまして、建設課長に御質問いたします。

最近の山県市の土砂災害として円原地区での災害がありましたが、その災害概要と事後対応及び土砂災害の問題についてお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の円原地区での災害の概要、事後対応及び土砂災害の問題点についてでございますが、円原地区の土砂災害は、令和2年7月豪雨により標高570メートル付近の山腹斜面の尾根付近で大規模な崩落が発生し、その崩落土砂により山腹・中腹斜面の山肌を浸食しながら流下し、山裾の市道及び河川まで延長450メートル、幅20メートル程度にわたり土砂が流出した大規模な災害であります。幸いにも下方には家屋がなく、通行車両もなかったため、家屋破壊や人的被害は生じておりません。

事後対応として、令和2年度に市道に流出した土砂撤去及び山留め擁壁フェンス工事を山県市が災害復旧で実施しております。また、岐阜県の岐阜農林事務所により令和2年度から復旧治山事業として山留め工、斜面安定工、簡易のり砕工などの対策工事が行われており、現在も進捗中であります。

降雨に起因する土砂災害は、同じく降雨による河川水位上昇に伴い発生する水害と比較しますと、先ほど議員が述べられましたように、土砂災害のメカニズムからも分かるように、局所的、突発的に被害が発生するものであり、また、その前兆を目視確認することが比較的困難であるため、危険性を認識、判断しにくいことが特徴であると言えます。

実際に円原地区の土砂災害においても、雨が止んだ後に農林畜産課の職員が上流部の林道のパトロールで災害箇所を通過した際には危険性を認識できず、1時間弱で戻ってきたときには既に土砂災害が発生して、市道が土砂で塞がれ通過できなかった事例がありました。このような点が土砂災害の問題点ではないかと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） ただいま円原地区の土砂災害について答弁をいただきました。その中で、土砂災害の問題点として、局所的、突発的な災害で、危険性を認識、判断し難いとの答弁がありました。

それを踏まえまして、再質問いたします。

土砂災害対策として、ハード面、ソフト面としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 再質問にお答えします。

再質問の土砂災害対策として、ハード面、ソフト面をどのように考えるかについてでございますが、ハード対策としては、家屋、人等への保全対象への影響を直接的に防ぐ目的で、砂防事業として土石流に対する通常砂防事業、崖崩れに対する急傾斜地崩壊対策事業等の対策施設整備があり、岐阜県により一定の要件を満たした土砂災害警戒区域においてそれらの事業が実施されております。ちなみに、現在山県市においては、通常砂防事業3か所、急傾斜地崩壊対策事業1か所が実施されております。

なお、後に述べます山県市の土砂災害警戒区域993か所に対し、これまで87か所、約9%で事業が行われてきましたが、全ての警戒区域に対して対策工事により安全な状態を確保していただくには膨大な時間と費用が必要となります。そのため、ハード対策に加えてソフト対策も重視し、特に土砂災害は危険性を認識、判断し難い災害であるからこそ、

先ほど議員御発言のとおり、どこで、どれくらい、いつ災害が起こるかの予測に関する情報の発信と収集がソフト対策として重要と考えます。

どこで、どれくらいについての予測情報に該当するのが、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定です。これは、国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある地域について、基礎調査を基に一定の条件下で土砂災害警戒区域等のいわゆるイエローゾーン、レッドゾーンに指定するもので、現在山県市内ではイエローゾーンが993か所指定され、そのうち911か所がレッドゾーンに指定されています。これらの情報は山県市の土砂災害ハザードマップでも確認することができ、まず自身が進んでいる場所は土砂災害警戒区域等かどうかの情報を確認することで、その場所の土砂災害に対する危険性を認識することが可能となります。

また、いつについての予測情報に該当するのが土砂災害警戒情報です。これは、大雨による土砂災害の危険性が高まったときに、市町村長が避難指示を発令する判断や住民の自主避難の参考とするため、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。これは危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、過去の土砂災害発生時等の雨量データを基に地域ごとに発表基準が設定され、気象庁の解析雨量や土壌雨量等のリアルタイム監視によって2時間後に基準を超えると予測される場合に発表されるものです。危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができ、これらの情報により、大雨時に自身が住んでいる場所の土砂災害の危険性を判断することが可能となります。

このように、土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、まずその地域の土砂災害に対する危険性を認識し、大雨のときは土砂災害警戒情報等により危険性を判断し、速やかに安全な場所に避難することが大変重要であると考えます。

なお、これらの情報は全て岐阜県のぎふ土砂災害警戒情報ポータルホームページでタイムリーな情報を常時確認可能ですので、大雨の際は活用していただければと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） ただいまハード面、ソフト面について答弁いただきました。ハード面では、対象となる警戒区域が多いため、現時点では対策に膨大な費用と時間を要するため、したがって、ソフトに対する期待は大きくなると思います。局所的、突発的な災害で、危険性を判断、認識しにくい災害であるため、ハザードマップ、土砂災害警戒情報、土砂キキクル等に注視するとともに、さらに、今後の観測衛星やIT開発等によ

る技術開発に期待したいと思います。また、土砂災害では、前兆現象にも注意をしましょう。

土砂災害対策の基本的な考え方は犠牲者ゼロを目指すであり、人命の保護を最優先に施設の充実と強化、防災意識の向上、自助努力の支援が大切だと考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で松久 茂君の一般質問を終わります。

通告順位 8 番 吉田茂広君。

○1 2 番（吉田茂広君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、3 件、一般質問をさせていただきます。

私たちの市議会議員の任期も残り僅かになってまいりました。この4 年の間、私が過去にお尋ねをした一般質問について、その後の進捗状況をそれぞれの担当課長にお尋ねしたいと思います。

まず最初に、建設課長にお尋ねしますが、国道256号高富バイパスについて。

令和2年第3回定例会におきまして、バイパス建設に関する進捗状況をお尋ねしました。そのときは市長に御答弁をいただきましたけれども、4車線から2車線に都市計画を変更して、県と協議しながら整備を進めているという主な内容でございました。

その後、約3年半が経過いたしますが、整備に関しての現在の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の国道256号高富バイパス整備に関する現在の状況についてですが、前回御質問いただいた令和2年第3回定例会のときから現在に至るまで、山県インターチェンジ以北の国道256号高富バイパス整備の状況について御説明いたします。

令和2年12月に山県インターチェンジ以北の西深瀬地区、令和3年3月に大桜地区において、国道256号高富バイパス事業説明会が開催されました。その後、令和3年7月27日に幅員25メートルの4車線から幅員14.5メートルの2車線への都市計画変更が決定され、また、同年10月には大桜地区において第2回事業説明会が開催されております。

また、令和3年度からは西深瀬地区の隠山橋通りから鳥羽川右岸までの道路詳細設計が実施され、さらに、令和4年度からは大桜地区の鳥羽川と椎倉川に架かる2橋ほかの橋梁詳細設計が実施されております。

今年度におきましては、令和5年8月に大桜地区国道256号高富バイパス事業進捗報告

会が開催され、事業概要、鳥羽川と椎倉川に架かる橋梁、伊佐美交差点計画、今後の予定などについて説明が行われ、あわせて、令和4年度に山県市が実施した国道256号高富バイパス整備に伴う浸水影響に関する検討の結果について山県市が説明を行いました。その後は伊佐美交差点を含めた道路詳細設計に着手され、現在設計が進められております。

また、西深瀬地区においては、同年10月に国道256号高富バイパス事業計画説明会が開催され、事業概要、落堀川付け替え、交差点計画、今後の予定などについて説明が行われました。

なお、来年度については、用地買収に向けて用地測量業務を進めていくと岐阜土木事務所より説明を受けております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君。

○12番（吉田茂広君） それでは、再質問を同じく建設課長に伺います。

各地で説明会の開催、そして現在設計を進めているということでございました。また、来年度は用地買収に向けて測量業務を進めるということです。

そこで、バイパスの建設に関し、現在説明が行われている地区だけでなく、伊佐美交差点より北部に住んでいる方々に対しても何らかの方法で進捗状況などをお知らせすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

およそ1年以内に東海環状道の西回りルートは名神高速までつながります。当然、現在より多くの自動車が山県インターを利用することが考えられます。特に伊佐美交差点より北部にお住まいの方、私も美山に住んでいますので、特に美山方面に住んでいらっしゃる方、関西方面へ行く場合は必ずと言っていいほど山県インターを利用されると思います。また、同様に美山地区には多くの工場もありまして、大型トラックなどの利用の増加も見込まれます。

バイパスの完成までにはまだ相当な時間もかかりますから、その間、山県インターの北部利用者は富岡小学校の交差点を右折して、さらに西深瀬交差点を右折してインターに乗る必要があります。富岡小学校前交差点に関しましては、右折レーンが非常に短いため、利用増による交通渋滞にも気を配らなければならないと思いますので、一刻も早いバイパスの完成が望まれます。私も美山地区に住む住民として、バイパス建設に関しましては当然強い関心を持っております。

いずれにしても、事業主体が岐阜県でございますので、担当課としてももどかしい思いがあるかも分かりませんが、北部地域住民に対する周知につきまして、建設課

長に再度お尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の国道256号バイパス整備についての北部地域住民に対する周知についてでございますが、議員御発言のとおり、伊佐美交差点より北部に位置する美山地区の市民の方々、企業の方々にとって国道256号高富バイパスは、山県インターチェンジや岐阜市方面へのアクセス強化等の重要な役割を担うため、整備事業に対して関心、期待が非常に高いと考えます。

また、山縣市全体にとっても国道256号高富バイパスは基幹道路として、市民の安全・安心な暮らしを支え、地域の持続的な発展に資する極めて重要な道路であり、多くの市民の皆様も同様に関心、期待が高いのではないかと考えます。

そうした観点からも、美山地区のみならず山縣市全域の皆様に対して、整備事業についてその整備内容や効果、進捗状況等をお知らせする、周知することも必要と考えます。そのため、事業者である岐阜県に御相談しながら、整備事業に関する情報発信について考えてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君。

○1 2番（吉田茂広君） 続きまして、農林畜産課長に森林整備についてお尋ねをします。

以前、脱炭素社会実現のための森林整備というテーマで質問をいたしました。森林が二酸化炭素吸収するために、また、その価値を高めるためには適度に間伐、皆伐等を行い、森林を成長させるということが重要であること、そのためには予算だけでなく、担い手の確保が重要であることなどを申し上げました。答弁では、森林環境譲与税などの利用状況、なかなか担い手不足が解消できないこと等、残念ながら現状では十分な森林整備とは言えないということでした。

祖父が植えた木を孫が切る、森林整備は3世代50年サイクルで動いていると言われます。劇的に状況が好転する、すぐに状況が好転することは難しいですけれども、現在の森林整備に関し、担い手の確保等含めて農林畜産課長に伺います。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の森林整備についてでございますが、現在国や県、市において林業事業者向けに様々な森林整備の補助事業がございます。

木材生産林であれば森林経営計画の策定を行い、国の補助事業により利用間伐を実施

するほか、奥山など条件の不利な林分につきましては、県の清流の国ぎふ森林・環境税を財源とした補助事業や森林環境譲与税を財源とした市単独の間伐事業も行っております。

特に森林環境譲与税による市単独間伐事業につきましては、令和2年度、令和3年度は9ヘクタールでしたが、令和4年度は36ヘクタール、令和5年度は45ヘクタールと整備が大幅に進んでおります。

また、林業の担い手不足につきましては、議員御指摘のとおり依然と厳しい状況でございます。このため、山口市では、令和5年度より森林環境譲与税を財源とした新規担い手確保事業を新設しました。

この事業は、若年層の目に届くようホームページの新規制作に要する費用を支援することにより、新規就業者の確保を図るものでございます。令和5年度は、岐阜中央森林組合、美山木材株式会社がホームページを作成されました。事業者からは数件の問合せがあったと伺っております。

また、山口市が募集する地域おこし協力隊において林業に興味のある方の力をお借りすることも検討しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君。

○12番（吉田茂広君） 最後に、カーボンマイナスに向けた取組について、市民環境課長にお尋ねをします。

令和4年6月23日、本議会はカーボン・マイナス・シティ宣言を議決いたしました。以来、脱炭素協議会の設立から、主に太陽光発電による再生可能エネルギーの地産地消を目指した創出事業体の立ち上げ等、様々な取組が行われていると思います。現在の状況について、市民環境課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

御質問のカーボンマイナスの取組に向けた現在の状況についてでございますが、令和4年第3回定例会にて議員から御質問いただき、方針等を御説明させていただいておりますので、その後の経過から現在までの状況を御説明させていただきます。

令和4年度は、カーボン・マイナス・シティ宣言と世界気候エネルギー首長誓約を行った後、市内の再エネ事業のポテンシャルや利活用状況などの可能性調査を行いました。

また、市内の各業種が集まる山口市脱炭素協議会から課題など情報を収集しましたところ、再生エネルギー導入やCO₂削減を行っていく上で設備投資や周囲への啓発活動が

必要であると唱えられました。協議会の構成員の中から中間支援組織が設立されたところでございます。ここでは、啓発活動といたしましてサステナブル山県が催され、毎年定期的に脱炭素事業への啓発活動が行われております。

さらに、2024年問題の1つであります持続可能な物流の実現に向け、宅配の再配達抑制に注力して宅配ボックス導入事業を実施し、市内4分の1に当たる約2,600世帯に宅配ボックスを設置いただいた結果、宅配業者から再配達率が32%も削減、配達員の就労管理やCO₂削減が抑制できたとの報告を受けました。

令和5年度は、令和4年度の可能性調査を基に、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画、重点対策加速化事業に申請、令和10年度までの事業計画が採択されたので、高富小学校に高効率空調設備の更新を行い、市内家庭向けに太陽光発電設備の設置と蓄電池などの補助事業を実施しました。

また、環境省の脱炭素まちづくり派遣制度を活用し、脱炭素先進地のアドバイザーから情報収集や助言をいただき、市内の事業者らと今後の再生エネや省エネなどの在り方などについて議論を重ねました。結果、脱炭素事業で得られた利益の一部を地域に還元できるよう、持続可能な事業を理念とした脱炭素推進事業体が設立されたところがございます。

今後、山県市のカーボン・マイナス・シティ宣言を具現化するために、環境省の重点対策加速化事業を軸に引き続き事業に取り組む所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君。

○12番（吉田茂広君） 市民環境課長に再質問をいたします。

前回の一般質問で脱炭素に対しての今後の方針を御説明いただき、その後協議会の設置、中間支援組織の設立、さらには宅配ボックスの無償配布などで、具体的な形を取りながら事業が進んでいるようであります。また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業では、重点対策加速化事業が採択されたということですが、県内では本市山県市のほか、岐阜県美濃加茂市のみ事業採択されていると聞きます。

基盤が整備され、いよいよ様々な事業が展開されるようですが、2024年度以降の具体的な取組について市民環境課長にお尋ねし、私の質問を終えます。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 吉田議員の再質問にお答えします。

来年度以降の重点対策加速化事業の取組につきましては、家庭向け補助金としまして、今年度も行いました太陽光発電設備設置に係る補助金に加えまして、高効率の空調機器

や給湯機器の更新も補助対象として継続いたします。また、事業者向けの補助金といたしまして、太陽光発電設備や高効率空調機器などに補助金事業を拡大して行う予定であります。

公共施設につきましては、小学校などの空調機器や照明機器の改修を計画的に実施していくほか、(仮称)山口市北部地域コミュニティセンターのZEB化を実装するため、太陽光発電設備のPPAモデルでの実施を計画しております。

ほかに、宅配の再配達抑制にも、宅配ボックス無償配布事業といたしまして設置補助金事業を行ってまいります。

加えまして、小中学校への環境教育として、民間企業や団体、大学教授らと連携しながら地球温暖化、脱炭素や電気自動車やリサイクルに関する授業を行う予定であります。教育委員会と一体となって体験学習をプログラムとして計画してまいります。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(山崎 通君) 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分より再開いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長(山崎 通君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位9番 寺町祥江君。

○4番(寺町祥江君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を1件させていただきます。

多様なニーズに対応した実効性のある防災・減災対策に向けて。

このたびの石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

我が国では想定外という言葉がよく使われた東日本大震災以降、過去数百年間の地震、津波を再現することを基本とする従来の被害想定に在り方に再検討が求められ、ハード対策のみでは災害は防げないとの考えの下、ハード、ソフトの様々な対策を組み合わせることで被害を最小化する減災の考え方の徹底が求められることとなりました。

これを踏まえて、南海トラフ地震等に関する被害想定の見直しが順次に進められるとともに、減災の考え方など災害対策の基本理念を災害対策基本法に明記し、その徹底が

図られています。

さらに、市町村合併による市町村エリアの広域化や地方公共団体の公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後発生が危惧される広域的な大規模災害が発生した場合においては、行政による公助の限界が懸念されています。住民一人一人の自助の意識を高めていくとともに、共助の取組を促進し、様々な民間団体等が参画、連携した被災者支援体制を構築していくことが重要視されており、災害発生時における各種応急復興活動に関する人的・物的支援などを行う災害時のパートナーとして、民間事業者や関係機関との間、または自治体間での協定の締結が全国的に進められています。

質問の1点目は、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

山県市においても、これまでに多くの関係団体や企業との協定が結ばれていますが、実際に災害が起きた際にどのような手順を踏んでその対応に当たるかなど、シミュレーションや訓練、協定間での取組についての現状はどのようなのでしょうか。

2点目以降は福祉課長にお尋ねをいたします。

近年の災害においては高齢の方々や障がいのある方が多く被災をされています。令和2年度に開催された高齢者等の避難に関するサブワーキンググループの最終取りまとめ等においては、自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難の支援等を実施するための計画である個別避難計画の策定を一層推進することにより、円滑かつ迅速な避難を図る必要性を指摘、市町村において作成が進められている個別避難計画について全国的に推進をする観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされました。

この提言を踏まえ、国は災害対策基本法を令和3年5月に改正、施行、市町村における個別避難計画の円滑な作成を促進するため、避難行動要支援者等の避難行動計画支援に関する取組指針を改定、市町村が優先度の高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいことや個別避難計画の作成手順などが示されました。

2点目、福祉課長にお尋ねをいたします。

山県市でも今年度より意向調査を実施されておりますが、進捗と今後のお考えをお尋ねいたします。

この個別避難計画を作成する市町村によっては、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難先の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となることは様々であります。このため、個別避難計画作成

モデル事業を、令和3年度では34市区町村及び18都府県のモデル団体において、令和4年度は23市区町村及び11都道府県のモデル団体において実施し、個別避難計画の効果的、効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し計画作成のプロセス及びノウハウの共有が図られています。

しかしながら、中には、大勢が集まる避難所には、避難が困難な障がいをお持ちの方、その御家族もいらっしゃり、今回の震災で被災された地域においてもそういった方々の居場所が見つからないことが大きな課題となっています。

質問の3点目も同じく福祉課長にお尋ねをいたします。

周囲になじめない、環境の変化に敏感なことにより避難所への避難が難しい方への対策はどのようにお考えでしょうか。

以上3点をお聞きいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 私からは1点目の御質問にお答えいたします。

災害応援協定を結んでいる団体等との具体的な訓練などの取組についてでございますが、現在、山口市では47の団体と災害応援協定を結んでおります。これらの協定先のうち、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、ボランティア・サポートセンター、日本赤十字社、LPガス協会、アマチュア無線クラブ、電気工事業防災協力会、管設備組合、防災協力会、電力事業者など多くの団体に参加いただきまして、令和元年度までは毎年、集合型の山口市の総合防災訓練を実施しておりました。

総合防災訓練では、避難訓練、応急給食訓練、ライフラインの復旧訓練、救助犬による搜索救助訓練、消防用水利確保訓練、負傷者トリアージと応急救護処置訓練、救出・救護訓練などを実施してまいりました。

しかしながら、コロナ禍ではこのような集合型の訓練は実施できず、オンラインで市民参加型の防災アトラクションを実施いたしました。また、コロナが感染症の分類変更になってからは、昨年11月に、山県医師会と岐北厚生病院が実施主体となりまして、山口市及び山県消防署と連携した災害時の医療救護訓練、情報連携訓練を実施いたしました。

来年度には、防災フェスタと称しまして、山口市消防団、消防協会との共催事業で、市民の皆様方に消防団や防災事業に理解を深めてもらうための事業を計画しており、その際には、協定先の団体の皆様にも参加協力をお願いし、協定内容に添った訓練などを実施していただく予定でございます。それに併せまして、協定内容の再確認、見直し等も検討しながら連携を強化してまいりたいと思います。

また、来年度も新たに1件の災害応援協定を予定しており、現在、その内容について詰めている最中でございます。

今後におきましても、市民の皆様が安心して生活していただけるよう、災害時に協力していただける団体とは、応援協定の締結を推進し、協力団体の拡充を図ってまいります。

議員御発言のように、災害時において行政による公助には限界がございますので、今回の能登半島地震を期に、想定されます自然災害に備え、市民の皆様の自助に関する防災意識の向上や自主防災組織の強化など、地域の皆様の共助の取組を推進し、そのほかにも協定を結んでいただけている様々な団体と連携した災害時の体制の強化に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実君） では、福祉課のほうから、2点目、3点目をお答えさせていただきます。

御質問の2点目、個別避難計画の作成の進捗状況と今後についてでございますが、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、自力での避難が難しく、避難に支援が必要な方々の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者のうち、同意を得られた方について個別避難計画を作成することとされています。

そのため、山口市では令和5年度に、まずは身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、難病患者、介護保険要介護3以上の方を対象に調査を実施しました。

進捗状況としましては、令和5年10月末現在の避難行動要支援者名簿の登録者人数1,322人のうち713人へ送付、うち479人から回答があり、個別避難計画の作成に同意された方は198人、本人や家族の作成、福祉専門職の協力で78件の個別避難計画が作成されており、今年度は福祉専門職から80人ほどの個別避難計画が提出される見込みです。また、同意しない方は281人で、理由としましては、施設に入所や長期入院、支援者がいる、支援を必要としないという、ほか御意見でした。

今後につきましては、引き続き、令和5年度の調査の未回収分234件の状況把握や75歳以上独居、新規対象者の調査を進めてまいります。この個別支援計画作成については、今後継続的に実施していきたいと考えております。

御質問の3点目、避難所への避難が難しい方への対策についてでございますが、個別

避難計画書から自主避難所や指定避難所に避難すると回答される方が多い中、自宅や親戚の家にとどまると回答している方も多くあります。自宅にとどまる理由としましては、2階に垂直避難できるという回答や、御質問にもありました環境の変化に敏感で避難できないという回答もございます。

避難所生活が困難で配慮、支援が必要な高齢者や障がいのある方で避難が難しい方への対応ですが、被害状況によってはどうしても自主避難所や指定避難所へまずは一時避難いただく場合がありますので、御理解いただけるよう周知してまいります。

なお、避難所での生活が長期化される懸念もありますので、総務課の消防防災係と協議しながら対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問を行います。

ただいま協定先との連携強化、個別避難計画や避難所での生活が困難な方への対応をお答えいただきました。

避難所での生活が困難な方々に対しましては、自宅などでの対策もお考えになられているとのことでした。他市町村では、民間の団体による遠隔避難の協定を結ばれているようなところもあります。そういった多様な視点でそれぞれの事情を踏まえた避難計画、対策が、今後も取組を続けて策定されていかれることを期待したいと思います。

再質問は、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

協定先との連携強化についてお考えをお答えいただきました。その中で2点お尋ねをいたします。

1点目は、災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定についてのお考えはいかがでしょうか。

2点目です。近年、災害時におけるキャンピングカーの活用が注目を集めています。さきにお話をさせていただきました避難所での生活が困難な障がいをお持ちの方や医療的ケアを必要とする方などの車中泊避難としてもキャンピングカーの活用が注目を集めていたりしています。

山口市においては市内の事業者様と協定を結んでおり、大変心強い体制づくりができておりますが、実際に災害が起きた際にどういった方を対象に、どのような活用をしていくのかも今後十分に検討、御協議いただき、災害時に必要とする方が有効的に活用できるよう取組を進めていただきたいと思います。お考えはいかがでしょうか。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定については、先ほど御答弁申し上げました来年度予定しております新たな災害応援協定がまさしく電気自動車を製造、販売している事業者との災害連携協定で、その主な内容は、災害時における電気自動車の活用として、大規模災害が発生した場合など、電力不足が想定される市内の避難所等において、電気自動車から電力を供給するため、電気自動車の貸与を受けられるようにするものなどでございます。現在、協定に向けて協定書の内容確認作業中でございます。

御質問の2点目、災害時におけるキャンピングカーの活用についてでございますが、今回の令和6年能登半島地震において、被災地支援のために一般社団法人日本RV協会のメンバー企業が協力し、約30台のキャンピングカーを自治体職員宿泊所として貸与されました。

キャンピングカーは、生活するのに必要な様々な設備が装備され、近年、アウトドアに限らず、被災時の避難所にも利用できることから人気が出てきております。災害時におけるキャンピングカーの使用目的は多岐にわたり、災害指令拠点や医療・介護者簡易宿泊所、移動可能な避難シェルターなど、様々な用途での活用が期待されております。

山口市では、令和3年6月に市内でキャンピングカーを取り扱ってみえる事業者様と災害時におけるキャンピングカー提供の協力に関する協定を締結いたしており、借り上げに関する手続などについて取決めがなされております。

お借りする車両の具体的な利用方法などは決めてございませんが、万が一大規模な災害により被災した場合には、議員御発言のように、必要とするところに最大限有効に活用させていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再々質問は市長にお尋ねをいたします。

以前に議会の行政視察研修にて、東日本大震災で被災をされました自治体へお伺いいたしました。その際、現地でお聞きした言葉でとても印象的だったのは、震災が起きれば行政も被災するという言葉でした。

実効性のある防災、減災に向けた取組を進めていくには、行政に限らず、あらゆる立場の人が自助、共助の必要性を十分に理解し、実際にどのような災害が起きたときにどのような避難をするのか、どんな支援をどんな形で受けることができるのか、避難所の運営についてなど、平時にどれだけの計画、訓練、備えができていくかが重要になります。

す。そこに対する働きかけに、関係各課や協定先との連携を深め、今後より一層力を注いでいくための体制強化に御尽力いただきたいと思います。市長のお考えはいかがでしょうか。

以上、お聞きしまして私の質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 市長。

○市長（林 宏優君） 寺町議員の再々質問にお答えします。

具体的に、今まで以上に体制の強化ということでございますけれども、もう10名以上の職員が被災地の支援に行っておりますので、まず職員の話をお聞きすると、非常に報道されていたり、実際に目の当たりにしますと非常に災害が大きいということ、そしてまた、長期にわたるということでございますので、復旧、復興のためにですね。

そういったことを踏まえながら、明日ちょうど市の防災会議を行いますけれども、市の防災計画におきましても、具体的にああいった職員の経験を基にして、防災計画の中身を少し、もっと具体的に、本当に大きな災害が起こった場合にどうしたらいいのかと、そういったことも踏まえながら、計画の中身を実践的な形になるような形で見直したいと思っておりますし、また、特に、前にもお話しさせていただいたかと思っておりますけれども、やはりこの自助、共助という考え方を少しでも啓発していきたいと、ちょうど昨日、富岡地域の自治会長会議がございまして、自治会長さん、連合会長さんですね、お話にもございましたように、具体的にああいった災害があったときの、いかに共助の大切さを連合会長さんが訴えられましたけど、全くそのとおりでございますので、少しでも多くの市民の方に、日々の生活の中から、そうした大きな災害が起こったときの、まずは自助について、そういった思いを高めていただけるような、来年度は消防団と一体となった、そういった取組も行ってまいりますので、いろんな状況の中でそうした啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

22日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時10分散会

令和6年3月22日

山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

山県市議会定例会会議録

第5号 3月22日（金曜日）

○議事日程 第5号 令和6年3月22日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市「子育て」応援条例について

議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について

議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について

議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について

日程第2 常任委員会委員長報告に対する質疑

- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第12号 山口市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山口市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山口市水道事業給水条例及び山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について

日程第3 討 論

- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

- 提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山県市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算

- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について

日程第4 採 決

- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山口市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山県市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山県市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山県市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について
- 日程第5 特別委員会の最終報告について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山口市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山口市水道事業給水条例及び山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について

- 議第32号 第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について
- 日程第2 常任委員会委員長報告に対する質疑
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について
- 日程第3 討 論
- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市「子育て」応援条例について

- 議第13号 山口市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山口市水道事業給水条例及び山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山口市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
- 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
- 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
- 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 議第34号 財産の取得について
- 日程第4 採 決
- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第6号 山県市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市「子育て」応援条例について
- 議第13号 山県市こども家庭センター設置条例について
- 議第14号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第16号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）
- 議第21号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第22号 令和5年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第23号 令和5年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和6年度山県市一般会計予算
- 議第25号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

- 議第28号 令和6年度山口市高富財産区特別会計予算
 議第29号 令和6年度山口市水道事業会計予算
 議第30号 令和6年度山口市下水道事業会計予算
 議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について
 議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
 議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について
 議第34号 財産の取得について

日程第5 特別委員会の最終報告について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松久茂君 | 2番 | 田中辰典君 |
| 3番 | 奥田真也君 | 4番 | 寺町祥江君 |
| 5番 | 加藤裕章君 | 6番 | 古川雅一君 |
| 7番 | 加藤義信君 | 8番 | 郷明夫君 |
| 9番 | 操知子君 | 10番 | 福井一徳君 |
| 11番 | 山崎通君 | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------|-------|------------------|--------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 久保田裕司君 |
| 教育長 | 服部和也君 | 理事兼
総務課長 | 谷村政彦君 |
| 企画財政課
長 | 丹羽竜之君 | 税務課長 | 安達俊樹君 |
| 市民環境課
長 | 服部裕司君 | 福祉課長 | 岩田豊実君 |
| 健康介護課
長 | 森正和君 | 子育て支援課
長 | 山田佐知子君 |
| 農林畜産課
長 | 福井淳君 | 水道課長 | 大西義彦君 |
| 建設課長 | 棚橋和夫君 | まちづくり・
企業支援課長 | 今井孝哉君 |
| 会計管理者 | 浅野浩昭君 | 学校教育課
長 | 森川勝介君 |

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 棚 橋 純 次 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（山崎 通君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 田中辰典君。

○総務産業建設常任委員会委員長（田中辰典君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月11日午前10時より開催し、審査を付託されました議第5号から議第7号、議第9号、議第16号、議第17号、議第19号、議第20号、議第24号、議第28号及び議第31号から議第33号までの所管に属する条例案件7件、予算案件3件、その他案件3件の13議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑においては、議第24号 令和6年度山口市一般会計予算（総務産業建設関係）では、総務費、財産管理費、北部地域拠点整備事業に関して、美山支所の前に設置予定の観光案内所について、北部地域以外も含めてグリーンツーリズムなどの観光案内所を行う予定か。総務費、財産管理費、車両購入費に関して、HV車1台、EV車1台、この各2台の内訳料金と使用目的は。総務費、情報管理費、自治体DX推進支援業務委託料に関して、DX推進リーダー育成の内容は。庁内全体に情報に特化した人を配置するのではなく、各課にリーダーを設置し職員全体のレベルアップを目指すということか。総務費、企画費、自転車で出かけたくなるまちづくり事業に関して、事業実施場所など具体的な内容は。また、おおが健康広場に整備される駐車場との関連は。農林水産業費、林業振興費、自然体験業務委託料に関して、業務委託の内容は。商工費、商工振興費、奨学金返還支援補助金に関して、フリーランスとして働かれている人、非正規雇用として就労している人なども補助対象となるか。商工費、観光振興費、名山めぐり事業委託料に関して、熊出没に関する啓発等の対策は。土木費、公園費、公園用地購入費に関して、おおが健康広場とあるが、具体的にはどこを購入するのか。また、購入予定地の現状と面積は。土木費、住宅管理費、空家等実態把握事業委託料に関して、事業委託の内容は。消防費、常備消防費、消防総務に関して、前年度5億2,000万円に対して6億6,000万円の予算となっており、1億3,000万円程度の増額となっている。増額理由は。議第31号 工事請負契約の変更契約の締結については、工法変更の詳しい内容は。議第33号

北山辺地総合整備計画の策定については、神崎よってちよの土地、建物は借りているのか。土地購入費50万円に建物代も含まれるのか。含まれない場合、土地は購入し、建物は借りた状態で改修工事を実施するのか。改修工事2,000万円の中に耐震工事も含まれるのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第5号から議第7号、議第9号、議第16号、議第17号、議第19号、議第20号、議第24号、議第28号及び議第31号から議第33号までの13議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 奥田真也君。

○厚生文教常任委員会委員長（奥田真也君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時から開催し、審査を付託されました議第8号、議第10号から議第15号及び議第18号、議第20号から議第27号、議第29号、議第30号、議第34号までの19議案の所管に属する条例案件8件、予算案件6件、補正予算案件4件、その他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第24号 令和6年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、民生費、児童福祉総務費においては、保育体制強化事業補助金について、事業内容はどのようなか。衛生費、母子保健費においては、分娩取扱施設への交通費及び宿泊費について、事業内容はどのようなか。衛生費、塵芥処理費においては、焼却灰処理業務委託料について、燃えるごみの鉛値を下げるため、乾電池の分別しやすい状況をつくるための考えは。最終処分場埋め立て物処理業務委託料について、テスト搬出の目的と背景はどのようなか。教育費、教育指導費においては、こどもサポートセンターの人員の配置はどのようなか。教育費、学校管理費においては、スクールサポートスタッフについて、業務内容はどのようなか。教育費、文化施設費においては、図書館等管理費について、電子書籍は何点ぐらい整備を予定しているのか。教育費、青少年育成費においては、放課後子ども教室事業について、アトリエ事業とはどのように実施するのか。議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算については、地域支援事業費、認知症総合支援事業費においては、介護予防・生活支援サービス事業費について、事業の内容はどのようなか。議第29号 令和6年度山県市水道事業会計予算については、水道料金改定に伴う増収見込みはどのようなか。

採決の結果、付託された議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

について及び議第24号 令和6年度山口市一般会計予算(厚生文教関係)、議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第10号から議第15号及び議第18号、議第20号から議第23号、議第26号、議第27号、議第29号、議第30号、議第34号までの16議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長(山崎 通君) 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 常任委員会委員長報告に対する質疑

○議長(山崎 通君) 日程第2、常任委員会委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山崎 通君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長(山崎 通君) 日程第3、討論。

これより議第5号から議第34号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○10番(福井一徳君) 日本共産党の福井一徳です。

議長より御指名いただきましたので、4議案についての反対討論を行いたいと思えます。

まず最初に、議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、併せまして、関連する議第25号 令和6年度国民健康保険特別会計予算についてです。

国保の都道府県単位化は医療費抑制の新たな政策手法です。都道府県に医療費抑制の推進役としての任務を負わせ、地域医療構想の策定と医療費適正化計画の策定の下、県下では病院の病床削減や診療所の廃止などが進められています。

市は、県が示す市町村ごとの標準保険料率と市町村ごとに決められる納付金に基づい

て保険料率を決めて徴収しています。もともと国保は、加入者が自営業者や年金生活者、低所得者、未業者世帯等が多く、財政運営が厳しい構造的問題があることは国も認めています。都道府県知事会は、この構造的問題の解決のために、国に1兆円の負担を求めていましたが、国は支出を3,400億円にとどめ、この制度を開始しました。

政府は、今年から国民健康保険の被保険者で出産予定、または出産した人の均等割額と所得割額を一部減免する制度を始めましたが、医療費抑制の推進は変わりません。

国の負担分を増やして国保税の引下げこそ進めるべき政策であり、今回の値上げの条例案については反対をします。したがって、議第25号 令和6年度国民健康保険特別会計予算についても反対をします。

続いて、議第24号 令和6年度山口市一般会計予算、個人番号カード普及促進事業に1,260万円余の計上がされています。

そもそもマイナンバーカードの普及が進まないで、2万円のマイナポイントをつける政策に1兆4,000億円余の税金をつぎ込み、それでも普及率が73%台。そこで、今度は国民に必須の健康保険証に代わるマイナ保険証を推進しようとしています。現状では、マイナ保険証利用者は4%にすぎず、この秋のマイナ保険証一本化には、60代以上の78%が反対している世論調査数値もあります。

個人情報是一本化し、確保情報を企業が利用し、個人のプライバシー保護規定もなく、諸外国には例を見ない、個人番号にあらゆる個人情報を統合、一本化、ひもづけするマイナンバーカード事業に反対します。

続いて、保育体制強化事業補助金として、民営化された保育園に394万8,000円が計上されています。

山口市は保育士の確保が困難であるとして、民間の力を借りると称して富岡保育園と高富保育園を民営化しました。私は民営化に対し、本来行政の役割の放棄につながり、保育事業の質の向上にならないと反対をしてきました。そして、正規保育士の構成比率を4割から6割に引き上げる主張をしてきました。

今回の保育体制強化事業補助金の内容に関わり、民営化した保育園の正規比率を尋ねたところ、高富保育園は正規11名で、正規比率が42%、富岡保育園に至っては正規が1名、非正規が26名、正規比率3.4%という信じ難い実態になっています。改めて保育の民営化の無責任な実態が明らかになりました。したがって、これらの予算を含む令和6年度一般会計予算には反対をします。

最後です。議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について。

今回の変更契約の三田又川の改修工事の変更契約の内容は、矢板鋼板の高騰、工法の

変更による変更契約の締結との説明でした。

入札契約が現場工事を進めるたびに、以前、令和5年第3回市議会の議第69号の（仮称）美山地域コミュニティセンターの契約変更が提案されたように、契約変更に至る手続で増額されることとなります。今回はその額が1,678万3,800円と高額になっています。

答弁によれば、そもそも契約変更の規定によって、その増額範囲が大幅に引き上がる事が可能になっています。そうなれば、当初予算からすると市民に説明がつかなくなります。このような規定が国の指導だとしても、予算大幅増額は議会の議決の意味をなくすに等しくなると考えられるからです。

こうした規定については、議会の議決事項との関連を含め、見直しが必要であると考え、したがって、今回の議第31号 工事請負契約の変更契約の締結については反対をいたします。

以上です。

○議長（山崎 通君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告を行っておりますが、討論を1件行わせていただきます。

議第12号 山口市「子育て」応援条例について、賛成の立場で討論を行います。

子育て支援日本一を目指す山口市では、これまで全国的に見てもレベルの高い多種多様な子育て支援が進められてきました。小中学校の給食費の無料化、これまで何度も議論を重ね実現されてきたゼロ歳からの保育料の無償化についても、私は賛成の立場で討論をさせていただきました。

子育てをする世帯への経済的支援が表向きの捉え方ではありましたが、私の賛成の討論の論点は、生まれてきた環境や年齢に関係なく、子供たち一人一人の育ちをまち全体で支えるという市の姿勢であったことです。

社会の変化が激しい中で育つ子供たちは、これまでの枠組みや従来どおりのやり方では対応し切れない時代を生き抜いていくこととなります。本条例の制定により、家庭では解決できない課題に直面することがある場合でも、保育や教育の現場、地域の皆様のお力をお借りして、子供たち一人一人が個性や能力を發揮して健やかに育つ施策がより一層進められることを期待して、この条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（山崎 通君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎 通君） 最初に、反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。
-

日程第4 採決

- 議長（山崎 通君） 日程第4、採決。
これより採決を行います。
議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
議第6号 山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
議第7号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山口市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山口市「子育て」応援条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山口市こども家庭センター設置条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 山県市水道事業給水条例及び山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第10号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 令和5年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 令和5年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 令和6年度山口市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 令和6年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 令和6年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 令和6年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 令和6年度山県市下水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 工事請負契約の変更契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございます。お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 第3次山口市総合計画基本構想・前期基本計画及び山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 北山辺地総合整備計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 財産の取得について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 特別委員会の最終報告について

○議長（山崎 通君） 日程第5、特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

まず初めに、議会改革及びICT検討特別委員会委員長の報告を求めます。

議会改革及びICT検討特別委員会委員長 加藤裕章君。

○議会改革及びICT検討特別委員会委員長（加藤裕章君） 議会改革及びICT検討特別委員会最終報告をいたします。

本特別委員会は、令和4年第2回定例会において設置され、議会活動の充実、強化を図るため、ICT技術の導入、活用方法を含むこれからの市議会の在り方について調査研究を進めてまいりました。

第1回の特別委員会を令和4年6月23日に開催、以降5回の委員会を開催し、令和5年3月17日、令和5年第1回定例会において中間報告を行いました。その後、第6回を5月11日に開催し、委員長が互選により交代いたしました。

第7回は5月30日に開催し、ICTに関しては、導入するタブレット端末の貸与規程や運用方針等の内容について協議を行いました。また、議会改革としては、ハラスメントに関する研修会の実施に向けての検討、議会基本条例の改正も含め、ハラスメントに関する取組について協議することを決定いたしました。

第8回は6月8日に開催、委員会としてのタブレット端末貸与規程、運用方針を決定、また、実際にタブレット端末を操作しながら、ペーパーレス会議システムの活用方法について協議し、委員外議員に規程、運用方針、活用方法などを説明することといたしました。また、ハラスメントに関する研修について、開催時期、開催方法等を確認いたしました。6月23日に開催された議員協議会において貸与規程等について説明し、委員外議員からの意見を求めました。

第9回は7月18日に開催し、委員外議員からの意見を確認した後、タブレット端末の貸与規程、運用方針を決定、委員会で決定した規程等を議長に報告し、山口市議会としての規程、運用方法となりました。

8月30日には外部講師を招き、タブレット端末研修会を開催、タブレット端末の基本的な操作方法及びペーパーレス会議システムの運用方法について確認いたしました。

第10回委員会においては、タブレット端末の運用方法の見直しとハラスメントに関する取組として、議会基本条例の改正を含めた今後の進め方について協議いたしました。条例改正については、ハラスメントに関する条文を追加すること、また、ハラスメントに起因する問題が起こった場合の対応などを明確にするため、ハラスメント防止に関する要綱の作成に向け、調査していくことといたしました。

第11回は10月27日に開催、議会基本条例の改正及びハラスメント防止に関する要綱の作成について具体的な案を示し、委員会内で話し合いを行いました。

第12回は11月27日に開催、前回委員会において協議された内容を踏まえた条例改正及び要綱について改めて確認し、委員外議員に対しても説明を行い、意見を求めることといたしました。

12月19日に行われた議員協議会において、議会基本条例の改正趣旨、改正内容及びハラスメントの防止に関する要綱の考え方について説明し、委員外議員からの意見を求めました。

第13回は令和6年1月19日に開催し、委員外議員からの意見を踏まえ、条例及び要綱を修正するのか協議し、委員会としての最終条例案を決定、委員長から議長に提出いたしました。

山県市議会基本条例の一部改正については、令和6年2月28日に行われました令和6年第1回定例会開会日において委員会発議として上程し、可決されました。

第14回については2月28日に開催、ハラスメント防止に関する要綱の確認を行い、委員会としての最終要綱を決定し議長に提出いたしました。

また、本特別委員会の今後の活動について協議し、本特別委員会の任期が議員の任期満了までとなっていることから、会議規則第103条の規定により委員会調査報告書を議長に提出し、令和6年第1回定例会において最終報告とすることに決定いたしました。

令和2年に立ち上げられた議会改革特別委員会から議会のICT化について協議されてきました。その意思を引き継ぎ、本特別委員会でも調査研究を重ね、山県市議会にタブレット端末が導入されました。タブレット端末を導入したことがゴールではなく、これから新たなスタートであることを認識しつつ、さらなる議会活動の充実強化を図り、市民への積極的な情報発信や議会における業務の効率化を図るため、引き続き、タブレット端末の活用・運用方法の見直しを行うべきであると考えます。あわせて、議員一人一人のICTスキルの底上げに向けた取組を継続していくことも必要です。

議会基本条例については、市民に開かれた議会となるよう、本条例に基づき、市民の多様な意見に耳を傾け、市政に反映するための活動を充実させ、市民から信頼される議会を目指していくことを願い、最終報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

ただいま議会改革及びICT検討特別委員会の調査終了が報告されましたので、議会改革及びICT検討特別委員会の調査を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議会改革及びICT検討特別委員会の調査を終了することに決定されました。

次に、議員活動適正化特別委員会委員長の報告を求めます。

議員活動適正化特別委員会委員長 福井一徳君。

○議員活動適正化特別委員会委員長（福井一徳君） それでは、議員活動適正化特別委員会委員会の最終報告を行います。

特別委員会の任期が議員の任期満了までとなっていますので、会議規則第103条の規定により、本定例会において最終報告を行います。

本委員会は、令和4年第2回定例会における決議により設置されました。そして、令和5年第1回定例会にて中間報告を行いました。その後、継続して通算して25回の特別委員会の審議を重ね、最終報告の運びとなりました。

議員報酬について、選挙公営について、政務活動費についての調査、研究を検討、協議した結果、選挙公営については、令和5年第3回定例会において山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が上程され、原案どおり可決、施行されました。

また、政務活動費について、令和6年第1回定例会において委員会提出議案として上程し、可決いただきました山県市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例では、政務活動費の手引についても協議を行い、より使いやすく適正な運用をすることを目指し、令和6年5月1日より施行予定となりました。

議員報酬については、全国の自治体の各種資料や提言、有識者の論文等を取り寄せ、今後の在り方等についての議論を行い、意見調整も整いましたので、議長に先般提出させていただきました。全議員への共有をさせていただきます。

以上2年間にわたり、25回の特別委員会の議論を尽くし、それぞれの諮問された課題につきましてその概要を御報告させていただき、議員活動適正化特別委員会の最終報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

ただいま議員活動適正化特別委員会の調査終了が報告されましたので、議員活動適正化特別委員会の調査を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。

よって、議員活動適正化特別委員会の調査を終了することに決定されました。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和6年山口市議会第1回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 山 崎 通

山口市議会副議長 加 藤 義 信

10 番 議 員 福 井 一 徳

12 番 議 員 吉 田 茂 広